

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新		旧		備考	資料 2
総則編 第 1 節 計画の方針		総則編 第 1 節 計画の方針			
(略)		(略)			
第 4 旭川市防災会議		第 4 旭川市防災会議			
(略)		(略)			
■旭川市防災会議の構成		■旭川市防災会議の構成			
会長 (旭川市長) 指定地方行政機関の職員 旭川開発建設部 旭川地方気象台 陸上自衛隊の自衛官 陸上自衛隊第2師団 北海道知事の部内の職員 上川総合振興局 上川総合振興局旭川建設管理部 北海道警察の警察官 旭川中央警察署 旭川東警察署 市長の部内の職員 旭川市副市長等 旭川市教育長 旭川市消防長 旭川市消防団長 指定公共機関の職員 北海道旅客鉄道株式会社旭川支社 北海道電力ネットワーク株式会社道北統括支店 日本放送協会旭川放送局 N T T 東日本株式会社北海道北支店 日本郵便株式会社九条郵便局 指定地方公共機関の職員 一般社団法人旭川市医師会 一般社団法人旭川歯科医師会 一般社団法人旭川薬剤師会 旭川ガス株式会社 公益社団法人北海道看護協会上川南支部 公益社団法人北海道獣医師会上川支部 一般社団法人北海道L P ガス協会上川支部 学 識 経 験 者 市長が適当と認めた者 社会福祉法人旭川市社会福祉協議会		会長 (旭川市長) 指定地方行政機関の職員 旭川開発建設部 旭川地方気象台 陸上自衛隊の自衛官 陸上自衛隊第2師団 北海道知事の部内の職員 上川総合振興局 上川総合振興局旭川建設管理部 北海道警察の警察官 旭川中央警察署 旭川東警察署 市長の部内の職員 旭川市副市長等 旭川市教育長 旭川市消防長 旭川市消防団長 指定公共機関の職員 北海道旅客鉄道株式会社旭川支社 北海道電力ネットワーク株式会社道北統括支店 日本放送協会旭川放送局 東日本電信電話株式会社北海道事業部 日本郵便株式会社九条郵便局 指定地方公共機関の職員 一般社団法人旭川市医師会 一般社団法人旭川歯科医師会 一般社団法人旭川薬剤師会 旭川ガス株式会社 公益社団法人北海道看護協会上川南支部 公益社団法人北海道獣医師会上川支部 一般社団法人北海道L P ガス協会上川支部 学 識 経 験 者 市長が適当と認めた者 社会福祉法人旭川市社会福祉協議会		(総－3) 社名変更に伴い 修正	
(略)		(略)			

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新	旧	備考
第 6 地区防災計画 (略) 本計画に定める地区防災計画は、次のとおりとする。 (略) <u>7 北星・川端地区防災計画</u> <u>北星・川端地区防災会議（令和 8 年 3 月）</u> <u>8 末広地区防災計画</u> <u>末広地区防災会議（令和 8 年 3 月）</u> (略) 第 2 節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 (略) 第 6 指定公共機関	第 6 地区防災計画 (略) 本計画に定める地区防災計画は、次のとおりとする。 (略) <u>（新規）</u> <u>（新規）</u> (略) 第 2 節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 (略) 第 6 指定公共機関	(総－ 5) 地区防災計画の追加 (総－ 8) 社名変更に伴い修正 (総－16) 社名変更に伴い修正 (総－22) 内水ハザードマップの作成に伴い修正
(略) 2 <u>NTT東日本株式会社北海道北支店</u>、株式会社NTTドコモ北海道支社、<u>NTTドコモビジネス株式会社</u>、KDDI 株式会社、ソフトバンク株式会社 (略) 第 3 節 市民、事業所等の責務 (略) 第 6 社会環境	(略) 2 <u>東日本電信電話株式会社北海道事業部</u>、株式会社NTTドコモ北海道支社、<u>エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社</u>、KDDI 株式会社、ソフトバンク株式会社 (略) 第 3 節 市民、事業所等の責務 (略) 第 6 社会環境	
(略) 市民生活の基盤となるライフラインは、旭川市水道局により上水道と下水道が、電気、ガス及び電話は、それぞれ北海道電力（株）、旭川ガス（株）、<u>NTT東日本</u>（株）等によって供給されている。 (略) 第 5 節 想定する災害 (略) 第 2 風水害等	(略) 市民生活の基盤となるライフラインは、旭川市水道局により上水道と下水道が、電気、ガス及び電話は、それぞれ北海道電力（株）、旭川ガス（株）、<u>東日本電信電話</u>（株）等によって供給されている。 (略) 第 5 節 想定する災害 (略) 第 2 風水害等	
1 水害 (略) 本市が作成した洪水ハザードマップ<u>及び内水ハザードマップ</u>では、概ね 1,000 年に一度発生するような大雨を想定した<u>（削除）</u>浸水想定区域<u>（削除）</u>において、低地にあたる市街地の大部分が浸水するとしている。また、その他の小河川や排水路では、豪雨時には排水能力を超えた雨水が集中し、小規模な浸水が発生する都市型水害が予測される。 よって、本計画は、<u>各</u>ハザードマップの想定に対応したものとする。	1 水害 (略) 本市が作成した洪水ハザードマップ<u>（新規）</u>では、概ね 1,000 年に一度発生するような大雨を想定した<u>「洪水浸水想定区域」</u>において、低地にあたる市街地の大部分が浸水するとしている。また、その他の小河川や排水路では、豪雨時には排水能力を超えた雨水が集中し、小規模な浸水が発生する都市型水害が予測される。 よって、本計画は、<u>洪水</u>ハザードマップの想定に対応したものとする。	

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新	旧	備考																																																																																		
■旭川市洪水ハザードマップの対象河川と想定最大規模降雨量 <table><tr><th>対象河川</th><th>想定最大規模降雨量</th></tr><tr><td>伊野川</td><td>伊野川流域の2時間雨量 155mm</td></tr><tr><td>西里川</td><td>西里川流域の1時間雨量 126mm</td></tr><tr><td>拓北川</td><td>拓北川流域の1時間雨量 125mm</td></tr><tr><td>神居川</td><td>神居川流域の1時間雨量 125mm</td></tr><tr><td>ヨンカシュッペ川</td><td>ヨンカシュッペ川流域の2時間雨量 144mm</td></tr><tr><td>ウッペツ川</td><td>ウッペツ川流域の2時間雨量 160mm</td></tr><tr><td>オホーツナイ川</td><td>オホーツナイ川流域の1時間雨量 125mm</td></tr><tr><td>南校川</td><td>南校川流域の1時間雨量 125mm</td></tr><tr><td>五号川</td><td>五号川流域の1時間雨量 125mm</td></tr><tr><td>雨紛川</td><td>雨紛川流域の1時間雨量 129mm</td></tr><tr><td>西八号川</td><td>西八号川流域の1時間雨量 125mm</td></tr><tr><td>十五号川</td><td>十五号川流域の1時間雨量 125mm</td></tr><tr><td>千代ヶ岡川</td><td>千代ヶ岡川流域の1時間雨量 125mm</td></tr><tr><td>アイヌ川</td><td>アイヌ川流域の1時間雨量 125mm</td></tr><tr><td>栄川</td><td>栄川流域の1時間雨量 125mm</td></tr><tr><td>近文オホーツナイ川</td><td>近文オホーツナイ川流域の1時間雨量 125mm</td></tr><tr><td>基北川</td><td>基北川流域の1時間雨量 129mm</td></tr><tr><td>ポンウシベツ川</td><td>ポンウシベツ川流域の1時間雨量 125mm</td></tr><tr><td>小股川</td><td>小股川流域の1時間雨量 125mm</td></tr><tr><td>永山二号川</td><td>永山二号川流域の1時間雨量 129mm</td></tr><tr><td>永山3号川</td><td>永山3号川流域の1時間雨量 125mm</td></tr><tr><td>難破田川</td><td>難破田川流域の1時間雨量 125mm</td></tr><tr><td>愛宕新川</td><td>愛宕新川流域の1時間雨量 109mm</td></tr><tr><td>難破田川分水路</td><td>難破田川分水路流域の1時間雨量 125mm</td></tr><tr><td>ポンウシベツ川分水路</td><td>ポンウシベツ川分水路流域の1時間雨量 125mm</td></tr><tr><td>ペーパン川</td><td>ペーパン川流域の72時間総雨量 484mm</td></tr><tr><td>神水川</td><td>神水川流域の1時間雨量 134mm</td></tr><tr><td>内大部川</td><td>内大部川流域の2時間雨量 138mm</td></tr><tr><td>オロエン川</td><td>オロエン川流域の1時間雨量 125mm</td></tr><tr><td>秋葉の沢川</td><td>秋葉の沢川流域の1時間雨量 125mm</td></tr><tr><td>ハイシュベツ川</td><td>ハイシュベツ川流域の1時間雨量 141mm</td></tr><tr><td>キムクシュハイシュベツ川</td><td>キムクシュハイシュベツ川流域の1時間雨量 125mm</td></tr><tr><td>辺別川</td><td>辺別川流域の1時間雨量 113mm</td></tr><tr><td>東光川</td><td>東光川流域の1時間雨量 125mm</td></tr><tr><td>小股川分水路</td><td>小股川分水路流域の1時間雨量 125mm</td></tr><tr><td>ペーパン川第三支川</td><td>ペーパン川第三支川流域の1時間雨量 125mm</td></tr><tr><td>近文内川</td><td>近文内川流域の1時間雨量 125mm</td></tr><tr><td>桜川</td><td>桜川流域の1時間雨量 125mm</td></tr></table> ■旭川市内水ハザードマップの想定最大規模降雨量 <table><tr><th>対象区域</th><th>想定最大規模降雨量</th></tr><tr><td>主に下水道で雨水を排水している区域</td><td>1時間雨量 125mm</td></tr></table> (略)	対象河川	想定最大規模降雨量	伊野川	伊野川流域の2時間雨量 155mm	西里川	西里川流域の1時間雨量 126mm	拓北川	拓北川流域の1時間雨量 125mm	神居川	神居川流域の1時間雨量 125mm	ヨンカシュッペ川	ヨンカシュッペ川流域の2時間雨量 144mm	ウッペツ川	ウッペツ川流域の2時間雨量 160mm	オホーツナイ川	オホーツナイ川流域の1時間雨量 125mm	南校川	南校川流域の1時間雨量 125mm	五号川	五号川流域の1時間雨量 125mm	雨紛川	雨紛川流域の1時間雨量 129mm	西八号川	西八号川流域の1時間雨量 125mm	十五号川	十五号川流域の1時間雨量 125mm	千代ヶ岡川	千代ヶ岡川流域の1時間雨量 125mm	アイヌ川	アイヌ川流域の1時間雨量 125mm	栄川	栄川流域の1時間雨量 125mm	近文オホーツナイ川	近文オホーツナイ川流域の1時間雨量 125mm	基北川	基北川流域の1時間雨量 129mm	ポンウシベツ川	ポンウシベツ川流域の1時間雨量 125mm	小股川	小股川流域の1時間雨量 125mm	永山二号川	永山二号川流域の1時間雨量 129mm	永山3号川	永山3号川流域の1時間雨量 125mm	難破田川	難破田川流域の1時間雨量 125mm	愛宕新川	愛宕新川流域の1時間雨量 109mm	難破田川分水路	難破田川分水路流域の1時間雨量 125mm	ポンウシベツ川分水路	ポンウシベツ川分水路流域の1時間雨量 125mm	ペーパン川	ペーパン川流域の72時間総雨量 484mm	神水川	神水川流域の1時間雨量 134mm	内大部川	内大部川流域の2時間雨量 138mm	オロエン川	オロエン川流域の1時間雨量 125mm	秋葉の沢川	秋葉の沢川流域の1時間雨量 125mm	ハイシュベツ川	ハイシュベツ川流域の1時間雨量 141mm	キムクシュハイシュベツ川	キムクシュハイシュベツ川流域の1時間雨量 125mm	辺別川	辺別川流域の1時間雨量 113mm	東光川	東光川流域の1時間雨量 125mm	小股川分水路	小股川分水路流域の1時間雨量 125mm	ペーパン川第三支川	ペーパン川第三支川流域の1時間雨量 125mm	近文内川	近文内川流域の1時間雨量 125mm	桜川	桜川流域の1時間雨量 125mm	対象区域	想定最大規模降雨量	主に下水道で雨水を排水している区域	1時間雨量 125mm	■旭川市洪水ハザードマップの対象河川と想定最大規模降雨量 (新規) (新規) (略)	(総－22) 中小河川の洪水 浸水想定区域の 指定に伴い追加 (総－22) 雨水出水浸水想 定区域の指定に 伴い追加
対象河川	想定最大規模降雨量																																																																																			
伊野川	伊野川流域の2時間雨量 155mm																																																																																			
西里川	西里川流域の1時間雨量 126mm																																																																																			
拓北川	拓北川流域の1時間雨量 125mm																																																																																			
神居川	神居川流域の1時間雨量 125mm																																																																																			
ヨンカシュッペ川	ヨンカシュッペ川流域の2時間雨量 144mm																																																																																			
ウッペツ川	ウッペツ川流域の2時間雨量 160mm																																																																																			
オホーツナイ川	オホーツナイ川流域の1時間雨量 125mm																																																																																			
南校川	南校川流域の1時間雨量 125mm																																																																																			
五号川	五号川流域の1時間雨量 125mm																																																																																			
雨紛川	雨紛川流域の1時間雨量 129mm																																																																																			
西八号川	西八号川流域の1時間雨量 125mm																																																																																			
十五号川	十五号川流域の1時間雨量 125mm																																																																																			
千代ヶ岡川	千代ヶ岡川流域の1時間雨量 125mm																																																																																			
アイヌ川	アイヌ川流域の1時間雨量 125mm																																																																																			
栄川	栄川流域の1時間雨量 125mm																																																																																			
近文オホーツナイ川	近文オホーツナイ川流域の1時間雨量 125mm																																																																																			
基北川	基北川流域の1時間雨量 129mm																																																																																			
ポンウシベツ川	ポンウシベツ川流域の1時間雨量 125mm																																																																																			
小股川	小股川流域の1時間雨量 125mm																																																																																			
永山二号川	永山二号川流域の1時間雨量 129mm																																																																																			
永山3号川	永山3号川流域の1時間雨量 125mm																																																																																			
難破田川	難破田川流域の1時間雨量 125mm																																																																																			
愛宕新川	愛宕新川流域の1時間雨量 109mm																																																																																			
難破田川分水路	難破田川分水路流域の1時間雨量 125mm																																																																																			
ポンウシベツ川分水路	ポンウシベツ川分水路流域の1時間雨量 125mm																																																																																			
ペーパン川	ペーパン川流域の72時間総雨量 484mm																																																																																			
神水川	神水川流域の1時間雨量 134mm																																																																																			
内大部川	内大部川流域の2時間雨量 138mm																																																																																			
オロエン川	オロエン川流域の1時間雨量 125mm																																																																																			
秋葉の沢川	秋葉の沢川流域の1時間雨量 125mm																																																																																			
ハイシュベツ川	ハイシュベツ川流域の1時間雨量 141mm																																																																																			
キムクシュハイシュベツ川	キムクシュハイシュベツ川流域の1時間雨量 125mm																																																																																			
辺別川	辺別川流域の1時間雨量 113mm																																																																																			
東光川	東光川流域の1時間雨量 125mm																																																																																			
小股川分水路	小股川分水路流域の1時間雨量 125mm																																																																																			
ペーパン川第三支川	ペーパン川第三支川流域の1時間雨量 125mm																																																																																			
近文内川	近文内川流域の1時間雨量 125mm																																																																																			
桜川	桜川流域の1時間雨量 125mm																																																																																			
対象区域	想定最大規模降雨量																																																																																			
主に下水道で雨水を排水している区域	1時間雨量 125mm																																																																																			

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新	旧	備考
震災対策編 第 1 章 災害予防計画 （略） 第 1 節 災害防止対策の推進 第 6 上下水道施設等の整備	震災対策編 第 1 章 災害予防計画 （略） 第 1 節 災害防止対策の推進 第 6 上下水道施設等の整備	（震－ 4） 防災基本計画の 修正に伴い追加
（略） ■復旧体制の強化 水道事業者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における上下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても上下水道の機能を維持するため、必要な資機材の整備等に努める。 また、発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努めるものとする。	（略） <u>（新規）</u>	
第 2 節 災害防止対策の推進 （略） 第 3 液状化対策の推進	第 2 節 災害防止対策の推進 （略） 第 3 液状化対策の推進	
◇現状と方針 平成25年度の防災アセスメント基礎調査によると、地震で大きな揺れを受けた場合、市の中心部などで液状化発生の可能性が大きいと予測された。 そのため、市民に宅地の液状化被害の危険性や対策を周知するとともに、対策の調査等を推進する。 （略）	◇現状と方針 平成25年度の防災アセスメント基礎調査によると、地震で大きな揺れを受けた場合、市の中心部などで液状化発生の可能性が大きいと予測された。 そのため、市民に（新規）液状化の危険性や対策を周知するとともに、対策の調査等を推進する。 （略）	
第 3 節 災害に強い組織・人の形成 （略） 第 4 防災知識の普及	第 3 節 災害に強い組織・人の形成 （略） 第 4 防災知識の普及	（震－12） 防災気象情報の 変更に伴い追記
■防災気象情報及び地震防災の知識の普及啓発 旭川地方气象台と協力し、防災気象情報の内容や利用心得について普及啓発に努める。 ○ 予報、特別警報・危険警報・警報・注意報、その他の気象情報の内容 （略）	■防災気象情報及び地震防災の知識の普及啓発 旭川地方气象台と協力し、防災気象情報の内容や利用心得について普及啓発に努める。 ○ 予報、特別警報・（新規）警報・注意報、その他の気象情報の内容 （略）	
第 6 節 応急対策のための環境整備 （略） 第 1 情報収集・伝達手段の整備	第 6 節 応急対策のための環境整備 （略） 第 1 情報収集・伝達手段の整備	
■災害情報の収集・連絡システムの整備 災害情報及び被害状況報告の収集・連絡は、災害の予防及び応急対策を実施する基本となるものである。このため被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うシステムの I T 化などについて検討する。 また、被災者情報を一括するための情報システムの構築を図り、避難所等における情報入力・情報検索に対応できるようインターネット回線の確保を検討する。 <u>そのほか、災害情報の収集や伝達に当たっては、各種防災関連システムの利活用の促進や操作習熟を図るため、研修や訓練の実施に努める。</u> （略）	■災害情報の収集・連絡システムの整備 災害情報及び被害状況報告の収集・連絡は、災害の予防及び応急対策を実施する基本となるものである。このため被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うシステムの I T 化などについて検討する。 また、被災者情報を一括するための情報システムの構築を図り、避難所等における情報入力・情報検索に対応できるようインターネット回線の確保を検討する。 <u>（新規）</u> （略）	（震－19） 防災基本計画の 修正に伴い追記

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新	旧	備考
第 5 物資供給体制の整備 ◇現状と方針 災害発生時には、流通経済が停止するために物資の入手が困難な被災者に、食料、生活必需品等を供給する必要がある。 本市では、これに備えて必要な物資の備蓄に努めるほか、大手スーパー等との協定締結による流通備蓄の活用など、今後も必要に応じた体制整備を推進する。 また、地域内の備蓄物資や物資拠点について<u>新物資システム（B－P L o）</u>にあらかじめ登録し、供給事業者の保有量と併せ、備蓄量等の把握に努める。 （略） 第 6 備蓄体制の整備 （略） ■市の備蓄の推進 現在、学校等に備蓄庫を設置し、アルファ化米、毛布、暖房器具、非常用発電機、マスク等を備蓄している。今後も引き続き備蓄の充実を図る<u>ものとし、これらの物資の備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表する。また、避難生活に必要な物資の備蓄については、想定し得る最大規模の災害における想定避難者数と、それに対して必要となる備蓄量を推計し、推計した必要備蓄量の確保を目指すよう努めるものとする。</u> （略） 第 10 災害ボランティア活動の環境整備 ◇現状と方針 本市では、災害時のボランティアの活動支援体制づくりを推進するため、社会福祉協議会や市内ボランティア団体との協力体制を整備する。 <u>また、平時から地域のボランティア人材の育成・確保に努めるほか、国が整備する登録団体データベースを活用するなどして、登録被災者援護協力団体との連携強化を図る。</u> （略） ■ボランティア人材の育成・確保 <u>災害時の長期化する避難生活において、災害関連死を防止するために、避難生活支援リーダー／サポーター研修等を実施し、被災者支援に取り組む地域のボランティア人材の育成を推進する。</u> （略） 第 7 節 要配慮者対策のための環境整備 （略） 第 1 要配慮者への街づくり対策 （略） ■要配慮者への避難情報等の伝達対策 広報車、市ホームページ・SNS、緊急速報メール、各放送機関、<u>屋外スピーカー、電子メール、FAX</u>、ケーブルテレビ、コミュニティFM、街頭放送等の媒体を活用し、要配慮者が余裕をもった避難行動を開始できるよう、避難情報が要配慮者へ確実に伝達されるように努める。 （略）	第 5 物資供給体制の整備 ◇現状と方針 災害発生時には、流通経済が停止するために物資の入手が困難な被災者に、食料、生活必需品等を供給する必要がある。 本市では、これに備えて必要な物資の備蓄に努めるほか、大手スーパー等との協定締結による流通備蓄の活用など、今後も必要に応じた体制整備を推進する。 また、地域内の備蓄物資や物資拠点について<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>にあらかじめ登録し、供給事業者の保有量と併せ、備蓄量等の把握に努める。 （略） 第 6 備蓄体制の整備 （略） ■市の備蓄の推進 現在、学校等に備蓄庫を設置し、アルファ化米、毛布、暖房器具、非常用発電機、マスク等を備蓄している。今後も引き続き備蓄の充実を図る。<u>（新規）</u> （略） 第 10 災害ボランティア活動の環境整備 ◇現状と方針 本市では、災害時のボランティアの活動支援体制づくりを推進するため、社会福祉協議会や市内ボランティア団体との協力体制を整備する。 <u>（新規）</u> （略） <u>（新規）</u> （略） 第 7 節 要配慮者対策のための環境整備 （略） 第 1 要配慮者への街づくり対策 （略） ■要配慮者への避難情報等の伝達対策 広報車、市ホームページ・SNS、緊急速報メール、各放送機関、<u>（新規）</u>、ケーブルテレビ、コミュニティFM、街頭放送等の媒体を活用し、要配慮者が余裕をもった避難行動を開始できるよう、避難情報が要配慮者へ確実に伝達されるように努める。 （略）	（震－21） 防災基本計画の修正に伴い修正 （震－22） 防災基本計画の修正に伴い追記 （震－24） 防災基本計画の修正に伴い修正 （震－27） 伝達手段の整備に伴い修正

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新		旧		備考																																																																							
第2章 災害応急対策計画 第1節 災害応急体制の確立 (略) ■市災対本部の組織図		第2章 災害応急対策計画 第1節 災害応急体制の確立 (略) ■市災対本部の組織図		(震－38) 機構改革に伴い 修正																																																																							
本部会議 本部長（市長） 副本部長（副市長） 本部員 常勤監査委員 水道事業管理者 病院事業管理者 教育長 部長職 会計管理者	各部	本部会議 本部長（市長） 副本部長（副市長） 本部員 常勤監査委員 水道事業管理者 病院事業管理者 教育長 部長職 会計管理者	各部																																																																								
	<table><tr><td>都市振興部 (都市振興部)</td><td>交通政策班 (交通政策課)、都市計画班 (都市計画課)、航空班 (航空課)</td></tr><tr><td>調査部 (行財政改革部)</td><td>調査庶務班 (税制課)、第1調査班 (市民税課)、第2調査班 (資産税課)、第3調査班 (納税課)</td></tr><tr><td>避難部 (市民生活部)</td><td>第1避難班 (市民生活課)、第2避難班 (市民課)、第3避難班 (国民健康保険課)、まちづくり協働班 (まちづくり協働課)、支所班 (各支所)</td></tr><tr><td>環境清掃部 (環境部)</td><td>環境庶務班 (環境総務課、循環型社会推進課、清掃施設整備課、環境指導課、クリーンセンター)、ごみ収集班 (循環型社会推進課、クリーンセンター)、ごみ処理班 (循環型社会推進課、クリーンセンター)、環境指導課、クリーンセンター)</td></tr><tr><td>援護部 (福祉安心部)</td><td>第1援護班 (福祉総務課)、第2援護班 (長寿社会課、介護保険課)、第3援護班 (障害福祉課)、第4援護班 (指導監査課)、第5援護班 (生活支援課)、第6援護班 (保護第1課)、第7援護班 (保護第2課)、第8援護班 (保護第3課)</td></tr><tr><td>健康保健部 (健康保健部)</td><td>第1保健班 (保健総務課、医務薬務課)、第2保健班 (保健予防課、健康推進課)、第3保健班 (衛生検査課、動物愛護センター) 第4保健班 (食肉衛生検査所)</td></tr><tr><td>子育て支援部 (こども・女性・若者未来部)</td><td>子育て支援班 (こども総務課、子育て助成課、こども保育課、女性・若者応援課、こども家庭センター、愛育センター)</td></tr><tr><td>観光支援部 (観光スポーツ・シティプロモーション部)</td><td>観光支援班 (観光・プロモーション課)、物資管理班 (スポーツ推進課、スポーツ施設整備課)、都市交流班 (都市交流課)</td></tr><tr><td>食料物資部 (経済部)</td><td>第1食料物資班 (経済総務課、経済交流課)、第2食料物資班 (産業振興課、企業立地課、工芸センター)、工芸技術センター、旭山動物園</td></tr><tr><td>農政部 (農政部)</td><td>農政班 (農政課、農業委員会担当課)、農業振興班 (農業振興課)、農林整備班 (農林整備課)、農業センター</td></tr><tr><td>建築部 (建築部)</td><td>住宅班 (営繕課、住宅課)、建築調査班 (建築指導課)、建築班 (営繕課)</td></tr><tr><td>土木部 (土木部)</td><td>第1土木班 (土木総務課)、第2土木班 (土木管理課)、第3土木班 (土木建設課)、第4土木班 (公園みどり課)、第5土木班 (雪対策課、土木事業所)</td></tr><tr><td>医療部 (市立旭川病院事務局)</td><td>医療庶務班 (総務管理課、経営企画課)、医事班 (医事課、薬剤科、臨床器材科)、医療班 (医局、看護部 他)</td></tr><tr><td>消防部 (消防本部)</td><td>消防庶務班 (総務課)、予防班 (予防課)、警防班 (警防課)、指令班 (指令課)、南消防班 (南消防署)、北消防班 (北消防署)、消防特命班 (上川消防署、鷹栖消防署)</td></tr><tr><td>第1教育部 (学校教育部)</td><td>第1教育班 (教育政策課、学校施設課)、第2教育班 (学務課、教職員課、教育指導課)、第3教育班 (学校保健課)</td></tr><tr><td>第2教育部 (社会教育部)</td><td>第4教育班 (社会教育課)、第5教育班 (文化振興課)、第6教育班 (公民館事業課)、第7教育班 (中央図書館)、第8教育班 (科学館)、第9教育班 (博物館)</td></tr><tr><td>水道部 (上下水道部)</td><td>水道総務班 (水道総務課)、連絡調達班 (経営財務課)、現地広報・給水班 (維持管理課)、配水調整班 (維持管理課、事業計画課、建設課)、水源班 (浄水課)、下水道班 (維持管理課、事業計画課、建設課)、処理場班 (下水処理センター)、市民対応班 (料金課)</td></tr><tr><td>会計部</td><td>会計班 (会計課)</td></tr></table>	都市振興部 (都市振興部)	交通政策班 (交通政策課)、都市計画班 (都市計画課)、航空班 (航空課)	調査部 (行財政改革部)	調査庶務班 (税制課)、第1調査班 (市民税課)、第2調査班 (資産税課)、第3調査班 (納税課)	避難部 (市民生活部)	第1避難班 (市民生活課)、第2避難班 (市民課)、第3避難班 (国民健康保険課)、まちづくり協働班 (まちづくり協働課)、支所班 (各支所)	環境清掃部 (環境部)	環境庶務班 (環境総務課、循環型社会推進課、清掃施設整備課、環境指導課、クリーンセンター)、ごみ収集班 (循環型社会推進課、クリーンセンター)、ごみ処理班 (循環型社会推進課、クリーンセンター)、環境指導課、クリーンセンター)	援護部 (福祉安心部)	第1援護班 (福祉総務課)、第2援護班 (長寿社会課、介護保険課)、第3援護班 (障害福祉課)、第4援護班 (指導監査課)、第5援護班 (生活支援課)、第6援護班 (保護第1課)、第7援護班 (保護第2課)、第8援護班 (保護第3課)	健康保健部 (健康保健部)	第1保健班 (保健総務課、医務薬務課)、第2保健班 (保健予防課、健康推進課)、第3保健班 (衛生検査課、動物愛護センター) 第4保健班 (食肉衛生検査所)	子育て支援部 (こども・女性・若者未来部)	子育て支援班 (こども総務課、子育て助成課、こども保育課、女性・若者応援課、こども家庭センター、愛育センター)	観光支援部 (観光スポーツ・シティプロモーション部)	観光支援班 (観光・プロモーション課)、物資管理班 (スポーツ推進課、スポーツ施設整備課)、都市交流班 (都市交流課)	食料物資部 (経済部)	第1食料物資班 (経済総務課、経済交流課)、第2食料物資班 (産業振興課、企業立地課、工芸センター)、工芸技術センター、旭山動物園	農政部 (農政部)	農政班 (農政課、農業委員会担当課)、農業振興班 (農業振興課)、農林整備班 (農林整備課)、農業センター	建築部 (建築部)	住宅班 (営繕課、住宅課)、建築調査班 (建築指導課)、建築班 (営繕課)	土木部 (土木部)	第1土木班 (土木総務課)、第2土木班 (土木管理課)、第3土木班 (土木建設課)、第4土木班 (公園みどり課)、第5土木班 (雪対策課、土木事業所)	医療部 (市立旭川病院事務局)	医療庶務班 (総務管理課、経営企画課)、医事班 (医事課、薬剤科、臨床器材科)、医療班 (医局、看護部 他)	消防部 (消防本部)	消防庶務班 (総務課)、予防班 (予防課)、警防班 (警防課)、指令班 (指令課)、南消防班 (南消防署)、北消防班 (北消防署)、消防特命班 (上川消防署、鷹栖消防署)	第1教育部 (学校教育部)	第1教育班 (教育政策課、学校施設課)、第2教育班 (学務課、教職員課、教育指導課)、第3教育班 (学校保健課)	第2教育部 (社会教育部)	第4教育班 (社会教育課)、第5教育班 (文化振興課)、第6教育班 (公民館事業課)、第7教育班 (中央図書館)、第8教育班 (科学館)、第9教育班 (博物館)	水道部 (上下水道部)	水道総務班 (水道総務課)、連絡調達班 (経営財務課)、現地広報・給水班 (維持管理課)、配水調整班 (維持管理課、事業計画課、建設課)、水源班 (浄水課)、下水道班 (維持管理課、事業計画課、建設課)、処理場班 (下水処理センター)、市民対応班 (料金課)	会計部	会計班 (会計課)		<table><tr><td>地域振興部 (地域振興部)</td><td>地域振興班 (地域振興課)、都市計画班 (都市計画課)、交通空港班 (交通空港課)</td></tr><tr><td>調査部 (税務部)</td><td>調査庶務班 (税制課)、第1調査班 (市民税課)、第2調査班 (資産税課)、第3調査班 (納税管理課)、第4調査班 (納税推進課)</td></tr><tr><td>避難部 (市民生活部)</td><td>第1避難班 (市民生活課)、第2避難班 (市民課)、地域活動推進班 (地域活動推進課)、支所班 (各支所)</td></tr><tr><td>環境清掃部 (環境部)</td><td>環境庶務班、ごみ収集班、ごみ処理班 (環境総務課、廃棄物政策課、清掃施設整備課、廃棄物処理課、環境指導課、クリーンセンター)</td></tr><tr><td>援護部 (福祉保険部)</td><td>第1援護班 (福祉保険課)、第2援護班 (長寿社会課、介護保険課)、第3援護班 (障害福祉課)、第4援護班 (国民健康保険課)、第5援護班 (指導監査課)、第6援護班 (生活支援課)、第7援護班 (保護第1課)、第8援護班 (保護第2課)、第9援護班 (保護第3課)</td></tr><tr><td>健康保健部 (健康保健部)</td><td>第1保健班 (保健総務課、医務薬務課)、第2保健班 (保健予防課、健康推進課)、第3保健班 (衛生検査課、動物愛護センター) 第4保健班 (食肉衛生検査所)</td></tr><tr><td>子育て支援部 (子育て支援部)</td><td>子育て支援班 (子育て支援課、子育て助成課、こども保育課、おやこ応援課、子ども総合相談センター、愛育センター)</td></tr><tr><td>観光支援部 (観光スポーツ部)</td><td>観光支援班 (観光課)、物資管理班 (スポーツ推進課、スポーツ施設整備課)</td></tr><tr><td>食料物資部 (経済部)</td><td>第1食料物資班 (経済総務課、経済交流課)、第2食料物資班 (産業振興課、企業立地課、工芸センター)、工芸技術センター、旭山動物園</td></tr><tr><td>農政部 (農政部)</td><td>農政班 (農政課)、農業振興班 (農業振興課)、農林整備班 (農林整備課)、農業センター</td></tr><tr><td>建築部 (建築部)</td><td>住宅班 (建築総務課、市営住宅課)、建築調査班 (建築指導課)、建築班 (公共建築課、設備課)</td></tr><tr><td>土木部 (土木部)</td><td>第1土木班 (土木総務課)、第2土木班 (土木管理課)、第3土木班 (用地課)、第4土木班 (土木建設課)、第5土木班 (公園みどり課)、第6土木班 (雪対策課、土木事業所)</td></tr><tr><td>医療部 (市立旭川病院事務局)</td><td>医療庶務班 (経営管理課)、医事班 (医事課、薬剤科、臨床器材科)、医療班 (医局、看護部 他)</td></tr><tr><td>消防部 (消防本部)</td><td>消防庶務班 (総務課)、予防班 (予防課)、警防班 (警防課)、指令班 (指令課)、南消防班 (南消防署)、北消防班 (北消防署)、消防特命班 (上川消防署、鷹栖消防署)</td></tr><tr><td>第1教育部 (学校教育部)</td><td>第1教育班 (教育政策課、学校施設課)、第2教育班 (学務課、教職員課、教育指導課)、第3教育班 (学校保健課)</td></tr><tr><td>第2教育部 (社会教育部)</td><td>第4教育班 (社会教育課)、第5教育班 (文化振興課)、第6教育班 (公民館事業課)、第7教育班 (中央図書館)、第8教育班 (科学館)、第9教育班 (博物館)</td></tr><tr><td>水道部 (上下水道部)</td><td>水道総務班 (総務課)、連絡調達班 (経営企画課)、現地広報・給水班 (管路管理課)、配水調整班 (管路管理課、水道施設課)、水源班 (浄水課)、下水道班 (管路管理課、下水道施設課)、処理場班 (下水処理センター)、市民対応班 (料金課)</td></tr><tr><td>会計部</td><td>会計班 (会計課)</td></tr></table>	地域振興部 (地域振興部)	地域振興班 (地域振興課)、都市計画班 (都市計画課)、交通空港班 (交通空港課)	調査部 (税務部)	調査庶務班 (税制課)、第1調査班 (市民税課)、第2調査班 (資産税課)、第3調査班 (納税管理課)、第4調査班 (納税推進課)	避難部 (市民生活部)	第1避難班 (市民生活課)、第2避難班 (市民課)、地域活動推進班 (地域活動推進課)、支所班 (各支所)	環境清掃部 (環境部)	環境庶務班、ごみ収集班、ごみ処理班 (環境総務課、廃棄物政策課、清掃施設整備課、廃棄物処理課、環境指導課、クリーンセンター)	援護部 (福祉保険部)	第1援護班 (福祉保険課)、第2援護班 (長寿社会課、介護保険課)、第3援護班 (障害福祉課)、第4援護班 (国民健康保険課)、第5援護班 (指導監査課)、第6援護班 (生活支援課)、第7援護班 (保護第1課)、第8援護班 (保護第2課)、第9援護班 (保護第3課)	健康保健部 (健康保健部)	第1保健班 (保健総務課、医務薬務課)、第2保健班 (保健予防課、健康推進課)、第3保健班 (衛生検査課、動物愛護センター) 第4保健班 (食肉衛生検査所)	子育て支援部 (子育て支援部)	子育て支援班 (子育て支援課、子育て助成課、こども保育課、おやこ応援課、子ども総合相談センター、愛育センター)	観光支援部 (観光スポーツ部)	観光支援班 (観光課)、物資管理班 (スポーツ推進課、スポーツ施設整備課)	食料物資部 (経済部)	第1食料物資班 (経済総務課、経済交流課)、第2食料物資班 (産業振興課、企業立地課、工芸センター)、工芸技術センター、旭山動物園	農政部 (農政部)	農政班 (農政課)、農業振興班 (農業振興課)、農林整備班 (農林整備課)、農業センター	建築部 (建築部)	住宅班 (建築総務課、市営住宅課)、建築調査班 (建築指導課)、建築班 (公共建築課、設備課)	土木部 (土木部)	第1土木班 (土木総務課)、第2土木班 (土木管理課)、第3土木班 (用地課)、第4土木班 (土木建設課)、第5土木班 (公園みどり課)、第6土木班 (雪対策課、土木事業所)	医療部 (市立旭川病院事務局)	医療庶務班 (経営管理課)、医事班 (医事課、薬剤科、臨床器材科)、医療班 (医局、看護部 他)	消防部 (消防本部)	消防庶務班 (総務課)、予防班 (予防課)、警防班 (警防課)、指令班 (指令課)、南消防班 (南消防署)、北消防班 (北消防署)、消防特命班 (上川消防署、鷹栖消防署)	第1教育部 (学校教育部)	第1教育班 (教育政策課、学校施設課)、第2教育班 (学務課、教職員課、教育指導課)、第3教育班 (学校保健課)	第2教育部 (社会教育部)	第4教育班 (社会教育課)、第5教育班 (文化振興課)、第6教育班 (公民館事業課)、第7教育班 (中央図書館)、第8教育班 (科学館)、第9教育班 (博物館)	水道部 (上下水道部)	水道総務班 (総務課)、連絡調達班 (経営企画課)、現地広報・給水班 (管路管理課)、配水調整班 (管路管理課、水道施設課)、水源班 (浄水課)、下水道班 (管路管理課、下水道施設課)、処理場班 (下水処理センター)、市民対応班 (料金課)	会計部	会計班 (会計課)
都市振興部 (都市振興部)	交通政策班 (交通政策課)、都市計画班 (都市計画課)、航空班 (航空課)																																																																										
調査部 (行財政改革部)	調査庶務班 (税制課)、第1調査班 (市民税課)、第2調査班 (資産税課)、第3調査班 (納税課)																																																																										
避難部 (市民生活部)	第1避難班 (市民生活課)、第2避難班 (市民課)、第3避難班 (国民健康保険課)、まちづくり協働班 (まちづくり協働課)、支所班 (各支所)																																																																										
環境清掃部 (環境部)	環境庶務班 (環境総務課、循環型社会推進課、清掃施設整備課、環境指導課、クリーンセンター)、ごみ収集班 (循環型社会推進課、クリーンセンター)、ごみ処理班 (循環型社会推進課、クリーンセンター)、環境指導課、クリーンセンター)																																																																										
援護部 (福祉安心部)	第1援護班 (福祉総務課)、第2援護班 (長寿社会課、介護保険課)、第3援護班 (障害福祉課)、第4援護班 (指導監査課)、第5援護班 (生活支援課)、第6援護班 (保護第1課)、第7援護班 (保護第2課)、第8援護班 (保護第3課)																																																																										
健康保健部 (健康保健部)	第1保健班 (保健総務課、医務薬務課)、第2保健班 (保健予防課、健康推進課)、第3保健班 (衛生検査課、動物愛護センター) 第4保健班 (食肉衛生検査所)																																																																										
子育て支援部 (こども・女性・若者未来部)	子育て支援班 (こども総務課、子育て助成課、こども保育課、女性・若者応援課、こども家庭センター、愛育センター)																																																																										
観光支援部 (観光スポーツ・シティプロモーション部)	観光支援班 (観光・プロモーション課)、物資管理班 (スポーツ推進課、スポーツ施設整備課)、都市交流班 (都市交流課)																																																																										
食料物資部 (経済部)	第1食料物資班 (経済総務課、経済交流課)、第2食料物資班 (産業振興課、企業立地課、工芸センター)、工芸技術センター、旭山動物園																																																																										
農政部 (農政部)	農政班 (農政課、農業委員会担当課)、農業振興班 (農業振興課)、農林整備班 (農林整備課)、農業センター																																																																										
建築部 (建築部)	住宅班 (営繕課、住宅課)、建築調査班 (建築指導課)、建築班 (営繕課)																																																																										
土木部 (土木部)	第1土木班 (土木総務課)、第2土木班 (土木管理課)、第3土木班 (土木建設課)、第4土木班 (公園みどり課)、第5土木班 (雪対策課、土木事業所)																																																																										
医療部 (市立旭川病院事務局)	医療庶務班 (総務管理課、経営企画課)、医事班 (医事課、薬剤科、臨床器材科)、医療班 (医局、看護部 他)																																																																										
消防部 (消防本部)	消防庶務班 (総務課)、予防班 (予防課)、警防班 (警防課)、指令班 (指令課)、南消防班 (南消防署)、北消防班 (北消防署)、消防特命班 (上川消防署、鷹栖消防署)																																																																										
第1教育部 (学校教育部)	第1教育班 (教育政策課、学校施設課)、第2教育班 (学務課、教職員課、教育指導課)、第3教育班 (学校保健課)																																																																										
第2教育部 (社会教育部)	第4教育班 (社会教育課)、第5教育班 (文化振興課)、第6教育班 (公民館事業課)、第7教育班 (中央図書館)、第8教育班 (科学館)、第9教育班 (博物館)																																																																										
水道部 (上下水道部)	水道総務班 (水道総務課)、連絡調達班 (経営財務課)、現地広報・給水班 (維持管理課)、配水調整班 (維持管理課、事業計画課、建設課)、水源班 (浄水課)、下水道班 (維持管理課、事業計画課、建設課)、処理場班 (下水処理センター)、市民対応班 (料金課)																																																																										
会計部	会計班 (会計課)																																																																										
地域振興部 (地域振興部)	地域振興班 (地域振興課)、都市計画班 (都市計画課)、交通空港班 (交通空港課)																																																																										
調査部 (税務部)	調査庶務班 (税制課)、第1調査班 (市民税課)、第2調査班 (資産税課)、第3調査班 (納税管理課)、第4調査班 (納税推進課)																																																																										
避難部 (市民生活部)	第1避難班 (市民生活課)、第2避難班 (市民課)、地域活動推進班 (地域活動推進課)、支所班 (各支所)																																																																										
環境清掃部 (環境部)	環境庶務班、ごみ収集班、ごみ処理班 (環境総務課、廃棄物政策課、清掃施設整備課、廃棄物処理課、環境指導課、クリーンセンター)																																																																										
援護部 (福祉保険部)	第1援護班 (福祉保険課)、第2援護班 (長寿社会課、介護保険課)、第3援護班 (障害福祉課)、第4援護班 (国民健康保険課)、第5援護班 (指導監査課)、第6援護班 (生活支援課)、第7援護班 (保護第1課)、第8援護班 (保護第2課)、第9援護班 (保護第3課)																																																																										
健康保健部 (健康保健部)	第1保健班 (保健総務課、医務薬務課)、第2保健班 (保健予防課、健康推進課)、第3保健班 (衛生検査課、動物愛護センター) 第4保健班 (食肉衛生検査所)																																																																										
子育て支援部 (子育て支援部)	子育て支援班 (子育て支援課、子育て助成課、こども保育課、おやこ応援課、子ども総合相談センター、愛育センター)																																																																										
観光支援部 (観光スポーツ部)	観光支援班 (観光課)、物資管理班 (スポーツ推進課、スポーツ施設整備課)																																																																										
食料物資部 (経済部)	第1食料物資班 (経済総務課、経済交流課)、第2食料物資班 (産業振興課、企業立地課、工芸センター)、工芸技術センター、旭山動物園																																																																										
農政部 (農政部)	農政班 (農政課)、農業振興班 (農業振興課)、農林整備班 (農林整備課)、農業センター																																																																										
建築部 (建築部)	住宅班 (建築総務課、市営住宅課)、建築調査班 (建築指導課)、建築班 (公共建築課、設備課)																																																																										
土木部 (土木部)	第1土木班 (土木総務課)、第2土木班 (土木管理課)、第3土木班 (用地課)、第4土木班 (土木建設課)、第5土木班 (公園みどり課)、第6土木班 (雪対策課、土木事業所)																																																																										
医療部 (市立旭川病院事務局)	医療庶務班 (経営管理課)、医事班 (医事課、薬剤科、臨床器材科)、医療班 (医局、看護部 他)																																																																										
消防部 (消防本部)	消防庶務班 (総務課)、予防班 (予防課)、警防班 (警防課)、指令班 (指令課)、南消防班 (南消防署)、北消防班 (北消防署)、消防特命班 (上川消防署、鷹栖消防署)																																																																										
第1教育部 (学校教育部)	第1教育班 (教育政策課、学校施設課)、第2教育班 (学務課、教職員課、教育指導課)、第3教育班 (学校保健課)																																																																										
第2教育部 (社会教育部)	第4教育班 (社会教育課)、第5教育班 (文化振興課)、第6教育班 (公民館事業課)、第7教育班 (中央図書館)、第8教育班 (科学館)、第9教育班 (博物館)																																																																										
水道部 (上下水道部)	水道総務班 (総務課)、連絡調達班 (経営企画課)、現地広報・給水班 (管路管理課)、配水調整班 (管路管理課、水道施設課)、水源班 (浄水課)、下水道班 (管路管理課、下水道施設課)、処理場班 (下水処理センター)、市民対応班 (料金課)																																																																										
会計部	会計班 (会計課)																																																																										

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新			旧			備考
■市災対本部の事務分掌			■市災対本部の事務分掌			(震－39) 機構改革に伴い 修正
部	班名（平常時の課）	事務分掌	部	班名（平常時の課）	事務分掌	
総括部 （防災安全部）	防災班 （防災課）	1 市災対本部の総括に関すること。 2 市災対本部の設置、運営及び廃止に関すること。 3 自衛隊派遣要請に関すること。 4 国及び道に対する要請及び報告に関すること。 5 市災対本部の非常配備体制に関すること。 6 気象の予報、特別警報・警報・注意報、情報等の受理及び伝達に関すること。 7 被災者相談窓口の開設に関すること。 8 日赤救助活動との連絡調整に関すること。 9 部内の総括に関すること。 10 り災証明及びり災届出証明に関すること。	総括部 （防災安全部）	防災班 （防災課）	1 市災対本部の総括に関すること。 2 市災対本部の設置、運営及び廃止に関すること。 3 自衛隊派遣要請に関すること。 4 国及び道に対する要請及び報告に関すること。 5 市災対本部の非常配備体制に関すること。 6 気象の予報、特別警報・警報・注意報、情報等の受理及び伝達に関すること。 7 被災者相談窓口の開設に関すること。 8 日赤救助活動との連絡調整に関すること。 9 部内の総括に関すること。 10 り災証明及びり災届出証明に関すること。	
	交通防犯班 （交通防犯課）	1 災害による交通対策に関すること。 2 市災対本部の設置、運営及び廃止に関すること。 3 被災地の防犯に関すること。		交通防犯班 （交通防犯課）	1 災害による交通対策に関すること。 2 市災対本部の設置、運営及び廃止に関すること。 3 被災地の防犯に関すること。	
総務部 （総務部）	総務班 （総務課）	1 市災対本部の庶務及び各部との連絡調整に関すること。 2 防災会議及び防災関係機関との連絡調整に関すること。 3 部内の総括に関すること。 4 り災証明及びり災届出証明に関すること。 5 災害に係る他自治体との連絡調整に関すること。	総務部 （総務部）	総務班 （総務課）	1 市災対本部の庶務及び各部との連絡調整に関すること。 2 防災会議及び防災関係機関との連絡調整に関すること。 3 部内の総括に関すること。 4 り災証明及びり災届出証明に関すること。 5 災害に係る他自治体との連絡調整に関すること。	
	庁舎・車両・物資班 （ <u>庁舎管理</u> 課、契約課、工事検査課）	1 災害時の車両確保及び配車に関すること。 2 被災地への応急物資の輸送に関すること。 3 市庁舎の応急措置及び復旧対策に関すること。 4 災害対策用の燃料の確保に関すること。 5 緊急通行車両確認証明書の交付申請に関すること。 6 災害物資の購入及び調達に関すること。		庁舎・車両・物資班 （ <u>管財</u> 課、契約課、工事検査課）	1 災害時の車両確保及び配車に関すること。 2 被災地への応急物資の輸送に関すること。 3 市庁舎の応急措置及び復旧対策に関すること。 4 災害対策用の燃料の確保に関すること。 5 緊急通行車両確認証明書の交付申請に関すること。 6 災害物資の購入及び調達に関すること。	
	要員支援班 （人事課、職員厚生課）	1 災害時における職員の動員に関すること。 2 災害対策業務従事職員への食料及び物資の供給に関すること。 3 災害に係る職員の公務災害補償に関すること。 4 職員の安否確認に関すること。		要員支援班 （人事課、職員厚生課）	1 災害時における職員の動員に関すること。 2 災害対策業務従事職員への食料及び物資の供給に関すること。 3 災害に係る職員の公務災害補償に関すること。 4 職員の安否確認に関すること。	
情報管理部 （行財政改革部）	第1情報管理班 （行政 <u>D X</u> 課）	1 部内の総括に関すること。 2 市情報システムの被害調査及び応急対策に関すること。 3 市災対本部のネットワークの構築に関すること。 4 情報の収集及び整理に関すること。	情報管理部 （行財政改革 <u>推進</u> 部）	第1情報管理班 （行政 <u>改革</u> 課）	1 部内の総括に関すること。 2 市情報システムの被害調査及び応急対策に関すること。 3 市災対本部のネットワークの構築に関すること。 4 情報の収集及び整理に関すること。	
	<u>（削除）</u>	<u>（削除）</u>		<u>第2情報管理班</u> <u>（情報政策課）</u>	<u>1 市情報システムの被害調査及び応急対策に関すること。</u> <u>2 市災対本部のネットワークの構築に関すること。</u> <u>3 情報の収集及び整理に関すること。</u>	
	第 <u>2</u> 情報管理班 （公共施設マネジメント課、 <u>財政</u> 課）	1 情報の収集及び整理に関すること。 <u>2 災害に係る財政に関すること。</u>		第 <u>3</u> 情報管理班 （公共施設マネジメント課、 <u>（新規）</u> ）	1 情報の収集及び整理に関すること。 <u>（新規）</u>	
受援・広報部 （総合政策部）	第1受援班 （政策調整課）	1 部内の総括に関すること。 2 自衛隊及び他自治体等の応援隊の受入れに関すること。	受援・広報部 （総合政策部）	第1受援班 （政策調整課）	1 部内の総括に関すること。 2 自衛隊及び他自治体等の応援隊の受入れに関すること。	
	第2受援班 （ <u>デザイン・マーケティング</u> 課）	<u>（削除）</u> <u>1 自衛隊及び他自治体等の応援隊の受入れに関すること。</u>		第2受援班 （ <u>財政課、公立大</u> 課）	<u>1 災害に係る財政に関すること。</u> <u>2 自衛隊及び他自治体等の応援隊の受入れに関すること。</u>	
	秘書班 （秘書課）	1 本部長及び副本部長の秘書に関すること。 2 災害見舞者及び視察者の接待に関すること。		秘書班 （秘書課）	1 本部長及び副本部長の秘書に関すること。 2 災害見舞者及び視察者の接待に関すること。	
	広報班 （広報広聴課）	1 報道機関との連絡調整に関すること。 2 市民広報に関すること。		広報班 （広報広聴課）	1 報道機関との連絡調整に関すること。 2 市民広報に関すること。	
	<u>（削除）</u>	<u>（削除）</u>		<u>都市交流班</u> <u>（都市交流課）</u>	<u>1 外国人への情報提供及び相談に関すること。</u> <u>2 市民広報に関すること。</u>	
特命部	第1特命班 （議会事務局）	1 部内の総括及び連絡調整に関すること。 2 議長、副議長及び各議員への連絡に関すること。 3 特命事項に関すること。	特命部	第1特命班 （議会事務局）	1 部内の総括及び連絡調整に関すること。 2 議長、副議長及び各議員への連絡に関すること。 3 特命事項に関すること。	

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新			旧			備考
	第2特命班 (<u>行政</u> 委員会事務局)	1 特命事項に関すること。 2 避難所の開設及び管理に関すること。		第2特命班 (<u>農業</u> 委員会事務局)	1 特命事項に関すること。 2 避難所の開設及び管理に関すること。	(震－40) 機構改革に伴い 修正
		(<u>削除</u>)			<u>1 特命事項に関すること。</u> <u>2 避難所の開設及び管理に関すること。</u>	
		(<u>削除</u>)			<u>1 特命事項に関すること。</u> <u>2 避難所の開設及び管理に関すること。</u>	
		(<u>削除</u>)			<u>1 特命事項に関すること。</u> <u>2 避難所の開設及び管理に関すること。</u>	
		(<u>削除</u>)			<u>1 特命事項に関すること。</u> <u>2 避難所の開設及び管理に関すること。</u>	
	<u>都市</u> 振興部 (<u>都市</u> 振興部)	<u>交通政策</u> 班 (<u>交通政策</u> 課)	<u>地域</u> 振興部 (<u>地域</u> 振興部)	<u>地域</u> 振興班 (<u>地域</u> 振興課)	1 部内の総括に関すること。 2 部内各班の調整に関すること。	
		都市計画班 (都市計画課)			1 危険区域の巡視に関すること。 2 被災宅地の危険度判定に関すること。	
		<u>航空</u> 班 (<u>航空</u> 課)			1 空港の被害調査及び応急対策に関すること。	
	調査部 (<u>行財政</u> 改革部)	調査庶務班 (税制課)	調査部 (<u>税務</u> 部)	調査部 (<u>税務</u> 部)	調査庶務班 (税制課)	
		第1調査班 (市民税課)			第1調査班 (市民税課)	
		第2調査班 (資産税課)			第2調査班 (資産税課)	
		第3調査班 (納税課)			第3調査班 (納税 <u>管理</u> 課)	
		(<u>削除</u>)			<u>第4調査班</u> <u>(納税推進課)</u>	
	避難部 (市民生活部)	第1避難班 (市民生活課)	避難部 (市民生活部)	避難部 (市民生活部)	第1避難班 (市民生活課)	
		第2避難班 (市民課)			第2避難班 (市民課)	
		第3避難班 (国民健康保険課)			(<u>新規</u>)	
		<u>まちづくり協働</u> 班 (<u>まちづくり協働</u> 課)			<u>地域活動推進</u> 班 (<u>地域活動推進</u> 課)	
		支所班 (神居支所、(<u>削除</u>)、 永山支所、東旭川支所、 神楽支所、(<u>削除</u>)、 東鷹栖支所)			支所班 (神居支所、 <u>江丹支所</u> 、 永山支所、東旭川支所、 神楽支所、 <u>西神楽支所</u> 、 東鷹栖支所)	

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新			旧			備考
環境清掃部 (環境部)	環境庶務班 (環境総務課、 <u>循環型社会推進</u> 課、清掃施設整備課、環境指導課、クリーンセンター)	1 部内の総括に関すること。 2 災害廃棄物（し尿を含む。）の処理方法に関すること。 3 仮設トイレの設置に関すること。	環境清掃部 (環境部)	環境庶務班 (環境総務課、 <u>廃棄物政策</u> 課、清掃施設整備課、 <u>廃棄物処理課</u> 、環境指導課、クリーンセンター)	1 部内の総括に関すること。 2 災害廃棄物（し尿を含む。）の処理方法に関すること。 3 仮設トイレの設置に関すること。	(震一41) 機構改革に伴い 修正
	ごみ収集班 (<u>循環型社会推進</u> 課、クリーンセンター)	1 災害廃棄物（し尿を含む。）の収集運搬に関すること。		ごみ収集班 (<u>廃棄物処理</u> 課、クリーンセンター)	1 災害廃棄物（し尿を含む。）の収集運搬に関すること。	
	ごみ処理班 (<u>循環型社会推進</u> 課、環境指導課、クリーンセンター)	1 災害廃棄物（し尿を含む。）の処理に関すること。		ごみ処理班 (<u>廃棄物政策</u> 課、 <u>廃棄物処理課</u> 、環境指導課、クリーンセンター)	1 災害廃棄物（し尿を含む。）の処理に関すること。	
援護部 (福祉 <u>安心</u> 部)	第1 援護班 (福祉 <u>総務</u> 課)	1 部内の総括に関すること。 2 義援金に関すること。 3 行方不明者の情報収集に関すること。 4 遺体の収容、火葬及び埋葬に関すること。 5 ボランティアに関すること。	援護部 (福祉 <u>保険</u> 部)	第1 援護班 (福祉 <u>保険</u> 課)	1 部内の総括に関すること。 2 義援金に関すること。 3 行方不明者の情報収集に関すること。 4 遺体の収容、火葬及び埋葬に関すること。 5 ボランティアに関すること。	
	第2 援護班 (長寿社会課、介護保険課)	1 要配慮者及び避難行動要支援者の安否確認並びに保護に関すること。 2 避難行動要支援者の避難支援に関すること。 3 担当する要配慮者利用施設との連絡調整に関すること。		第2 援護班 (長寿社会課、介護保険課)	1 要配慮者及び避難行動要支援者の安否確認並びに保護に関すること。 2 避難行動要支援者の避難支援に関すること。 3 担当する要配慮者利用施設との連絡調整に関すること。	
	第3 援護班 (障害福祉課)	1 要配慮者及び避難行動要支援者の安否確認並びに保護に関すること。 2 避難行動要支援者の避難支援に関すること。 3 担当する要配慮者利用施設との連絡調整に関すること。		第3 援護班 (障害福祉課)	1 要配慮者及び避難行動要支援者の安否確認並びに保護に関すること。 2 避難行動要支援者の避難支援に関すること。 3 担当する要配慮者利用施設との連絡調整に関すること。	
	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>		<u>第4 援護班</u> <u>(国民健康保険課)</u>	<u>1 危険区域の巡視に関すること。</u> <u>2 義援金に関すること。</u> <u>3 行方不明者の情報収集に関すること。</u> <u>4 遺体の収容、火葬及び埋葬に関すること。</u>	
	第 <u>4</u> 援護班 (指導監査課)	1 危険区域の巡視に関すること。 2 要配慮者及び避難行動要支援者の安否確認並びに保護に関すること。 3 避難行動要支援者の避難支援に関すること。		第 <u>5</u> 援護班 (指導監査課)	1 危険区域の巡視に関すること。 2 要配慮者及び避難行動要支援者の安否確認並びに保護に関すること。 3 避難行動要支援者の避難支援に関すること。	
	第 <u>5</u> 援護班 (生活支援課)	1 危険区域の巡視に関すること。 2 要配慮者及び避難行動要支援者の安否確認並びに保護に関すること。 3 避難行動要支援者の避難支援に関すること。 4 遺体の収容、火葬及び埋葬に関すること。		第 <u>6</u> 援護班 (生活支援課)	1 危険区域の巡視に関すること。 2 要配慮者及び避難行動要支援者の安否確認並びに保護に関すること。 3 避難行動要支援者の避難支援に関すること。 4 遺体の収容、火葬及び埋葬に関すること。	
	第 <u>6</u> 援護班 (保護第1 課)	1 要配慮者及び避難行動要支援者の安否確認並びに保護に関すること。 2 避難行動要支援者の避難支援に関すること。 3 遺体の収容、火葬及び埋葬に関すること。		第 <u>7</u> 援護班 (保護第1 課)	1 要配慮者及び避難行動要支援者の安否確認並びに保護に関すること。 2 避難行動要支援者の避難支援に関すること。 3 遺体の収容、火葬及び埋葬に関すること。	
	第 <u>7</u> 援護班 (保護第2 課)	1 要配慮者及び避難行動要支援者の安否確認並びに保護に関すること。 2 避難行動要支援者の避難支援に関すること。 3 遺体の収容、火葬及び埋葬に関すること。		第 <u>8</u> 援護班 (保護第2 課)	1 要配慮者及び避難行動要支援者の安否確認並びに保護に関すること。 2 避難行動要支援者の避難支援に関すること。 3 遺体の収容、火葬及び埋葬に関すること。	
	第 <u>8</u> 援護班 (保護第3 課)	1 要配慮者及び避難行動要支援者の安否確認並びに保護に関すること。 2 避難行動要支援者の避難支援に関すること。 3 遺体の収容、火葬及び埋葬に関すること。		第 <u>9</u> 援護班 (保護第3 課)	1 要配慮者及び避難行動要支援者の安否確認並びに保護に関すること。 2 避難行動要支援者の避難支援に関すること。 3 遺体の収容、火葬及び埋葬に関すること。	

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新			旧			備考
健康保健部 (健康保健部)	第1保健班 (保健総務課、医務薬務課)	1 部内の総括に関すること。 2 被災者の医療対策の総括に関すること。 3 旭川市医師会、旭川歯科医師会、旭川薬剤師会及び災害拠点病院との連絡調整に関すること。 4 被災地の医薬品、衛生材料等の需給に関すること。 5 災害医療対策本部に関すること。	健康保健部 (健康保健部)	第1保健班 (保健総務課、医務薬務課)	1 部内の総括に関すること。 2 被災者の医療対策の総括に関すること。 3 旭川市医師会、旭川歯科医師会、旭川薬剤師会及び災害拠点病院との連絡調整に関すること。 4 被災地の医薬品、衛生材料等の需給に関すること。 5 災害医療対策本部に関すること。	(震一42) 機構改革に伴い 修正
	第2保健班 (保健予防課、健康推進課)	1 被災者の健康保持に関すること。 2 所管する要配慮者の保健に関すること。 3 被災者の感染症対策に関すること。 4 特定給食施設等との連絡調整に関すること。		第2保健班 (保健予防課、健康推進課)	1 被災者の健康保持に関すること。 2 所管する要配慮者の保健に関すること。 3 被災者の感染症対策に関すること。 4 特定給食施設等との連絡調整に関すること。	
	第3保健班 (衛生検査課、動物愛護センター)	1 被災地の防疫に関すること。 2 ペット対策に関すること。 3 被災地の環境衛生保持及び食品衛生保持に関すること。		第3保健班 (衛生検査課、動物愛護センター)	1 被災地の防疫に関すること。 2 ペット対策に関すること。 3 被災地の環境衛生保持及び食品衛生保持に関すること。	
	第4保健班 (食肉衛生検査所)	1 施設の被災調査及び応急対策に関すること。		第4保健班 (食肉衛生検査所)	1 施設の被災調査及び応急対策に関すること。	
子育て支援部 (<u>こども・女性・若者未来</u> 部)	子育て支援班 (<u>こども総務</u> 課、子育て助成課、こども保育課、 <u>こども安心課</u> 、 <u>女性・若者応援課</u> 、 <u>こども家庭</u> センター、愛育センター)	1 部内の総括に関すること。 2 応急保育に関すること。 3 園児の安否確認及び保護に関すること。 4 危険区域の巡視に関すること。 5 要配慮者及び避難行動要支援者の安否確認並びに保護に関すること。 6 避難行動要支援者の避難支援に関すること。 7 避難所の開設及び管理に関すること(第2非常配備以降)。	子育て支援部 (<u>子育て支援</u> 部)	子育て支援班 (<u>子育て支援</u> 課、子育て助成課、こども保育課、 <u>おやこ応援課</u> 、 <u>子ども総合相談</u> センター、愛育センター)	1 部内の総括に関すること。 2 応急保育に関すること。 3 園児の安否確認及び保護に関すること。 4 危険区域の巡視に関すること。 5 要配慮者及び避難行動要支援者の安否確認並びに保護に関すること。 6 避難行動要支援者の避難支援に関すること。 7 避難所の開設及び管理に関すること(第2非常配備以降)。	
観光支援部 (観光スポーツ・ <u>シティプロモーション</u> 部)	観光支援班 (観光・ <u>プロモーション</u> 課)	1 部内の総括に関すること。 2 観光客の安否確認及び安全確保に関すること。 3 物資保管センターの確保及び運営に関すること。	観光支援部 (観光スポーツ部)	観光支援班 (観光課)	1 部内の総括に関すること。 2 観光客の安否確認及び安全確保に関すること。 3 物資保管センターの確保及び運営に関すること。	
	物資管理班 (スポーツ推進課、スポーツ施設整備課)	1 物資保管センターの確保及び運営に関すること。 2 観光客の安否確認及び安全確保に関すること。		物資管理班 (スポーツ推進課、スポーツ施設整備課)	1 物資保管センターの確保及び運営に関すること。 2 観光客の安否確認及び安全確保に関すること。	
	<u>都市交流班</u> (<u>都市交流課</u>)	<u>1 外国人への情報提供及び相談に関すること。</u>		<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>	
食料物資部 (経済部)	第1食料物資班 (経済総務課、経済交流課)	1 部内の総括に関すること。 2 応急食料及び生活必需品の調達並びに供給に関すること。 3 市民が使用する燃料の確保に関すること。	食料物資部 (経済部)	第1食料物資班 (経済総務課、経済交流課)	1 部内の総括に関すること。 2 応急食料及び生活必需品の調達並びに供給に関すること。 3 市民が使用する燃料の確保に関すること。	
	第2食料物資班 (産業振興課、企業立地課、工芸センター)	1 応急食料及び生活必需品の調達並びに供給に関すること。 2 市民が使用する燃料の確保に関すること。 3 施設利用者の安否確認及び保護に関すること。		第2食料物資班 (産業振興課、企業立地課、工芸センター)	1 応急食料及び生活必需品の調達並びに供給に関すること。 2 市民が使用する燃料の確保に関すること。 3 施設利用者の安否確認及び保護に関すること。	
	工業技術センター	1 施設利用者の安否確認及び保護に関すること。		工業技術センター	1 施設利用者の安否確認及び保護に関すること。	
	旭山動物園	1 来園者の安否確認及び保護に関すること。		旭山動物園	1 来園者の安否確認及び保護に関すること。	
農政部 (農政部)	農政班 (農政課、 <u>農業委員会担当課</u>)	1 部内の総括に関すること。 2 被災農家の支援に関すること。 3 応急食料の調達及び供給に関すること。	農政部 (農政部)	農政班 (農政課、 <u>(新規)</u>)	1 部内の総括に関すること。 2 被災農家の支援に関すること。 3 応急食料の調達及び供給に関すること。	
	農業振興班 (農業振興課)	1 応急食料の調達及び供給に関すること。 2 被災農家の支援に関すること。 3 家畜対策に関すること。		農業振興班 (農業振興課)	1 応急食料の調達及び供給に関すること。 2 被災農家の支援に関すること。 3 家畜対策に関すること。	
	農林整備班 (農林整備課)	1 応急食料の調達及び供給に関すること。 2 被災農家の支援に関すること。		農林整備班 (農林整備課)	1 応急食料の調達及び供給に関すること。 2 被災農家の支援に関すること。	
	農業センター	1 施設利用者の安否確認及び保護に関すること。 2 被災農家の支援に関すること。		農業センター	1 施設利用者の安否確認及び保護に関すること。 2 被災農家の支援に関すること。	
建築部 (建築部)	住宅班 (<u>営繕</u> 課、 <u>住宅</u> 課)	1 部内の総括に関すること。 2 応急仮設住宅入居者の決定に関すること。 3 応急仮設住宅の管理に関すること。	建築部 (建築部)	住宅班 (<u>建築総務</u> 課、 <u>市営住宅</u> 課)	1 部内の総括に関すること。 2 応急仮設住宅入居者の決定に関すること。 3 応急仮設住宅の管理に関すること。	

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新			旧			備考
建築部 (建築部)	建築調査班 (建築指導課)	1 被災建築物の応急危険度判定及び応急対策に関する事 2 災害救助法（昭和22年法律第118号）適用時における住宅の応急修 理に関する事。	建築部 (建築部)	建築調査班 (建築指導課)	1 被災建築物の応急危険度判定及び応急対策に関する事 2 災害救助法（昭和22年法律第118号）適用時における住宅の応急修 理に関する事。	(震一43) 機構改革に伴い 修正
	建築班 (<u>営繕課</u>)	1 応急仮設住宅の設置に関する事。 2 避難所及び救護所の応急措置等に関する事。 3 公共施設の危険度判定及び応急対策に関する事。		建築班 (<u>公共建築課、設備課</u>)	1 応急仮設住宅の設置に関する事。 2 避難所及び救護所の応急措置等に関する事。 3 公共施設の危険度判定及び応急対策に関する事。	
土木部 (土木部)	第1土木班 (土木総務課)	1 部内の総括に関する事。 2 応急資材の調達及び配分に関する事。	土木部 (土木部)	第1土木班 (土木総務課)	1 部内の総括に関する事。 2 応急資材の調達及び配分に関する事。	
	第2土木班 (土木管理課)	1 交通規制等の措置に関する事。 2 <u>危険区域の巡視に関する事。</u>		第2土木班 (土木管理課)	1 交通規制等の措置に関する事。 <u>(新規)</u>	
	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>		<u>第3土木班</u> <u>(用地課)</u>	<u>1 危険区域の巡視に関する事。</u>	
	第 <u>3</u> 土木班 (土木建設課)	1 道路、橋りょう、河川等の被害調査及び応急対策に関する事。 2 道路・河川関係の災害復旧工事に関する事。		第 <u>4</u> 土木班 (土木建設課)	1 道路、橋りょう、河川等の被害調査及び応急対策に関する事。 2 道路・河川関係の災害復旧工事に関する事。	
	第 <u>4</u> 土木班 (公園みどり課)	1 公園、緑地等の被害調査及び応急対策に関する事。 2 危険区域の巡視に関する事。		第 <u>5</u> 土木班 (公園みどり課)	1 公園、緑地等の被害調査及び応急対策に関する事。 2 危険区域の巡視に関する事。	
	第 <u>5</u> 土木班 (雪対策課、土木事業所)	1 道路、橋りょう、河川、排水路等の応急修理に関する事。 2 障害物の除去に関する事。 3 緊急除雪に関する事。 4 危険区域の巡視に関する事。		第 <u>6</u> 土木班 (雪対策課、土木事業所)	1 道路、橋りょう、河川、排水路等の応急修理に関する事。 2 障害物の除去に関する事。 3 緊急除雪に関する事。 4 危険区域の巡視に関する事。	
	医療庶務班 (<u>総務</u> 管理課、 <u>経営企</u> <u>画課</u>)	1 部内の総括に関する事。 2 災害情報の受理、収集及び報告に関する事。 3 入院患者及び通院患者の避難誘導に関する事。 4 被災者の応急医療及び収容の事務に関する事。	医療部（市立 旭川病院事務局）	医療庶務班 (<u>経営</u> 管理課、 <u>(新</u> <u>規)</u>)	1 部内の総括に関する事。 2 災害情報の受理、収集及び報告に関する事。 3 入院患者及び通院患者の避難誘導に関する事。 4 被災者の応急医療及び収容の事務に関する事。	
医療部（市立 旭川病院事務局）	医事班 (医事課、薬剤科、臨床 器材科)	1 救護所の設置及び管理に関する事。 2 入院患者及び通院患者の避難誘導に関する事。 3 医療、歯科医療及び助産の薬品並びに資器材等の調達に関するこ と。		医事班 (医事課、薬剤科、臨床 器材科)	1 救護所の設置及び管理に関する事。 2 入院患者及び通院患者の避難誘導に関する事。 3 医療、歯科医療及び助産の薬品並びに資器材等の調達に関するこ と。	
	医療班 (医局、看護部他)	1 被災者の応急医療救護、収容、介助及び看護に関する事。 2 入院患者及び通院患者の避難誘導並びに救護に関する事。 3 助産に関する事。		医療班 (医局、看護部他)	1 被災者の応急医療救護、収容、介助及び看護に関する事。 2 入院患者及び通院患者の避難誘導並びに救護に関する事。 3 助産に関する事。	
消防部 (消防本部)	消防庶務班 (総務課)	1 部内の総括に関する事。 2 緊急必要資材の調達及び補給に関する事。 3 消防団員の動員に関する事。 4 消防団員の公務災害補償に関する事。	消防部 (消防本部)	消防庶務班 (総務課)	1 部内の総括に関する事。 2 緊急必要資材の調達及び補給に関する事。 3 消防団員の動員に関する事。 4 消防団員の公務災害補償に関する事。	
	予防班 (予防課)	1 災害の予防広報及び警戒広報に関する事。 2 火災警報に関する事。 3 災害記録に関する事。 4 災害の情報収集及び連絡報告に関する事。		予防班 (予防課)	1 災害の予防広報及び警戒広報に関する事。 2 火災警報に関する事。 3 災害記録に関する事。 4 災害の情報収集及び連絡報告に関する事。	
	警防班 (警防課)	1 災害活動の記録に関する事。 2 消防機関への応援要請に関する事。 3 消防用車両の配車計画に関する事。 4 水防に関する事。 5 医療機関との連携に関する事。		警防班 (警防課)	1 災害活動の記録に関する事。 2 消防機関への応援要請に関する事。 3 消防用車両の配車計画に関する事。 4 水防に関する事。 5 医療機関との連携に関する事。	
	指令班 (指令課)	1 通信の運用及び確保に関する事。 2 情報の収集及び伝達に関する事。		指令班 (指令課)	1 通信の運用及び確保に関する事。 2 情報の収集及び伝達に関する事。	
	南消防班 (南消防署)	1 災害の警戒及び防御に関する事。 2 消防部隊の指揮に関する事。 3 人命救助及び破壊消防に関する事。 4 区域内の消防活動に関する事。 5 行方不明者の搜索活動に関する事。		南消防班 (南消防署)	1 災害の警戒及び防御に関する事。 2 消防部隊の指揮に関する事。 3 人命救助及び破壊消防に関する事。 4 区域内の消防活動に関する事。 5 行方不明者の搜索活動に関する事。	
	北消防班 (北消防署)	1 災害の警戒及び防御に関する事。 2 消防部隊の指揮に関する事。 3 人命救助及び破壊消防に関する事。 4 区域内の消防活動に関する事。 5 行方不明者の搜索活動に関する事。		北消防班 (北消防署)	1 災害の警戒及び防御に関する事。 2 消防部隊の指揮に関する事。 3 人命救助及び破壊消防に関する事。 4 区域内の消防活動に関する事。 5 行方不明者の搜索活動に関する事。	

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新			旧			備考
	消防特命班 (上川消防署、鷹栖消防署)	1 部内の緊急応援に関すること。 2 その他特命事項に関すること。		消防特命班 (上川消防署、鷹栖消防署)	1 部内の緊急応援に関すること。 2 その他特命事項に関すること。	(震－44) 機構改革に伴い 修正
第1教育部 (学校教育部)	第1教育班 (教育政策課、学校施設課)	1 部内の総括に関すること。 2 各学校及び教育関係機関との連絡調整に関すること。 3 避難所の開設及び管理に関すること。	第1教育部 (学校教育部)	第1教育班 (教育政策課、学校施設課)	1 部内の総括に関すること。 2 各学校及び教育関係機関との連絡調整に関すること。 3 避難所の開設及び管理に関すること。	
	第2教育班 (学務課、教職員課、教育指導課)	1 児童及び生徒の安否確認に関すること。 2 応急教育に関すること。 3 避難所の開設及び管理に関すること。		第2教育班 (学務課、教職員課、教育指導課)	1 児童及び生徒の安否確認に関すること。 2 応急教育に関すること。 3 避難所の開設及び管理に関すること。	
	第3教育班 (学校保健課)	1 被災児童、生徒及び学校施設の衛生管理に関すること。 2 避難所の開設及び管理に関すること。		第3教育班 (学校保健課)	1 被災児童、生徒及び学校施設の衛生管理に関すること。 2 避難所の開設及び管理に関すること。	
第2教育部 (社会教育部)	第4教育班 (社会教育課)	1 部内の総括に関すること。 2 避難所の開設及び管理に関すること。	第2教育部 (社会教育部)	第4教育班 (社会教育課)	1 部内の総括に関すること。 2 避難所の開設及び管理に関すること。	
	第5教育班 (文化振興課)	1 施設利用者の安否確認及び保護に関すること。 2 避難所の開設及び管理に関すること。		第5教育班 (文化振興課)	1 施設利用者の安否確認及び保護に関すること。 2 避難所の開設及び管理に関すること。	
	第6教育班 (公民館事業課)	1 施設利用者の安否確認及び保護に関すること。 2 避難所の開設及び管理に関すること。		第6教育班 (公民館事業課)	1 施設利用者の安否確認及び保護に関すること。 2 避難所の開設及び管理に関すること。	
	第7教育班 (中央図書館)	1 施設利用者の安否確認及び保護に関すること。 2 避難所の開設及び管理に関すること。		第7教育班 (中央図書館)	1 施設利用者の安否確認及び保護に関すること。 2 避難所の開設及び管理に関すること。	
	第8教育班 (科学館)	1 施設利用者の安否確認及び保護に関すること。 2 避難所の開設及び管理に関すること。		第8教育班 (科学館)	1 施設利用者の安否確認及び保護に関すること。 2 避難所の開設及び管理に関すること。	
	第9教育班 (博物館)	1 施設利用者の安否確認及び保護に関すること。 2 避難所の開設及び管理に関すること。		第9教育班 (博物館)	1 施設利用者の安否確認及び保護に関すること。 2 避難所の開設及び管理に関すること。	
水道部 (上下水道部)	水道総務班 (<u>水道総務</u> 課)	1 部内の総括に関すること。 2 人員、車両等の調達及び確保に関すること。 3 災害情報の受理、収集及び報告に関すること。 4 関係機関等との連絡調整及び応援の要請・受入れに関すること。	水道部 (上下水道部)	水道総務班 (<u>総務</u> 課)	1 部内の総括に関すること。 2 人員、車両等の調達及び確保に関すること。 3 災害情報の受理、収集及び報告に関すること。 4 関係機関等との連絡調整及び応援の要請・受入れに関すること。	
	連絡調達班 (<u>経営財務</u> 課)	1 住民組織との連絡調整に関すること。 2 応急資材の調達に関すること。		連絡調達班 (<u>経営企画</u> 課)	1 住民組織との連絡調整に関すること。 2 応急資材の調達に関すること。	
	現地広報・給水班 (<u>維持管理</u> 課)	1 飲料水の応急給水及び広報活動に関すること。		現地広報・給水班 (<u>管路管理</u> 課)	1 飲料水の応急給水及び広報活動に関すること。	
	配水調整班 (<u>維持管理</u> 課、 <u>事業計画</u> 課、 <u>建設</u> 課)	1 配水管等の被害調査及び応急対策・復旧に関すること。		配水調整班 (<u>管路管理</u> 課、 <u>水道施設</u> 課)	1 配水管等の被害調査及び応急対策・復旧に関すること。	
	水源班 (浄水課)	1 浄水場施設等の被害調査及び応急対策・復旧に関すること。		水源班 (浄水課)	1 浄水場施設等の被害調査及び応急対策・復旧に関すること。	
	下水道班 (<u>維持管理</u> 課、 <u>事業計画</u> 課、 <u>建設</u> 課)	1 下水道管渠等の被害調査及び応急対策・復旧に関すること。		下水道班 (<u>管路管理</u> 課、 <u>下水道施設</u> 課)	1 下水道管渠等の被害調査及び応急対策・復旧に関すること。	
	処理場班 (下水処理センター)	1 下水処理場等の被害調査及び応急対策・復旧に関すること。		処理場班 (下水処理センター)	1 下水処理場等の被害調査及び応急対策・復旧に関すること。	
	市民対応班 (料金課)	1 上下水道の市民対応に関すること。		市民対応班 (料金課)	1 上下水道の市民対応に関すること。	
会計部 (会計課)	会計班 (会計課)	1 災害関係経費の出納に関すること。 2 避難所の開設及び管理に関すること。	会計部 (会計課)	会計班 (会計課)	1 災害関係経費の出納に関すること。 2 避難所の開設及び管理に関すること。	
共通事項	・所属員の安否及び参集状況の把握に関すること。 ・所管の被害調査、応急対策、復旧等に関すること。 ・本部長の特命事項に関すること。		共通事項	・所属員の安否及び参集状況の把握に関すること。 ・所管の被害調査、応急対策、復旧等に関すること。 ・本部長の特命事項に関すること。		

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新	旧	備考																																																																																																																																						
第2節 情報の収集・伝達 (略) 第3 災害時通信伝達体制 災害発生時において、施設の損壊や回線のふくそう等により、<u>NTT東日本株式会社</u>等の一般回線電話が非常にかかりにくくなることが予想される。 (略) 第4節 応援派遣 ■対策の体系 <table><tr><th colspan="2" rowspan="2">項 目</th><th rowspan="2">担 当</th><th colspan="3">活動期</th></tr><tr><th>初動</th><th>応急</th><th>復旧</th></tr><tr><td rowspan="3">第1 自衛隊の災害派遣</td><td>1 災害派遣要請の要求及び受入れ</td><td>防災班、第1、2受援班</td><td>○</td><td></td><td></td></tr><tr><td>2 自主派遣</td><td>自衛隊</td><td>○</td><td></td><td></td></tr><tr><td>3 撤収要請の要求</td><td>防災班</td><td></td><td></td><td>○</td></tr><tr><td rowspan="6">第2 国・道・市町村等への要請</td><td>1 国・道への要請</td><td>防災班</td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td><u>2 指定行政機関等への要請</u></td><td><u>防災班</u></td><td></td><td><u>○</u></td><td></td></tr><tr><td><u>3</u> 市町村への要請</td><td>防災班</td><td></td><td>○</td><td></td></tr><tr><td><u>4</u> 受入れ体制</td><td>第1、2受援班、各担当班</td><td></td><td>○</td><td></td></tr><tr><td><u>5</u> 協定機関・団体への要請</td><td>各担当班</td><td></td><td>○</td><td></td></tr><tr><td><u>6</u> 応援隊の撤収要請</td><td>各担当班</td><td></td><td></td><td>○</td></tr><tr><td rowspan="2">第3 応援隊の受入れ</td><td>1 応援隊への対応</td><td>防災班、消防部</td><td></td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>2 応援活動への支援</td><td>各担当班、渉外班</td><td></td><td>○</td><td>○</td></tr></table> (略) 第2 国・道・市町村等への要請 (略) <u>2 指定行政機関等への要請</u> 防災班は、応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、知事に対し、指定行政機関又は関係指定地方行政機関へ応急措置の実施の要請をするよう求めるものとする。 市は、上段の要求ができない場合には、その旨及び本市における災害の状況を指定行政機関又は指定地方行政機関に通知するものとする。この場合において、当該通知を受けた指定行政機関又は指定地方行政機関は、その事態に照らし緊急を要し、県からの要請を待ついとまがないと認められるときは、当該要請を待たないで、応急措置を実施することができる。 <u>3</u> 市町村への要請 (略) <u>4</u> 受入れ体制 (略)	項 目		担 当	活動期			初動	応急	復旧	第1 自衛隊の災害派遣	1 災害派遣要請の要求及び受入れ	防災班、第1、2受援班	○			2 自主派遣	自衛隊	○			3 撤収要請の要求	防災班			○	第2 国・道・市町村等への要請	1 国・道への要請	防災班	○	○		<u>2 指定行政機関等への要請</u>	<u>防災班</u>		<u>○</u>		<u>3</u> 市町村への要請	防災班		○		<u>4</u> 受入れ体制	第1、2受援班、各担当班		○		<u>5</u> 協定機関・団体への要請	各担当班		○		<u>6</u> 応援隊の撤収要請	各担当班			○	第3 応援隊の受入れ	1 応援隊への対応	防災班、消防部		○	○	2 応援活動への支援	各担当班、渉外班		○	○	第2節 情報の収集・伝達 (略) 第3 災害時通信伝達体制 災害発生時において、施設の損壊や回線のふくそう等により、<u>東日本電信電話株式会社</u>等の一般回線電話が非常にかかりにくくなることが予想される。 (略) 第4節 応援派遣 ■対策の体系 <table><tr><th colspan="2" rowspan="2">項 目</th><th rowspan="2">担 当</th><th colspan="3">活動期</th></tr><tr><th>初動</th><th>応急</th><th>復旧</th></tr><tr><td rowspan="3">第1 自衛隊の災害派遣</td><td>1 災害派遣要請の要求及び受入れ</td><td>防災班、第1、2受援班</td><td>○</td><td></td><td></td></tr><tr><td>2 自主派遣</td><td>自衛隊</td><td>○</td><td></td><td></td></tr><tr><td>3 撤収要請の要求</td><td>防災班</td><td></td><td></td><td>○</td></tr><tr><td rowspan="6">第2 国・道・市町村等への要請</td><td>1 国・道への要請</td><td>防災班</td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td><u>(新規)</u></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td><u>2</u> 市町村への要請</td><td>防災班</td><td></td><td>○</td><td></td></tr><tr><td><u>3</u> 受入れ体制</td><td>第1、2受援班、各担当班</td><td></td><td>○</td><td></td></tr><tr><td><u>4</u> 協定機関・団体への要請</td><td>各担当班</td><td></td><td>○</td><td></td></tr><tr><td><u>5</u> 応援隊の撤収要請</td><td>各担当班</td><td></td><td></td><td>○</td></tr><tr><td rowspan="2">第3 応援隊の受入れ</td><td>1 応援隊への対応</td><td>防災班、消防部</td><td></td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>2 応援活動への支援</td><td>各担当班、渉外班</td><td></td><td>○</td><td>○</td></tr></table> (略) 第2 国・道・市町村等への要請 (略) <u>(新規)</u> <u>2</u> 市町村への要請 (略) <u>3</u> 受入れ体制 (略)	項 目		担 当	活動期			初動	応急	復旧	第1 自衛隊の災害派遣	1 災害派遣要請の要求及び受入れ	防災班、第1、2受援班	○			2 自主派遣	自衛隊	○			3 撤収要請の要求	防災班			○	第2 国・道・市町村等への要請	1 国・道への要請	防災班	○	○		<u>(新規)</u>					<u>2</u> 市町村への要請	防災班		○		<u>3</u> 受入れ体制	第1、2受援班、各担当班		○		<u>4</u> 協定機関・団体への要請	各担当班		○		<u>5</u> 応援隊の撤収要請	各担当班			○	第3 応援隊の受入れ	1 応援隊への対応	防災班、消防部		○	○	2 応援活動への支援	各担当班、渉外班		○	○	(震－50) 社名変更に伴い修正 (震－55) 防災基本計画の修正に伴い要請先を追加 (震－58) 防災基本計画の修正に伴い要請先を追加 (震－58-60) 要請先の追加により繰り下げ
項 目				担 当	活動期																																																																																																																																			
		初動	応急		復旧																																																																																																																																			
第1 自衛隊の災害派遣	1 災害派遣要請の要求及び受入れ	防災班、第1、2受援班	○																																																																																																																																					
	2 自主派遣	自衛隊	○																																																																																																																																					
	3 撤収要請の要求	防災班			○																																																																																																																																			
第2 国・道・市町村等への要請	1 国・道への要請	防災班	○	○																																																																																																																																				
	<u>2 指定行政機関等への要請</u>	<u>防災班</u>		<u>○</u>																																																																																																																																				
	<u>3</u> 市町村への要請	防災班		○																																																																																																																																				
	<u>4</u> 受入れ体制	第1、2受援班、各担当班		○																																																																																																																																				
	<u>5</u> 協定機関・団体への要請	各担当班		○																																																																																																																																				
	<u>6</u> 応援隊の撤収要請	各担当班			○																																																																																																																																			
第3 応援隊の受入れ	1 応援隊への対応	防災班、消防部		○	○																																																																																																																																			
	2 応援活動への支援	各担当班、渉外班		○	○																																																																																																																																			
項 目		担 当	活動期																																																																																																																																					
			初動	応急	復旧																																																																																																																																			
第1 自衛隊の災害派遣	1 災害派遣要請の要求及び受入れ	防災班、第1、2受援班	○																																																																																																																																					
	2 自主派遣	自衛隊	○																																																																																																																																					
	3 撤収要請の要求	防災班			○																																																																																																																																			
第2 国・道・市町村等への要請	1 国・道への要請	防災班	○	○																																																																																																																																				
	<u>(新規)</u>																																																																																																																																							
	<u>2</u> 市町村への要請	防災班		○																																																																																																																																				
	<u>3</u> 受入れ体制	第1、2受援班、各担当班		○																																																																																																																																				
	<u>4</u> 協定機関・団体への要請	各担当班		○																																																																																																																																				
	<u>5</u> 応援隊の撤収要請	各担当班			○																																																																																																																																			
第3 応援隊の受入れ	1 応援隊への対応	防災班、消防部		○	○																																																																																																																																			
	2 応援活動への支援	各担当班、渉外班		○	○																																																																																																																																			

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新	旧	備考
<u>5</u> 協定機関・団体への要請 (略) <u>6</u> 応援隊の撤収要請 (略) 第6節 医療救護 (略) 第1 応急医療活動	<u>4</u> 協定機関・団体への要請 (略) <u>5</u> 応援隊の撤収要請 (略) 第6節 医療救護 (略) 第1 応急医療活動	(震－58-60) 要請先の追加により繰り下げ (震－70) 消防部の連絡員追加に伴い追記
(略) 5 医療体制の確立 (略) (4) 災害医療対策本部の設置 本部長（市長）は、必要に応じて、災対本部の下部組織として、市役所総合庁舎に災害医療対策本部を設置する。 災害医療対策本部の本部長は健康保健部を所管する本部員とし、第1保健班は、必要に応じて医療部、<u>消防部</u>、医師会、歯科医師会、薬剤師会及び災害拠点病院に対して、災害医療対策本部への連絡員の派遣を要請する。 (略) ■災害医療対策本部の連絡系統 (略)	(略) 5 医療体制の確立 (略) (4) 災害医療対策本部の設置 本部長（市長）は、必要に応じて、災対本部の下部組織として、市役所総合庁舎に災害医療対策本部を設置する。 災害医療対策本部の本部長は健康保健部を所管する本部員とし、第1保健班は、必要に応じて医療部、<u>(新規)</u>、医師会、歯科医師会、薬剤師会及び災害拠点病院に対して、災害医療対策本部への連絡員の派遣を要請する。 (略) ■災害医療対策本部の連絡系統 (略)	

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新	旧	備考
第 7 節 避難 (略) 第 1 避難活動	第 7 節 避難 (略) 第 1 避難活動	(震－75) 災害情報伝達手段の整備に伴う追記
(略) 2 避難情報の発令等 (略) (2)避難情報の伝達 防災班は、避難情報を防災情報システムにより報道機関等を通じ市民に伝達するほか、緊急速報メール、 <u>屋外スピーカー、電子メール、FAX</u> 、SNS、ケーブルテレビ、コミュニティFM、街頭放送等により市民に伝達する。 (略)	(略) 2 避難情報の発令等 (略) (2)避難情報の伝達 防災班は、避難情報を防災情報システムにより報道機関等を通じ市民に伝達するほか、緊急速報メール、 <u>(新規)</u> SNS、ケーブルテレビ、コミュニティFM、街頭放送等により市民に伝達する。 (略)	
第 2 避難所の開設・廃止	第 2 避難所の開設・廃止	
1 避難所の開設 (1)避難所の決定 (略) 避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等 <u>とともに、指定避難所については当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所ID</u> を適切に道に報告するものとする。 (略)	1 避難所の開設 (1)避難所の決定 (略) 避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等 <u>(新規)</u> を適切に道に報告するものとする。 (略)	(震－78) 防災基本計画の修正に伴い追記
第 3 避難所の運営	第 3 避難所の運営	(震－81) 防災基本計画の修正に伴い追記
(略) 7 自宅、テント、車中泊等、指定避難所以外で生活をする被災者の把握 (略) 避難所担当班等は、避難所運営委員会（組織されていない場合は、町内会、自主防災組織等）及び自主防災組織の協力を得て、自宅、テント、車中泊、 <u>協定・届出避難所</u> 等、指定避難所以外で生活を継続している被災者の把握に努め、指定避難所の避難者と同様に、避難所で食料や物資等の供給、情報の提供をするなど必要な支援を行う。 また、テント、車中泊避難は、エコノミー症候群や排気ガスの充満等、避難所より多くの危険性があるため、注意喚起を行うとともに、長期にならないよう避難所への入所を勧める。 (略)	(略) 7 自宅、テント、車中泊等、指定避難所以外で生活をする被災者の把握 (略) 避難所担当班等は、避難所運営委員会（組織されていない場合は、町内会、自主防災組織等）及び自主防災組織の協力を得て、自宅、テント、車中泊 <u>(新規)</u> 等、指定避難所以外で生活を継続している被災者の把握に努め、指定避難所の避難者と同様に、避難所で食料や物資等の供給、情報の提供をするなど必要な支援を行う。 また、テント、車中泊避難は、エコノミー症候群や排気ガスの充満等、避難所より多くの危険性があるため、注意喚起を行うとともに、長期にならないよう避難所への入所を勧める。 (略)	
第 12 節 防疫・清掃 (略) 第 5 障害物の除去	第 12 節 防疫・清掃 (略) 第 5 障害物の除去	
(略) (1)除去の対象 住宅関係の障害物除去の対象者は、次の <u>いずれにも該当する者</u> とする。 (略)	(略) (1)除去の対象 住宅関係の障害物除去の対象者は、次の <u>とおり</u> とする。 (略)	(震－108) 文言整理

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新	旧	備考	
第 14 節 公共施設等の応急復旧対策 (略) 第 1 ライフライン施設	第 14 節 公共施設等の応急復旧対策 (略) 第 1 ライフライン施設	(震－115) 社名変更に伴い修正	
(略) 5 通信施設 <u>N T T 東日本株式会社</u>は、地震が発生した場合は、電気通信設備の予防措置、災害応急対策、災害復旧等に対する適切な措置をとる。 (略) 第 16 節 文教・保育対策 (略) 第 2 応急教育	(略) 5 通信施設 <u>東日本電信電話株式会社</u>は、地震が発生した場合は、電気通信設備の予防措置、災害応急対策、災害復旧等に対する適切な措置をとる。 (略) 第 16 節 文教・保育対策 (略) 第 2 応急教育		
(略) 3 応急教育活動 (略) <u>(7) 被災地学び支援派遣等枠組み</u> <u>市は、発災後における学びの継続や学校の早期再開のため、必要に応じて、被災地学び支援派遣等枠組み（D－E S T : Disaster Education Support Team）を活用した国や他の市町村等の学校支援チーム・応援教職員、スクールカウンセラー等の派遣要請を検討する。</u> (略) 第 17 節 災害ボランティア対策 (略) 第 1 災害ボランティア活動	(略) 3 応急教育活動 (略) <u>(新規)</u> (略) 第 17 節 災害ボランティア対策 (略) 第 1 災害ボランティア活動		(震－123) 防災基本計画の修正に伴い追加
(略) 2 市の役割 <u>まちづくり協働班</u>及び第 1 援護班は、社会福祉協議会、<u>登録被災者援護協力団体</u>、ボランティア団体・N P O 等との連携を図り、災害時におけるボランティア活動が円滑かつ有効に機能するために、情報提供及び活動支援を主とした次の活動を行う。 (略) 第 19 節 災害救助法の適用 (略) 第 4 救助の実施者、救助の内容等	(略) 2 市の役割 <u>地域活動推進班</u>及び第 1 援護班は、社会福祉協議会、<u>(新規)</u>、ボランティア団体・N P O 等との連携を図り、災害時におけるボランティア活動が円滑かつ有効に機能するために、情報提供及び活動支援を主とした次の活動を行う。 (略) 第 19 節 災害救助法の適用 (略) 第 4 救助の実施者、救助の内容等		(震－125) 防災基本計画の修正に伴い追加
1 救助の実施者 (略) ■救助の種類 避難所の設置 応急仮設住宅の供与 炊き出しその他食品の給与 飲料水の供給 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 医療	1 救助の実施者 (略) ■救助の種類 避難所の設置 応急仮設住宅の供与 炊き出しその他食品の給与 飲料水の供給 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 医療		

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

[illegible]

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新	旧	備考
風水害・雪害・火山対策編 第1章 災害予防計画 第1節 災害防止対策の推進 (略) 第1 水害対策の推進	風水害・雪害・火山対策編 第1章 災害予防計画 第1節 災害防止対策の推進 (略) 第1 水害対策の推進	(風－2) 内水ハザードマップの作成に伴い修正 (風－9) 防災気象情報の変更に伴い追記 (風－16) 防災基本計画の修正に伴い修正 (風－17) 防災基本計画の修正に伴い追記
(略) ■避難体制の周知 水害発生時に住民の避難行動が迅速的確に実施できるよう指定避難所等の周知及び避難行動について指導・啓発を実施する。特に震災時の避難行動との違いについて留意する。 ○ <u>洪水ハザードマップ及び内水ハザードマップの周知</u> (略) 第4 防災知識の普及	(略) ■避難体制の周知 水害発生時に住民の避難行動が迅速的確に実施できるよう指定避難所等の周知及び避難行動について指導・啓発を実施する。特に震災時の避難行動との違いについて留意する。 ○ <u>洪水ハザードマップ等の周知</u> (略) 第4 防災知識の普及	
(略) ■防災気象情報の知識の普及啓発 旭川地方気象台と協力し、防災気象情報の内容や利用心得について普及啓発に努める。 ○ 予報、特別警報・ <u>危険警報</u> ・警報・注意報、その他の気象情報の内容 (略) 第5節 応急対策のための環境整備 (略) 第5 物資供給体制の整備	(略) ■防災気象情報の知識の普及啓発 旭川地方気象台と協力し、防災気象情報の内容や利用心得について普及啓発に努める。 ○ 予報、特別警報・ <u>(新規)</u> 警報・注意報、その他の気象情報の内容 (略) 第5節 応急対策のための環境整備 (略) 第5 物資供給体制の整備	
◇現状と方針 災害発生時には、流通経済が停止するために物資の入手が困難な被災者に、食料、生活必需品等を供給する必要がある。 本市では、これに備えて必要な物資の備蓄に努めるほか、大手スーパー等との協定締結による流通備蓄の活用など、今後も必要に応じた体制整備を推進する。 また、地域内の備蓄物資や物資拠点について <u>新物資システム(B－P L o)</u> にあらかじめ登録し、供給事業者の保有量と併せ、備蓄量等の把握に努める。 (略) 第9 災害ボランティア活動の環境整備	◇現状と方針 災害発生時には、流通経済が停止するために物資の入手が困難な被災者に、食料、生活必需品等を供給する必要がある。 本市では、これに備えて必要な物資の備蓄に努めるほか、大手スーパー等との協定締結による流通備蓄の活用など、今後も必要に応じた体制整備を推進する。 また、地域内の備蓄物資や物資拠点について <u>物資調達・輸送調整等支援システム</u> にあらかじめ登録し、供給事業者の保有量と併せ、備蓄量等の把握に努める。 (略) 第9 災害ボランティア活動の環境整備	
◇現状と方針 本市では、災害時のボランティアの活動支援体制づくりを推進するため、社会福祉協議会や市内ボランティア団体との協力体制を整備する。 <u>また、平時から地域のボランティア人材の育成・確保に努めるほか、国が整備する登録団体データベースを活用するなどして、登録被災者援護協力団体との連携強化を図る。</u> (略)	◇現状と方針 本市では、災害時のボランティアの活動支援体制づくりを推進するため、社会福祉協議会や市内ボランティア団体との協力体制を整備する。 <u>(新規)</u> (略)	

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新	旧	備考																		
第2章 災害応急計画 第1節 災害応急体制の確立 (略) 第1 災害応急体制の確立 本市の災害応急体制は、次のとおりである。 ■市の防災体制 <table><tr><th>体制</th><th>配備基準</th><th>内容</th><th>配備人員</th></tr><tr><td rowspan="2">災害警戒 配備体制</td><td>○ 次の状況において、災害の発生するおそれがあるため警戒が必要なとき。 ・ <u>市域にレベル3大雨警報、レベル3土砂災害警報、暴風警報、暴風雪警報又は大雪警報</u>が発表された場合 <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> ・ <u>市域に関連する河川にレベル3氾濫警報が発表された場合。</u></td><td rowspan="2">気象の状況により災害の発生のおそれがある場合又は限定的な災害対策を必要とする場合の体制</td><td rowspan="2">この体制を必要とする部局での配備又は災害対策本部に準じた配備</td></tr><tr><td>○ 次の状況において、限定的な災害対策を必要とするとき。 ・ 市域の一部に極小規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合 ・ 大規模な火災・爆発・事故が発生した場合 ○その他市長が必要と認めたとき。</td></tr></table> (略) 第3 災害警戒配備体制 (略) ■災害警戒配備体制 ○ 次の状況において、災害の発生するおそれがあるため警戒が必要なとき。 ・ <u>市域にレベル3大雨警報、レベル3土砂災害警報、暴風警報、暴風雪警報又は大雪警報</u>が発表された場合 <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> ・ <u>市域に関連する河川にレベル3氾濫警報が発表された場合。</u> ○ 次の状況において、限定的な災害対策を必要とするとき。 ・ 市域の一部に極小規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合 ・ 大規模な火災・爆発・事故が発生した場合 ○ その他市長が必要と認めたとき。 (略) ※第6 事務分掌 市災対本部の組織図及び事務分掌は、震災対策編と同様のため掲載を省略します。	体制	配備基準	内容	配備人員	災害警戒 配備体制	○ 次の状況において、災害の発生するおそれがあるため警戒が必要なとき。 ・ <u>市域にレベル3大雨警報、レベル3土砂災害警報、暴風警報、暴風雪警報又は大雪警報</u> が発表された場合 <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> ・ <u>市域に関連する河川にレベル3氾濫警報が発表された場合。</u>	気象の状況により災害の発生のおそれがある場合又は限定的な災害対策を必要とする場合の体制	この体制を必要とする部局での配備又は災害対策本部に準じた配備	○ 次の状況において、限定的な災害対策を必要とするとき。 ・ 市域の一部に極小規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合 ・ 大規模な火災・爆発・事故が発生した場合 ○その他市長が必要と認めたとき。	第2章 災害応急計画 第1節 災害応急体制の確立 (略) 第1 災害応急体制の確立 本市の災害応急体制は、次のとおりである。 ■市の防災体制 <table><tr><th>体制</th><th>配備基準</th><th>内容</th><th>配備人員</th></tr><tr><td rowspan="2">災害警戒 配備体制</td><td>○ 次の状況において、災害の発生するおそれがあるため警戒が必要なとき。 ・ <u>大雨警報が発表され、かつ、洪水警報</u>が発表された場合 ・ <u>土砂災害警戒情報が発表された場合</u> ・ <u>暴風警報・暴風雪警報・大雪警報が発表された場合</u> <u>(新規)</u></td><td rowspan="2">気象の状況により災害の発生のおそれがある場合又は限定的な災害対策を必要とする場合の体制</td><td rowspan="2">この体制を必要とする部局での配備又は災害対策本部に準じた配備</td></tr><tr><td>○ 次の状況において、限定的な災害対策を必要とするとき。 ・ 市域の一部に極小規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合 ・ 大規模な火災・爆発・事故が発生した場合 ○その他市長が必要と認めたとき。</td></tr></table> (略) 第3 災害警戒配備体制 (略) ■災害警戒配備体制 ○ 次の状況において、災害の発生するおそれがあるため警戒が必要なとき。 ・ <u>大雨警報が発表され、かつ、洪水警報</u>が発表された場合 ・ <u>土砂災害警戒情報が発表された場合</u> ・ <u>暴風警報、暴風雪警報、大雪警報が発表された場合</u> <u>(新規)</u> ○ 次の状況において、限定的な災害対策を必要とするとき。 ・ 市域の一部に極小規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合 ・ 大規模な火災・爆発・事故が発生した場合 ○ その他市長が必要と認めたとき。 (略) ※第6 事務分掌 市災対本部の組織図及び事務分掌は、震災対策編と同様のため掲載を省略します。	体制	配備基準	内容	配備人員	災害警戒 配備体制	○ 次の状況において、災害の発生するおそれがあるため警戒が必要なとき。 ・ <u>大雨警報が発表され、かつ、洪水警報</u> が発表された場合 ・ <u>土砂災害警戒情報が発表された場合</u> ・ <u>暴風警報・暴風雪警報・大雪警報が発表された場合</u> <u>(新規)</u>	気象の状況により災害の発生のおそれがある場合又は限定的な災害対策を必要とする場合の体制	この体制を必要とする部局での配備又は災害対策本部に準じた配備	○ 次の状況において、限定的な災害対策を必要とするとき。 ・ 市域の一部に極小規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合 ・ 大規模な火災・爆発・事故が発生した場合 ○その他市長が必要と認めたとき。	(風－21) 防災気象情報の 変更に伴い修正 (風－22) 防災気象情報の 変更に伴い修正
体制	配備基準	内容	配備人員																	
災害警戒 配備体制	○ 次の状況において、災害の発生するおそれがあるため警戒が必要なとき。 ・ <u>市域にレベル3大雨警報、レベル3土砂災害警報、暴風警報、暴風雪警報又は大雪警報</u> が発表された場合 <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> ・ <u>市域に関連する河川にレベル3氾濫警報が発表された場合。</u>	気象の状況により災害の発生のおそれがある場合又は限定的な災害対策を必要とする場合の体制	この体制を必要とする部局での配備又は災害対策本部に準じた配備																	
	○ 次の状況において、限定的な災害対策を必要とするとき。 ・ 市域の一部に極小規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合 ・ 大規模な火災・爆発・事故が発生した場合 ○その他市長が必要と認めたとき。																			
体制	配備基準	内容	配備人員																	
災害警戒 配備体制	○ 次の状況において、災害の発生するおそれがあるため警戒が必要なとき。 ・ <u>大雨警報が発表され、かつ、洪水警報</u> が発表された場合 ・ <u>土砂災害警戒情報が発表された場合</u> ・ <u>暴風警報・暴風雪警報・大雪警報が発表された場合</u> <u>(新規)</u>	気象の状況により災害の発生のおそれがある場合又は限定的な災害対策を必要とする場合の体制	この体制を必要とする部局での配備又は災害対策本部に準じた配備																	
	○ 次の状況において、限定的な災害対策を必要とするとき。 ・ 市域の一部に極小規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合 ・ 大規模な火災・爆発・事故が発生した場合 ○その他市長が必要と認めたとき。																			

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新			旧			備考																																																										
第２節 情報の収集・伝達 ■対策の体系 <table><tr><th colspan="2">項 目</th><th>担 当</th></tr><tr><td rowspan="2">第３ 災害時通信伝達体制</td><td>１ 電話による通信</td><td>各部、各施設管理者、<u>N T T東日本株式会社</u></td></tr><tr><td>２ 公衆通信設備以外の通信</td><td>各部、各施設管理者、各防災関係機関</td></tr></table> (略)							項 目		担 当	第３ 災害時通信伝達体制	１ 電話による通信	各部、各施設管理者、 <u>N T T東日本株式会社</u>	２ 公衆通信設備以外の通信	各部、各施設管理者、各防災関係機関	第２節 情報の収集・伝達 ■対策の体系 <table><tr><th colspan="2">項 目</th><th>担 当</th></tr><tr><td rowspan="2">第３ 災害時通信伝達体制</td><td>１ 電話による通信</td><td>各部、各施設管理者、<u>東日本電信電話株式会社</u></td></tr><tr><td>２ 公衆通信設備以外の通信</td><td>各部、各施設管理者、各防災関係機関</td></tr></table> (略)							項 目		担 当	第３ 災害時通信伝達体制	１ 電話による通信	各部、各施設管理者、 <u>東日本電信電話株式会社</u>	２ 公衆通信設備以外の通信	各部、各施設管理者、各防災関係機関	(風－35) 組織変更及び社名変更に伴い修正																																		
項 目		担 当																																																														
第３ 災害時通信伝達体制	１ 電話による通信	各部、各施設管理者、 <u>N T T東日本株式会社</u>																																																														
	２ 公衆通信設備以外の通信	各部、各施設管理者、各防災関係機関																																																														
項 目		担 当																																																														
第３ 災害時通信伝達体制	１ 電話による通信	各部、各施設管理者、 <u>東日本電信電話株式会社</u>																																																														
	２ 公衆通信設備以外の通信	各部、各施設管理者、各防災関係機関																																																														
第１ 災害関連情報の収集・伝達 １ 気象情報等の発表 市域に関する気象情報等は、次のとおりである。 (1)気象に関する予報、特別警報・<u>危険警報</u>・警報・注意報及び気象情報等 旭川地方気象台は、次のような気象に関する予報、特別警報・<u>危険警報</u>・警報・注意報及び気象情報等を発表する。 ■注意報・警報・<u>危険警報</u>・特別警報の種類及び気象情報 <table><tr><td rowspan="2">注意報</td><td>気象注意報</td><td>風雪注意報・強風注意報・<u>レベル２大雨注意報</u>・<u>レベル２土砂災害注意報</u>・<u>レベル２氾濫注意報</u>・大雪注意報・濃霧注意報・雷注意報・乾燥注意報・着雪注意報・霜注意報・低温注意報・融雪注意報・なだれ注意報</td></tr><tr><td colspan="2"><u>(削除)</u></td></tr><tr><td rowspan="2">警報</td><td>気象警報</td><td>暴風警報・暴風雪警報・<u>レベル３大雨警報</u>・<u>レベル３土砂災害警報</u>・<u>レベル３氾濫警報</u>・大雪警報</td></tr><tr><td colspan="2"><u>(削除)</u></td></tr><tr><td colspan="2"><u>危険警報</u></td><td><u>レベル４大雨危険警報</u>・<u>レベル４土砂災害危険警報</u>・<u>レベル４氾濫危険警報</u></td></tr><tr><td colspan="2">特別警報</td><td>暴風特別警報・暴風雪特別警報・<u>レベル５大雨特別警報</u>・<u>レベル５土砂災害特別警報</u>・<u>レベル５氾濫特別警報</u>・大雪特別警報</td></tr><tr><td colspan="2"><u>気象解説情報</u></td><td>注意報・警報を補完する情報</td></tr><tr><td colspan="2">早期注意情報（警報級の可能性）</td><td>警報級の現象が５日先までに予想されるときに、その可能性を高さに応じて[高]、[中]の２段階で伝える情報</td></tr><tr><td colspan="2"><u>気象防災速報（竜巻注意/竜巻目撃）</u></td><td>積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報</td></tr></table> <u>(削除)</u>							注意報	気象注意報	風雪注意報・強風注意報・ <u>レベル２大雨注意報</u> ・ <u>レベル２土砂災害注意報</u> ・ <u>レベル２氾濫注意報</u> ・大雪注意報・濃霧注意報・雷注意報・乾燥注意報・着雪注意報・霜注意報・低温注意報・融雪注意報・なだれ注意報	<u>(削除)</u>		警報	気象警報	暴風警報・暴風雪警報・ <u>レベル３大雨警報</u> ・ <u>レベル３土砂災害警報</u> ・ <u>レベル３氾濫警報</u> ・大雪警報	<u>(削除)</u>		<u>危険警報</u>		<u>レベル４大雨危険警報</u> ・ <u>レベル４土砂災害危険警報</u> ・ <u>レベル４氾濫危険警報</u>	特別警報		暴風特別警報・暴風雪特別警報・ <u>レベル５大雨特別警報</u> ・ <u>レベル５土砂災害特別警報</u> ・ <u>レベル５氾濫特別警報</u> ・大雪特別警報	<u>気象解説情報</u>		注意報・警報を補完する情報	早期注意情報（警報級の可能性）		警報級の現象が５日先までに予想されるときに、その可能性を高さに応じて[高]、[中]の２段階で伝える情報	<u>気象防災速報（竜巻注意/竜巻目撃）</u>		積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報	第１ 災害関連情報の収集・伝達 １ 気象情報等の発表 市域に関する気象情報等は、次のとおりである。 (1)気象に関する予報、特別警報・<u>(新規)</u>・警報・注意報及び気象情報等 旭川地方気象台は、次のような気象に関する予報、特別警報・<u>(新規)</u>・警報・注意報及び気象情報等を発表する。 ■注意報・警報・<u>(新規)</u>・特別警報の種類及び気象情報 <table><tr><td rowspan="2">注意報</td><td>気象注意報</td><td>風雪注意報・強風注意報・<u>大雨注意報</u>・<u>(新規)</u>・大雪注意報・濃霧注意報・雷注意報・乾燥注意報・着雪注意報・霜注意報・低温注意報・融雪 注意報・なだれ注意報</td></tr><tr><td colspan="2"><u>洪水注意報・浸水注意報・地面現象注意報</u> <u>※浸水注意報・地面現象注意報は、大雨注意報などの気象注意報に含めて発表する。</u></td></tr><tr><td rowspan="2">警報</td><td>気象警報</td><td>暴風警報・暴風雪警報・<u>大雨警報</u>・<u>(新規)</u>・大雪警報</td></tr><tr><td colspan="2"><u>洪水警報・浸水警報・地面現象警報</u> <u>※浸水警報・地面現象警報は、大雨警報などの気象警報に含めて発表する。</u></td></tr><tr><td colspan="2"><u>(新規)</u></td><td><u>(新規)</u></td></tr><tr><td colspan="2">特別警報</td><td>暴風特別警報・暴風雪特別警報・<u>大雨特別警報</u>・<u>(新規)</u>・大雪特別警報</td></tr><tr><td colspan="2"><u>気象情報</u></td><td>注意報・警報を補完する情報</td></tr><tr><td colspan="2">早期注意情報（警報級の可能性）</td><td>警報級の現象が５日先までに予想されるときに、その可能性を高さに応じて[高]、[中]の２段階で伝える情報</td></tr><tr><td colspan="2"><u>竜巻注意情報</u></td><td>積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報</td></tr></table> <u>(2) 土砂災害警戒情報</u> <u>旭川地方気象台と上川総合振興局旭川建設管理部は、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき、市町村長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、該当市町村名を明示して土砂災害警戒情報を発表する。</u>							注意報	気象注意報	風雪注意報・強風注意報・ <u>大雨注意報</u> ・ <u>(新規)</u> ・大雪注意報・濃霧注意報・雷注意報・乾燥注意報・着雪注意報・霜注意報・低温注意報・融雪 注意報・なだれ注意報	<u>洪水注意報・浸水注意報・地面現象注意報</u> <u>※浸水注意報・地面現象注意報は、大雨注意報などの気象注意報に含めて発表する。</u>		警報	気象警報	暴風警報・暴風雪警報・ <u>大雨警報</u> ・ <u>(新規)</u> ・大雪警報	<u>洪水警報・浸水警報・地面現象警報</u> <u>※浸水警報・地面現象警報は、大雨警報などの気象警報に含めて発表する。</u>		<u>(新規)</u>		<u>(新規)</u>	特別警報		暴風特別警報・暴風雪特別警報・ <u>大雨特別警報</u> ・ <u>(新規)</u> ・大雪特別警報	<u>気象情報</u>		注意報・警報を補完する情報	早期注意情報（警報級の可能性）		警報級の現象が５日先までに予想されるときに、その可能性を高さに応じて[高]、[中]の２段階で伝える情報	<u>竜巻注意情報</u>		積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報	(風－36) 防災気象情報の変更に伴い追記
注意報	気象注意報	風雪注意報・強風注意報・ <u>レベル２大雨注意報</u> ・ <u>レベル２土砂災害注意報</u> ・ <u>レベル２氾濫注意報</u> ・大雪注意報・濃霧注意報・雷注意報・乾燥注意報・着雪注意報・霜注意報・低温注意報・融雪注意報・なだれ注意報																																																														
	<u>(削除)</u>																																																															
警報	気象警報	暴風警報・暴風雪警報・ <u>レベル３大雨警報</u> ・ <u>レベル３土砂災害警報</u> ・ <u>レベル３氾濫警報</u> ・大雪警報																																																														
	<u>(削除)</u>																																																															
<u>危険警報</u>		<u>レベル４大雨危険警報</u> ・ <u>レベル４土砂災害危険警報</u> ・ <u>レベル４氾濫危険警報</u>																																																														
特別警報		暴風特別警報・暴風雪特別警報・ <u>レベル５大雨特別警報</u> ・ <u>レベル５土砂災害特別警報</u> ・ <u>レベル５氾濫特別警報</u> ・大雪特別警報																																																														
<u>気象解説情報</u>		注意報・警報を補完する情報																																																														
早期注意情報（警報級の可能性）		警報級の現象が５日先までに予想されるときに、その可能性を高さに応じて[高]、[中]の２段階で伝える情報																																																														
<u>気象防災速報（竜巻注意/竜巻目撃）</u>		積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報																																																														
注意報	気象注意報	風雪注意報・強風注意報・ <u>大雨注意報</u> ・ <u>(新規)</u> ・大雪注意報・濃霧注意報・雷注意報・乾燥注意報・着雪注意報・霜注意報・低温注意報・融雪 注意報・なだれ注意報																																																														
	<u>洪水注意報・浸水注意報・地面現象注意報</u> <u>※浸水注意報・地面現象注意報は、大雨注意報などの気象注意報に含めて発表する。</u>																																																															
警報	気象警報	暴風警報・暴風雪警報・ <u>大雨警報</u> ・ <u>(新規)</u> ・大雪警報																																																														
	<u>洪水警報・浸水警報・地面現象警報</u> <u>※浸水警報・地面現象警報は、大雨警報などの気象警報に含めて発表する。</u>																																																															
<u>(新規)</u>		<u>(新規)</u>																																																														
特別警報		暴風特別警報・暴風雪特別警報・ <u>大雨特別警報</u> ・ <u>(新規)</u> ・大雪特別警報																																																														
<u>気象情報</u>		注意報・警報を補完する情報																																																														
早期注意情報（警報級の可能性）		警報級の現象が５日先までに予想されるときに、その可能性を高さに応じて[高]、[中]の２段階で伝える情報																																																														
<u>竜巻注意情報</u>		積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報																																																														
							(風－36) 防災気象情報の変更に伴い削除																																																									

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新	旧	備考																																																																																																																																													
(2) 水防活動用気象注意報・気象警報 旭川地方気象台は、水防活動の利用に適合する注意報・警報（下表の左欄）を発表する。 ただし、発表は、一般の利用に適合する注意報・警報、<u>危険警報・特別警報</u>（下表の右欄）をもって代える。 ■水防活動用気象注意報・気象警報の種類 <table><tr><td>水防活動用気象注意報</td><td><u>レベル 2 大雨注意報</u></td></tr><tr><td>水防活動用気象警報</td><td><u>レベル 3 大雨警報、レベル 4 大雨危険警報、レベル 5 大雨特別警報</u></td></tr><tr><td>水防活動用洪水注意報</td><td><u>レベル 2 氾濫注意報</u></td></tr><tr><td>水防活動用洪水警報</td><td><u>レベル 3 氾濫警報、レベル 4 氾濫危険警報、レベル 5 氾濫特別警報</u></td></tr></table> (略) (3) 洪水予報（洪水予報指定河川） (略) ■洪水予報の発表基準 <table><tr><th>予報の種類</th><th>発表基準</th></tr><tr><td><u>レベル 2 氾濫注意報</u></td><td>基準地点の水位が氾濫注意水位に到達し、<u>更に水位上昇が見込まれるとき</u></td></tr><tr><td><u>レベル 3 氾濫警報</u></td><td>①基準地点の水位が<u>一定時間後に</u>氾濫危険水位に到達することが<u>見込まれるとき</u> ②基準地点の水位が避難判断水位に到達し、<u>更に水位上昇が見込まれるとき</u></td></tr><tr><td><u>レベル 4 氾濫危険警報</u></td><td>①基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき ②急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、<u>さらに水位の上昇が見込まれるとき</u></td></tr><tr><td><u>レベル 5 氾濫特別警報</u></td><td><u>氾濫が発生又は氾濫発生水位に到達したとき</u> <u>※レベル 5 氾濫発生情報と一体的に発表</u></td></tr></table> ■洪水予報指定河川の基準地点と基準水位 <table><tr><th>水系名</th><th>河川名</th><th>基準地点</th><th>氾濫注意水位</th><th>避難判断水位</th><th>氾濫危険水位</th><th><u>氾濫発生水位</u></th></tr><tr><td rowspan="8">石狩川</td><td rowspan="2">石狩川上流</td><td>旭橋(永山橋下流)水位観測所</td><td>106.40m</td><td>106.90m</td><td>107.70m</td><td><u>108.90m</u></td></tr><tr><td>旭橋(永山橋上流)水位観測所</td><td>106.40m</td><td>109.00m</td><td>109.40m</td><td><u>110.70m</u></td></tr><tr><td rowspan="2">石狩川下流</td><td>伊納水位観測所</td><td>92.20m</td><td>93.90m</td><td>94.90m</td><td><u>96.40m</u></td></tr><tr><td>納内水位観測所</td><td>58.90m</td><td>59.20m</td><td>60.10m</td><td><u>61.40m</u></td></tr><tr><td>忠別川</td><td>暁橋水位観測所</td><td>210.20m</td><td>210.50m</td><td>211.00m</td><td><u>211.80m</u></td></tr><tr><td rowspan="2">美瑛川</td><td>西神楽水位観測所</td><td>137.80m</td><td>139.20m</td><td>139.90m</td><td><u>140.60m</u></td></tr><tr><td><u>西 1 区水位観測所</u></td><td><u>232.90m</u></td><td><u>233.50m</u></td><td><u>233.70m</u></td><td><u>234.10m</u></td></tr><tr><td>牛朱別川</td><td>中央橋水位観測所</td><td>109.80m</td><td>110.10m</td><td>110.30m</td><td><u>111.60m</u></td></tr></table> (4) 水位情報（水位周知河川） (略) ■水位到達情報の発表基準 <table><tr><th>予報の種類</th><th>発表基準</th></tr><tr><td><u>レベル 2 氾濫注意情報</u></td><td><u>基準地点の水位が氾濫注意水位に到達したとき</u></td></tr><tr><td><u>レベル 3 氾濫警戒情報</u></td><td><u>基準地点の水位が避難判断水位に到達したとき</u></td></tr><tr><td><u>レベル 4 氾濫危険情報</u></td><td><u>基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき</u></td></tr><tr><td><u>レベル 5 氾濫発生情報</u></td><td><u>氾濫が発生又は氾濫発生水位に到達したとき</u></td></tr></table> (3) 水防活動用気象注意報・気象警報 旭川地方気象台は、水防活動の利用に適合する注意報・警報（下表の左欄）を発表する。 ただし、発表は、一般の利用に適合する注意報・警報、<u>(新規)</u>（下表の右欄）をもって代える。 ■水防活動用気象注意報・気象警報の種類 <table><tr><td>水防活動用気象注意報</td><td><u>大雨注意報</u></td></tr><tr><td>水防活動用気象警報</td><td><u>大雨警報</u></td></tr><tr><td>水防活動用洪水注意報</td><td><u>洪水注意報</u></td></tr><tr><td>水防活動用洪水警報</td><td><u>洪水警報</u></td></tr></table> (略) (4) 洪水予報（洪水予報指定河川） (略) ■洪水予報の発表基準 <table><tr><th>予報の種類</th><th>発表基準</th></tr><tr><td><u>氾濫注意情報</u></td><td>基準地点の水位が氾濫注意水位に到達し、<u>水位がさらに上昇することが予想されるとき。</u></td></tr><tr><td><u>氾濫警戒情報</u></td><td>①<u>基準地点の水位が避難判断水位に到達し、水位がさらに上昇することが予想されるとき。</u> ②<u>基準地点の水位が氾濫危険水位に到達することが予想されるとき。</u></td></tr><tr><td><u>氾濫危険情報</u></td><td>基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき。</td></tr><tr><td><u>氾濫発生情報</u></td><td><u>予報実施区域内で氾濫が発生したとき。</u></td></tr></table> ■洪水予報指定河川の基準地点と基準水位 <table><tr><th>水系名</th><th>河川名</th><th>基準地点</th><th>氾濫注意水位</th><th>避難判断水位</th><th>氾濫危険水位</th></tr><tr><td rowspan="8">石狩川</td><td rowspan="2">石狩川上流</td><td>旭橋(永山橋下流)水位観測所</td><td>106.40m</td><td>106.90m</td><td>107.70m</td></tr><tr><td>旭橋(永山橋上流)水位観測所</td><td>106.40m</td><td>109.00m</td><td>109.40m</td></tr><tr><td rowspan="2">石狩川下流</td><td>伊納水位観測所</td><td>92.20m</td><td>93.90m</td><td>94.90m</td></tr><tr><td>納内水位観測所</td><td>58.90m</td><td>59.20m</td><td>60.10m</td></tr><tr><td>忠別川</td><td>暁橋水位観測所</td><td>210.20m</td><td>210.50m</td><td>211.00m</td></tr><tr><td>美瑛川</td><td>西神楽水位観測所</td><td>137.80m</td><td>139.20m</td><td>139.90m</td></tr><tr><td rowspan="2">牛朱別川</td><td>中央橋水位観測所</td><td>109.80m</td><td>110.10m</td><td>110.30m</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> (5) 水位情報（水位周知河川） (略) <u>(新規)</u>	水防活動用気象注意報	<u>レベル 2 大雨注意報</u>	水防活動用気象警報	<u>レベル 3 大雨警報、レベル 4 大雨危険警報、レベル 5 大雨特別警報</u>	水防活動用洪水注意報	<u>レベル 2 氾濫注意報</u>	水防活動用洪水警報	<u>レベル 3 氾濫警報、レベル 4 氾濫危険警報、レベル 5 氾濫特別警報</u>	予報の種類	発表基準	<u>レベル 2 氾濫注意報</u>	基準地点の水位が氾濫注意水位に到達し、 <u>更に水位上昇が見込まれるとき</u>	<u>レベル 3 氾濫警報</u>	①基準地点の水位が <u>一定時間後に</u> 氾濫危険水位に到達することが <u>見込まれるとき</u> ②基準地点の水位が避難判断水位に到達し、 <u>更に水位上昇が見込まれるとき</u>	<u>レベル 4 氾濫危険警報</u>	①基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき ②急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、 <u>さらに水位の上昇が見込まれるとき</u>	<u>レベル 5 氾濫特別警報</u>	<u>氾濫が発生又は氾濫発生水位に到達したとき</u> <u>※レベル 5 氾濫発生情報と一体的に発表</u>	水系名	河川名	基準地点	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	<u>氾濫発生水位</u>	石狩川	石狩川上流	旭橋(永山橋下流)水位観測所	106.40m	106.90m	107.70m	<u>108.90m</u>	旭橋(永山橋上流)水位観測所	106.40m	109.00m	109.40m	<u>110.70m</u>	石狩川下流	伊納水位観測所	92.20m	93.90m	94.90m	<u>96.40m</u>	納内水位観測所	58.90m	59.20m	60.10m	<u>61.40m</u>	忠別川	暁橋水位観測所	210.20m	210.50m	211.00m	<u>211.80m</u>	美瑛川	西神楽水位観測所	137.80m	139.20m	139.90m	<u>140.60m</u>	<u>西 1 区水位観測所</u>	<u>232.90m</u>	<u>233.50m</u>	<u>233.70m</u>	<u>234.10m</u>	牛朱別川	中央橋水位観測所	109.80m	110.10m	110.30m	<u>111.60m</u>	予報の種類	発表基準	<u>レベル 2 氾濫注意情報</u>	<u>基準地点の水位が氾濫注意水位に到達したとき</u>	<u>レベル 3 氾濫警戒情報</u>	<u>基準地点の水位が避難判断水位に到達したとき</u>	<u>レベル 4 氾濫危険情報</u>	<u>基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき</u>	<u>レベル 5 氾濫発生情報</u>	<u>氾濫が発生又は氾濫発生水位に到達したとき</u>	水防活動用気象注意報	<u>大雨注意報</u>	水防活動用気象警報	<u>大雨警報</u>	水防活動用洪水注意報	<u>洪水注意報</u>	水防活動用洪水警報	<u>洪水警報</u>	予報の種類	発表基準	<u>氾濫注意情報</u>	基準地点の水位が氾濫注意水位に到達し、 <u>水位がさらに上昇することが予想されるとき。</u>	<u>氾濫警戒情報</u>	① <u>基準地点の水位が避難判断水位に到達し、水位がさらに上昇することが予想されるとき。</u> ② <u>基準地点の水位が氾濫危険水位に到達することが予想されるとき。</u>	<u>氾濫危険情報</u>	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき。	<u>氾濫発生情報</u>	<u>予報実施区域内で氾濫が発生したとき。</u>	水系名	河川名	基準地点	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	石狩川	石狩川上流	旭橋(永山橋下流)水位観測所	106.40m	106.90m	107.70m	旭橋(永山橋上流)水位観測所	106.40m	109.00m	109.40m	石狩川下流	伊納水位観測所	92.20m	93.90m	94.90m	納内水位観測所	58.90m	59.20m	60.10m	忠別川	暁橋水位観測所	210.20m	210.50m	211.00m	美瑛川	西神楽水位観測所	137.80m	139.20m	139.90m	牛朱別川	中央橋水位観測所	109.80m	110.10m	110.30m				
水防活動用気象注意報	<u>レベル 2 大雨注意報</u>																																																																																																																																														
水防活動用気象警報	<u>レベル 3 大雨警報、レベル 4 大雨危険警報、レベル 5 大雨特別警報</u>																																																																																																																																														
水防活動用洪水注意報	<u>レベル 2 氾濫注意報</u>																																																																																																																																														
水防活動用洪水警報	<u>レベル 3 氾濫警報、レベル 4 氾濫危険警報、レベル 5 氾濫特別警報</u>																																																																																																																																														
予報の種類	発表基準																																																																																																																																														
<u>レベル 2 氾濫注意報</u>	基準地点の水位が氾濫注意水位に到達し、 <u>更に水位上昇が見込まれるとき</u>																																																																																																																																														
<u>レベル 3 氾濫警報</u>	①基準地点の水位が <u>一定時間後に</u> 氾濫危険水位に到達することが <u>見込まれるとき</u> ②基準地点の水位が避難判断水位に到達し、 <u>更に水位上昇が見込まれるとき</u>																																																																																																																																														
<u>レベル 4 氾濫危険警報</u>	①基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき ②急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、 <u>さらに水位の上昇が見込まれるとき</u>																																																																																																																																														
<u>レベル 5 氾濫特別警報</u>	<u>氾濫が発生又は氾濫発生水位に到達したとき</u> <u>※レベル 5 氾濫発生情報と一体的に発表</u>																																																																																																																																														
水系名	河川名	基準地点	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	<u>氾濫発生水位</u>																																																																																																																																									
石狩川	石狩川上流	旭橋(永山橋下流)水位観測所	106.40m	106.90m	107.70m	<u>108.90m</u>																																																																																																																																									
		旭橋(永山橋上流)水位観測所	106.40m	109.00m	109.40m	<u>110.70m</u>																																																																																																																																									
	石狩川下流	伊納水位観測所	92.20m	93.90m	94.90m	<u>96.40m</u>																																																																																																																																									
		納内水位観測所	58.90m	59.20m	60.10m	<u>61.40m</u>																																																																																																																																									
	忠別川	暁橋水位観測所	210.20m	210.50m	211.00m	<u>211.80m</u>																																																																																																																																									
	美瑛川	西神楽水位観測所	137.80m	139.20m	139.90m	<u>140.60m</u>																																																																																																																																									
		<u>西 1 区水位観測所</u>	<u>232.90m</u>	<u>233.50m</u>	<u>233.70m</u>	<u>234.10m</u>																																																																																																																																									
	牛朱別川	中央橋水位観測所	109.80m	110.10m	110.30m	<u>111.60m</u>																																																																																																																																									
予報の種類	発表基準																																																																																																																																														
<u>レベル 2 氾濫注意情報</u>	<u>基準地点の水位が氾濫注意水位に到達したとき</u>																																																																																																																																														
<u>レベル 3 氾濫警戒情報</u>	<u>基準地点の水位が避難判断水位に到達したとき</u>																																																																																																																																														
<u>レベル 4 氾濫危険情報</u>	<u>基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき</u>																																																																																																																																														
<u>レベル 5 氾濫発生情報</u>	<u>氾濫が発生又は氾濫発生水位に到達したとき</u>																																																																																																																																														
水防活動用気象注意報	<u>大雨注意報</u>																																																																																																																																														
水防活動用気象警報	<u>大雨警報</u>																																																																																																																																														
水防活動用洪水注意報	<u>洪水注意報</u>																																																																																																																																														
水防活動用洪水警報	<u>洪水警報</u>																																																																																																																																														
予報の種類	発表基準																																																																																																																																														
<u>氾濫注意情報</u>	基準地点の水位が氾濫注意水位に到達し、 <u>水位がさらに上昇することが予想されるとき。</u>																																																																																																																																														
<u>氾濫警戒情報</u>	① <u>基準地点の水位が避難判断水位に到達し、水位がさらに上昇することが予想されるとき。</u> ② <u>基準地点の水位が氾濫危険水位に到達することが予想されるとき。</u>																																																																																																																																														
<u>氾濫危険情報</u>	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき。																																																																																																																																														
<u>氾濫発生情報</u>	<u>予報実施区域内で氾濫が発生したとき。</u>																																																																																																																																														
水系名	河川名	基準地点	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位																																																																																																																																										
石狩川	石狩川上流	旭橋(永山橋下流)水位観測所	106.40m	106.90m	107.70m																																																																																																																																										
		旭橋(永山橋上流)水位観測所	106.40m	109.00m	109.40m																																																																																																																																										
	石狩川下流	伊納水位観測所	92.20m	93.90m	94.90m																																																																																																																																										
		納内水位観測所	58.90m	59.20m	60.10m																																																																																																																																										
	忠別川	暁橋水位観測所	210.20m	210.50m	211.00m																																																																																																																																										
	美瑛川	西神楽水位観測所	137.80m	139.20m	139.90m																																																																																																																																										
	牛朱別川	中央橋水位観測所	109.80m	110.10m	110.30m																																																																																																																																										

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新							旧				備考	
■水位周知河川の基準地点と基準水位							■水位周知河川の基準地点と避難判断水位				(風－37) 防災気象情報の 変更に伴い追記	
水系名	河川名	基準地点	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位	氾濫発生 水位	水系名	河川名	基準地点	避難判断水位		
石狩川	オサラッペ川	鷹栖橋水位観測所	105.70m	106.00m	106.40m	107.00m	石狩川	オサラッペ川	鷹栖橋水位観測所	106.00m		
	辺別川	18号水位観測所	151.50m	152.00m	152.40m	152.90m		辺別川	18号水位観測所	152.00m		
	江丹別川	萬代橋水位観測所	133.04m	133.21m	133.64m	設定なし		江丹別川	萬代橋水位観測所	133.21m		
		嵐山水位観測所	99.07m	99.87m	100.20m	設定なし			嵐山水位観測所	99.87m		
	ペーパン川	ペーパン川水位観測所	138.87m	139.08m	139.82m	設定なし		ペーパン川	ペーパン川水位観測所	139.08m		
	倉沼川	倉沼川水位観測所	167.60m	167.70m	168.36m	設定なし		倉沼川	倉沼川水位観測所	167.70m		
	ポン川	ポン川水位観測所	136.83m	136.92m	137.93m	設定なし		ポン川	ポン川水位観測所	136.92m		
	永山新川・ 牛朱別川	北永水位観測所	135.30m	136.10m	137.10m	139.40m		永山新川・ 牛朱別川	北永水位観測所	136.10m		
		鹿島橋水位観測所	137.20m	137.50m	138.40m	140.30m			鹿島橋水位観測所	137.50m		
	比布川	比布川水位観測所	160.28m	160.34m	161.60m	設定なし		比布川	比布川水位観測所	158.26m		
	牛朱別川・ 当麻川	当麻川水位観測所	157.99m	158.26m	158.46m	設定なし		牛朱別川・当麻川	当麻川水位観測所	160.34m		
(略)							(略)				(風－39) 防災気象情報の 変更に伴い追記	
■予報、特別警報・危険警報・警報・注意報及び情報等の伝達経路							■予報、特別警報・(新規)・警報・注意報及び情報等の伝達経路					
(略)							(略)					
(削除)							■土砂災害警戒情報の伝達経路				(風－39) 防災気象情報の 変更に伴い削除	
(略)							(略)					
第3 災害時通信伝達体制							第3 災害時通信伝達体制					
災害発生時において、施設の損壊や回線のふくそう等により、NTT東日本株式会社等の一般回線電話が非常にかかりにくくなることが予想される。							災害発生時において、施設の損壊や回線のふくそう等により、東日本電信電話株式会社等の一般回線電話が非常にかかりにくくなることが予想される。				(風－44) 社名変更に伴う 修正	
(略)							(略)					
第4節 災害広報・広聴活動							第4節 災害広報・広聴活動					
(略)							(略)					
第2 国・道・市町村等への要請							第2 国・道・市町村等への要請				(風－48) 防災基本計画の 修正に伴い要請 先を追加	
防災班は、北海道開発局長（旭川開発建設部）、知事（総合振興局長）、市町村の長、指定行政機関等に対し、応援の要請を行う。							防災班は、北海道開発局長（旭川開発建設部）、知事（総合振興局長）、市町村の長(新規)、等に対し、応援の要請を行う。					
(略)							(略)					

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新				旧				備考
第 8 節 避難 (略)				第 8 節 避難 (略)				(風－60) 防災気象情報の 変更に伴い修正
第 1 避難活動				第 1 避難活動				
(略)				(略)				
2 避難情報の発令等 (略)				2 避難情報の発令等 (略)				
(3) 洪水等の避難情報の発令判断基準 避難情報の発令に当たっては、次の内容を判断の基準とするが、河川状況や気象状況等も含めて総合的に判断する。				(3) 洪水等の避難情報の発令判断基準 避難情報の発令に当たっては、次の内容を判断の基準とするが、河川状況や気象状況等も含めて総合的に判断する。				
区分 種類	洪水予報指定河川	水位周知河川	左記以外の中小河川、内水等	区分 種類	洪水予報指定河川	水位周知河川	左記以外の中小河川、内水等	
【警戒レベル 3】 高齢者等 避難	○ レベル 3 氾濫警報が発表された場合 ○ 避難判断水位よりも低い水位であるものの、次に示す状況により氾濫のおそれが高まっている場合	○ レベル 3 氾濫警戒情報が発表された場合 ○ 避難判断水位よりも低い水位であるものの、次に示す状況により氾濫のおそれが高まっている場合	○ (削除) 浸水、河川の増水により浸水の危険が高いと判断された場合。 ○ 水門操作が予測される場合	【警戒レベル 3】 高齢者等 避難	○ 氾濫警戒情報（警戒レベル 3 相当情報「洪水」）が発表された場合。	○ 洪水警報が発表された場合。 ○ 避難判断水位（レベル 3 水位）に到達した場合。	○ 大雨警報（浸水害）及び洪水警報が発表された場合。 ○ 近隣での浸水、河川の増水により浸水の危険が高いと判断された場合。 ○ 水門操作が予測される場合	
	○ 堤防に軽微な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりが発生 ○ 樋門・水門等の施設の機能支障がある状況 ○ 排水機場の運転が停止したまたは停止が予定されている状況				○ 軽微な漏水・浸食等が発見された場合。 ○ 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合。			
【警戒レベル 4】 避難指示	○ レベル 4 氾濫危険警報が発表された場合 ○ 氾濫危険水位よりも低い水位であるものの、次に示す状況により氾濫のおそれが高まっている場合	○ レベル 4 氾濫危険情報が発表された場合 ○ 氾濫危険水位よりも低い水位であるものの、次に示す状況により氾濫のおそれが高まっている場合	○ 水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達し、引き続き水位上昇のおそれがある場合 ○ 危機管理型水位計の水位が危険水位に到達した場合 ○ (削除) 浸水が拡大している場合。 ○ 排水先の河川の水位が高くなり、排水ポンプの運転停止水位に到達することが見込まれる場合。 ○ 水門の閉扉が予測される場合	【警戒レベル 4】 避難指示	○ 氾濫危険情報（警戒レベル 4 相当情報「洪水」）が発表された場合。	○ 氾濫危険水位（レベル 4 水位）に到達した場合。（新規）	○ 近隣での浸水が拡大している場合。 ○ 排水先の河川の水位が高くなり、排水ポンプの運転停止水位に到達することが見込まれる場合。 ○ 水門の閉扉が予測される場合	
	○ 堤防に漏水・侵食の進行や亀裂・すべりが発生 ○ 樋門・水門等の施設の機能支障がある状況 ○ 排水機場の運転が停止したまたは停止が予定されている状況 ○ ダム操作に伴い下流の河川区域において急激な水位上昇のおそれがある状況				○ 異常な漏水・浸食等が発見された場合。 ○ 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合。（新規） （新規）			
【警戒レベル 5】 緊急安全 確保	○ レベル 5 氾濫特別警報が発表された場合 ○ 氾濫発生水位よりも低い水位であ	○ レベル 5 氾濫発生情報が発表された場合 ○ 氾濫発生水位よりも低い水位であるも	○ 水位観測所の水位が堤防高（又は背後地盤高）に到達した場合 ○ 危機管理型水位計の水位が堤防天端高に到達した場	【警戒レベル 5】 緊急安全 確保	○ 氾濫発生情報（警戒レベル 5 相当情報「洪水」）が発表された場合。			

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新					旧					備考	
		<u>るものの、次に示す状況により氾濫のおそれが高まっている場合</u>	<u>のの、次に示す状況により氾濫のおそれが高まっている場合</u>	<u>合</u> <u>○ 水門を閉扉した場合</u> <u>○ 排水先の河川の水位が高くなり、排水ポンプの運転を停止した場合</u>						（風－61） 防災気象情報の 変更に伴い修正	
	<u>○ 樋門・水門等の施設の機能支障がある状況</u> <u>○ 排水機場の運転が停止したまたは停止が予定されている状況</u> <u>○ ダム操作に伴い下流の河川区域において急激な水位上昇のおそれがある状況</u>					<u>○ 決壊や越水・溢水が発生した場合。</u>					
(4) 土砂災害の避難情報の発令判断基準 土砂災害における避難情報の発令判断基準は、次のとおりである。					(4) 土砂災害の避難情報の発令判断基準 土砂災害における避難情報の発令判断基準は、次のとおりである。						（風－62） 災害情報伝達手段の整備に伴う 修正
種 類		内 容			種 類		内 容				
【警戒レベル3】 高齢者等避難		<u>○ レベル3土砂災害警報が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」となり、対象のメッシュに土砂災害警戒区域が含まれ、一定時間継続した場合</u> <u>○ 立退き避難が困難となる夜間において、警戒レベル3「高齢者等避難」の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</u>			【警戒レベル3】 高齢者等避難		<u>○ 大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）が発表され、かつ、北海道土砂災害警戒情報システムにおいて、〔実況又は予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達〕（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）する場合。</u> <u>○ 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合。</u> <u>○ 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合。</u>				
【警戒レベル4】 避難指示		<u>○ レベル4土砂災害危険警報が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「危険（紫）」となり、対象のメッシュに土砂災害警戒区域が含まれ、一定時間継続した場合</u> <u>○ 警戒レベル4「避難指示」の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間～翌日早朝に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</u> <u>○ 警戒レベル4「避難指示」の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）</u> <u>○ 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合</u>			【警戒レベル4】 避難指示		<u>○ 避難情報の対象となる地域又はその近隣地で、土砂災害の前兆現象が発見された場合。</u> <u>○ 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合。</u> <u>○ 北海道土砂災害警戒情報システムにおいて、〔予想で土砂災害警戒情報の基準に到達〕（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）する場合。</u>				
【警戒レベル5】 緊急安全確保		<u>○ レベル5土砂災害特別警報が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布で「災害切迫（黒）」となった場合</u> <u>○ 土砂災害が発生した場合</u>			【警戒レベル5】 緊急安全確保		<u>○ 土砂災害が発生した場合</u>				
(略)					(略)						
(6) 避難情報の伝達 防災班は、避難情報を防災情報システムにより報道機関等を通じ市民に伝達するほか、緊急速報メール、 <u>屋外スピーカー、電子メール、FAX</u> 、SNS、ケーブルテレビ、コミュニティFM、街頭放送等により市民に伝達する。 (略)					(6) 避難情報の伝達 防災班は、避難情報を防災情報システムにより報道機関等を通じ市民に伝達するほか、緊急速報メール、 <u>(新規)</u> 、SNS、ケーブルテレビ、コミュニティFM、街頭放送等により市民に伝達する。 (略)						

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新			旧			備考																																
第 15 節 公共施設等の応急復旧対策 ■対策の体系 <table><tr><th colspan="2">項 目</th><th>担 当</th></tr><tr><td rowspan="6">第 1 ライフライン施設</td><td>1 上水道施設</td><td>水道総務班、連絡調達班、現地広報・給水班</td></tr><tr><td>2 下水道施設</td><td>水道総務班、連絡調達班、下水道班、処理場班</td></tr><tr><td>3 電力施設</td><td>北海道電力ネットワーク株式会社</td></tr><tr><td>4 ガス施設</td><td>旭川ガス株式会社</td></tr><tr><td>5 通信施設</td><td><u>NTT東日本株式会社</u></td></tr><tr><td>6 市有建物の暖房施設</td><td>建築班</td></tr></table> (略)			項 目		担 当	第 1 ライフライン施設	1 上水道施設	水道総務班、連絡調達班、現地広報・給水班	2 下水道施設	水道総務班、連絡調達班、下水道班、処理場班	3 電力施設	北海道電力ネットワーク株式会社	4 ガス施設	旭川ガス株式会社	5 通信施設	<u>NTT東日本株式会社</u>	6 市有建物の暖房施設	建築班	第 15 節 公共施設等の応急復旧対策 ■対策の体系 <table><tr><th colspan="2">項 目</th><th>担 当</th></tr><tr><td rowspan="6">第 1 ライフライン施設</td><td>1 上水道施設</td><td>水道総務班、連絡調達班、現地広報・給水班</td></tr><tr><td>2 下水道施設</td><td>水道総務班、連絡調達班、下水道班、処理場班</td></tr><tr><td>3 電力施設</td><td>北海道電力ネットワーク株式会社</td></tr><tr><td>4 ガス施設</td><td>旭川ガス株式会社</td></tr><tr><td>5 通信施設</td><td><u>東日本電信電話株式会社</u></td></tr><tr><td>6 市有建物の暖房施設</td><td>建築班</td></tr></table> (略)			項 目		担 当	第 1 ライフライン施設	1 上水道施設	水道総務班、連絡調達班、現地広報・給水班	2 下水道施設	水道総務班、連絡調達班、下水道班、処理場班	3 電力施設	北海道電力ネットワーク株式会社	4 ガス施設	旭川ガス株式会社	5 通信施設	<u>東日本電信電話株式会社</u>	6 市有建物の暖房施設	建築班	(風－79) 社名変更に伴い 修正
項 目		担 当																																				
第 1 ライフライン施設	1 上水道施設	水道総務班、連絡調達班、現地広報・給水班																																				
	2 下水道施設	水道総務班、連絡調達班、下水道班、処理場班																																				
	3 電力施設	北海道電力ネットワーク株式会社																																				
	4 ガス施設	旭川ガス株式会社																																				
	5 通信施設	<u>NTT東日本株式会社</u>																																				
	6 市有建物の暖房施設	建築班																																				
項 目		担 当																																				
第 1 ライフライン施設	1 上水道施設	水道総務班、連絡調達班、現地広報・給水班																																				
	2 下水道施設	水道総務班、連絡調達班、下水道班、処理場班																																				
	3 電力施設	北海道電力ネットワーク株式会社																																				
	4 ガス施設	旭川ガス株式会社																																				
	5 通信施設	<u>東日本電信電話株式会社</u>																																				
	6 市有建物の暖房施設	建築班																																				

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新	旧	備考
事故災害対策編 (略) 第 7 節 林野火災対策 (略) 第 2 予防対策計画	事故災害対策編 (略) 第 7 節 林野火災対策 (略) 第 2 予防対策計画	
1 一般入林者対策 登山、ハイキング、山菜採取、魚釣等の入林者への対策として、次の事項を実施する。 (1) たばこ及びたき火の不始末による出火の危険性について、報道媒体、標語、ポスター、広報車、看板・標識、SNS等を活用するとともに、関係機関の協力を得ながら広く周知する。 (2) 入林の承認申請や届出等について指導する。 (3) <u>林野火災警報及び林野火災注意報の発令、火災警報の発令があった場合又は気象状況が急変した場合には</u>、必要に応じて入林の制限を実施する。 (4) 観光関係者による予防意識の啓発を図る。 2 火入れ対策 林野火災危険期間（おおむね3～6月）中の火入れは極力避けるようにするとともに、火入れを行おうとする者に対して次の事項を指導する。 (1) 森林法（昭和26年法律第249号）及び市条例の規定に基づく市長の許可を取得させ、火入れ方法を指導し、許可附帯条件を遵守させる。 (2) <u>林野火災警報及び林野火災注意報の発令、火災警報の発令があった場合又は気象状況が急変した場合には</u>、一切の火入れを中止させる。 (3) 火入れ跡地の完全消火を図り、責任者に確認させる。 (4) 火入れ（造林のための地ごしらえ、害虫駆除等）に該当しないたき火等の焼却行為についても、特に気象状況に十分留意するよう指導する。 (略) 5 気象情報対策 林野火災の発生及び広域化は、気象条件が極めて大きな要因であるため、関係機関は次により特別警報、<u>危険警報</u>、警報、注意報、その他の気象情報等の迅速な伝達を行い、林野火災の予防に万全を期する。 (略) 市は、通報を受けた後、消防機関へ通報するものとする。 また、市長は、通報を受けたとき、又は気象の状況が火災予防上危険であると認めたときは、<u>旭川市火災予防条例に基づく林野火災注意報のほか</u>、消防法第22条第3項の規定に基づ<u>く</u>火災に関する警報<u>のうち、林野火災の予防を目的とした林野火災警報</u>を発令することができる。 火災に関する警報を発した場合は、消防機関、関係機関、一般住民等への周知を図るものとする。	1 一般入林者対策 登山、ハイキング、山菜採取、魚釣等の入林者への対策として、次の事項を実施する。 (1) たばこ及びたき火の不始末による出火の危険性について、報道媒体、標語、ポスター、広報車、看板・標識、SNS等を活用するとともに、関係機関の協力を得ながら広く周知する。 (2) 入林の承認申請や届出等について指導する。 (3) <u>火災警報発令又は気象条件が急変した際は</u>、必要に応じて入林の制限を実施する。 (4) 観光関係者による予防意識の啓発を図る。 2 火入れ対策 林野火災危険期間（おおむね3～6月）中の火入れは極力避けるようにするとともに、火入れを行おうとする者に対して次の事項を指導する。 (1) 森林法（昭和26年法律第249号）及び市条例の規定に基づく市長の許可を取得させ、火入れ方法を指導し、許可附帯条件を遵守させる。 (2) <u>火災警報発令又は気象状況急変の際は</u>、一切の火入れを中止させる。 (3) 火入れ跡地の完全消火を図り、責任者に確認させる。 (4) 火入れ（造林のための地ごしらえ、害虫駆除等）に該当しないたき火等の焼却行為についても、特に気象状況に十分留意するよう指導する。 (略) 5 気象情報対策 林野火災の発生及び広域化は、気象条件が極めて大きな要因であるため、関係機関は次により特別警報、<u>(新規)</u>、警報、注意報、その他の気象情報等の迅速な伝達を行い、林野火災の予防に万全を期する。 (略) 市は、通報を受けた後、消防機関へ通報するものとする。 また、市長は、通報を受けたとき、又は気象の状況が火災予防上危険であると認めたときは、<u>(新規)</u>消防法第22条第3項の規定に基づ<u>き</u>火災に関する警報 <u>(新規)</u>を発令することができる。 火災に関する警報を発した場合は、消防機関、関係機関、一般住民等への周知を図るものとする。	(事－25) 林野火災警報・注意報の新設に伴い修正 (事－25) 林野火災警報・注意報の新設に伴い修正 (事－26) 防災気象情報の変更に伴い追記 (事－26) 林野火災警報・注意報の新設に伴い修正
第 3 災害応急対策計画 (略) 5 避難 市は、林野火災により影響を受ける区域の市民に対して、避難情報を発令し、安全な地域に避難所等を開設し、収容する。 <u>なお、林野火災が急激に延焼拡大して避難指示等が広範囲となる場合があるため、避難行動要支援者の避難支援が適切に行われるよう十分配慮するものとする。</u>	第 3 災害応急対策計画 (略) 5 避難 市は、林野火災により影響を受ける区域の市民に対して、避難情報を発令し、安全な地域に避難所等を開設し、収容する。 <u>(新規)</u>	(事－28) 防災基本計画の修正に伴い追記

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新	旧	備考
6 消防活動 消防本部は、関係機関と連携し、次のとおり消火活動を行う。 (1) 林野火災防御図の活用、適切な消火部隊の配置、森林愛護組合の出動協力等により、効果的な地上消火を行う。 <u>地上消火にあたっては、滑落や落石、火煙に囲まれる危険性等の山間地特有の安全管理を周知徹底するとともに、長時間活動における熱中症対策や疲労管理にも配慮する。</u> <u>なお、鎮圧後は、熱画像直視装置などにより警戒及び残火処理を徹底し、確実な鎮火を行うものとする。</u> (2) 住家への延焼拡大の危険性がある場合、林野火災が広域化する場合等には、ヘリコプターの要請等により空中消火を実施する。 <u>空中消火にあたっては、消防機関及び関係機関との情報共有を十分に行い、連携の円滑化及び安全性の確保を図る。</u> <u>また、防災航空室による空中消火に必要となる活動拠点、給水場所、燃料補給方法等について、消防機関及び関係機関が事前に調整を行うものとする。</u> <u>なお、鎮圧後においては、空中からの熱源探査を徹底し、確実な鎮火確認を行うものとする。</u> (略)	6 消防活動 消防本部は、関係機関と連携し、次のとおり消火活動を行う。 (1) 林野火災防御図の活用、適切な消火部隊の配置、森林愛護組合の出動協力等により、効果的な地上消火を行う。 <u>(新規)</u> (2) 住家への延焼拡大の危険性がある場合、林野火災が広域化する場合等には、ヘリコプターの要請等により空中消火を実施する。 <u>(新規)</u> (略)	(事－28) 防災基本計画の修正に伴い追記 (事－28) 防災基本計画の修正に伴い追記

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新	旧	備考																
資料編 1 条例等 1－5 旭川市災害警戒配備要綱 (略) (配備の基準) 第3条 災害警戒配備体制をとる基準は次のとおりとする。 (1) 市域に震度4の地震が発生したとき。 (2) 次の状況において、災害の発生するおそれがあるため警戒が必要なとき。 ア <u>市域にレベル3大雨警報、レベル3土砂災害警報、暴風警報、暴風雪警報又は大雪警報が</u> <u>発表された場合</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>イ 市域に関連する河川にレベル3氾濫警報が発表された場合</u> (3) 次の状況において、限定的な災害対策を必要とするとき。 ア 市域の一部に極小規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合 イ 大規模な火災・爆発・事故が発生した場合 (4) その他市長が必要と認めたとき。 (略) 附 則 この要綱は、平成11年10月13日から施行する。 附 則 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。 附 則 この要綱は、平成20年10月1日から施行する。 附 則 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。 附 則 この要綱は、平成27年8月1日から施行する。 <u>附 則</u> <u>この要綱は、令和8年5月29日から施行する。</u> (略) 2 協定一覧 2－1 旭川市における防災関係の協定締結一覧 (略) エ 物資等供給対策関係 <table><tr><th>No.</th><th>協 定 名</th><th>締 結 先</th><th>概要</th></tr><tr><td><u>22</u></td><td><u>災害時における応急生活物資の供給等に関する協定</u></td><td><u>株式会社ダイイチ</u></td><td><u>災害時における応急生活物資の供給等</u></td></tr></table> (略)	No.	協 定 名	締 結 先	概要	<u>22</u>	<u>災害時における応急生活物資の供給等に関する協定</u>	<u>株式会社ダイイチ</u>	<u>災害時における応急生活物資の供給等</u>	資料編 1 条例等 1－5 旭川市災害警戒配備要綱 (略) (配備の基準) 第3条 災害警戒配備体制をとる基準は次のとおりとする。 (1) 市域に震度4の地震が発生したとき。 (2) 次の状況において、災害の発生するおそれがあるため警戒が必要なとき。 ア <u>大雨警報が発表され、かつ、洪水警報</u>が発表された場合 <u>イ 土砂災害警戒情報が発表された場合</u> <u>ウ 暴風警報、暴風雪警報、大雪警報が発表された場合</u> <u>(新規)</u> (3) 次の状況において、限定的な災害対策を必要とするとき。 ア 市域の一部に極小規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合 イ 大規模な火災・爆発・事故が発生した場合 (4) その他市長が必要と認めたとき。 (略) 附 則 この要綱は、平成11年10月13日から施行する。 附 則 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。 附 則 この要綱は、平成20年10月1日から施行する。 附 則 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。 附 則 この要綱は、平成27年8月1日から施行する。 <u>(新規)</u> (略) 2 協定一覧 2－1 旭川市における防災関係の協定締結一覧 (略) エ 物資等供給対策関係 <table><tr><th>No.</th><th>協 定 名</th><th>締 結 先</th><th>概要</th></tr><tr><td></td><td><u>(新規)</u></td><td></td><td></td></tr></table> (略)	No.	協 定 名	締 結 先	概要		<u>(新規)</u>			(資－10) 防災気象情報の 変更に伴い修正 (資－13) 協定締結に伴い 追記
No.	協 定 名	締 結 先	概要															
<u>22</u>	<u>災害時における応急生活物資の供給等に関する協定</u>	<u>株式会社ダイイチ</u>	<u>災害時における応急生活物資の供給等</u>															
No.	協 定 名	締 結 先	概要															
	<u>(新規)</u>																	

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新				旧				備考	
ケ 避難所の協力関係				ケ 避難所の協力関係				(資－16) 協定解消に伴い 削除 (2 件)	
No.	協 定 名		締 結 先	協 定 名		締 結 先	概要		
	<u>(削除)</u>			<u>3</u>		<u>災害時における緊急一時避難施設としての使用に関する協定書</u>	<u>株式会社ベルコ</u>		<u>緊急一時避難施設としての使用</u>
	<u>(削除)</u>			<u>4</u>		<u>災害時における緊急一時避難施設としての使用に関する協定書</u>	<u>株式会社ジュリアン</u> <u>ス</u>		<u>緊急一時避難施設としての使用</u>
<u>30</u>				<u>(新規)</u>				(資－17) 協定締結に伴い 追加 (4 件)	
<u>31</u>				<u>(新規)</u>					
<u>32</u>				<u>(新規)</u>					
<u>33</u>				<u>(新規)</u>					
(略)				(略)				(資－19) 協定締結に伴い 修正	
2－2 北海道における防災関係の協定締結一覧 (北海道 HP (R8.2.27 現在) から抜粋)				2－2 北海道における防災関係の協定締結一覧 (北海道 H P (R7.4.1 現在) から抜粋)					
民間との協定 <u>1 3 2</u> 件延べ <u>2 6 9</u> 企業・団体等 (内訳：報道・放送＝ 3 件 3 2 社・団体、医療・物資・役務提供等＝ <u>1 2 9</u> 件延べ <u>2 3 7</u> 企業、団体、独法)、行政機関等 6 件				民間との協定 <u>1 2 3</u> 件延べ <u>2 5 8</u> 企業・団体等 (内訳：報道・放送＝ 3 件 3 2 社、団体、医療・物資・役務提供等＝ <u>1 2 0</u> 件延べ <u>2 2 6</u> 企業、団体、独法)、行政機関等 6 件					
(略)				(略)					
分野別				分野別				(資－21) 協定締結に伴い 追加	
食料・飲料・生活物資の供給等	<u>23</u>	<u>災害時の生活用水資機材の広域互助に関する協定</u>		<u>WOTA (株)</u>		<u>総務部</u>			
	<u>24</u>	<u>災害時等における物資・資機材等の供給に関する協定</u>		<u>トラスコ中山(株)、エア・ウォーター北海道(株)、エア・ウォーター産業・医療ガス (株)</u>		<u>総務部</u>			
(略)				(略)				(資－23) 協定締結に伴い 追加	
分野別				分野別					
輸送・保管	<u>20</u>	<u>災害時におけるドローンによる支援活動に関する協定</u>		<u>北海道ドローン協会</u>		<u>総務部</u>	<u>映像撮影・データ解析含む</u>		
	<u>21</u>	<u>災害時におけるドローンによる支援活動に関する協定</u>		<u>(株)YellowBuck (現:YBデジタルインフラ(株))</u>		<u>総務部</u>			
	<u>22</u>	<u>災害時におけるドローンによる支援活動に関する協定</u>		<u>(一社) 日本UAS産業振興協議会</u>		<u>総務部</u>	<u>運航調整含む</u>		
	<u>23</u>	<u>災害時におけるバスによる人員等の輸送に関する協定</u>		<u>(一社) 北海道バス協会</u>		<u>総務部</u>			
	<u>24</u>	<u>災害時等における物資の保管等に関する協定</u>		<u>北海道冷凍事業協会</u>		<u>総務部</u>			
	<u>25</u>	<u>災害時等における物資の輸送・荷役等に関する協定</u>		<u>(一社) AZ-COMネットワーク</u>		<u>総務部</u>			
(略)				(略)					

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新					旧				備考																																																																												
分野別		協定名	協定の相手先	担当部	(新規) (略) 3 基準・様式 3－1 北海道への災害報告様式 (北海道災害情報等報告取扱要領 別表1) <table><tr><th colspan="4">災 害 情 報</th></tr><tr><td>報 告 日 時</td><td>月 日 時現在</td><td>発受信日時</td><td>月 日 時 分</td></tr><tr><td>発 信 機 関</td><td></td><td>受 信 機 関</td><td></td></tr><tr><td>(総合振興局・市町村名等)</td><td></td><td>(総合振興局・市町村名等)</td><td></td></tr><tr><td>発 信 者</td><td></td><td>受 信 者</td><td></td></tr><tr><td>(職・氏名)</td><td></td><td>(職・氏名)</td><td></td></tr><tr><td colspan="4">発 生 場 所</td></tr><tr><td>発 生 日 時</td><td>月 日 時 分</td><td>災害の原因</td><td></td></tr><tr><td rowspan="5">気象等の状況</td><td>雨 量</td><td colspan="2" rowspan="5"></td></tr><tr><td>河川水位</td></tr><tr><td>潮位波高</td></tr><tr><td>風 速</td></tr><tr><td>そ の 他</td></tr><tr><td rowspan="6">ライフライン関係の状況</td><td>道 路</td><td colspan="2" rowspan="6"></td></tr><tr><td>鉄 道</td></tr><tr><td>電 話</td></tr><tr><td>水 道</td></tr><tr><td>(飲料水)</td></tr><tr><td>電 気</td></tr><tr><td></td><td>そ の 他</td></tr><tr><td colspan="2" rowspan="3">(1)災害対策本部等の設置状況</td><td colspan="2">(名 称)</td></tr><tr><td colspan="2">(設置日時) 月 日 時 分設置</td></tr><tr><td colspan="2">(名 称)</td></tr><tr><td colspan="2" rowspan="3">(2)災害救助法の適用状況</td><td colspan="2">(設置日時) 月 日 時 分設置</td></tr><tr><td>地区名</td><td>被害棟数</td><td>罹災世帯</td><td>罹災人数</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="4">(救助実施内容)</td></tr></table>				災 害 情 報				報 告 日 時	月 日 時現在	発受信日時	月 日 時 分	発 信 機 関		受 信 機 関		(総合振興局・市町村名等)		(総合振興局・市町村名等)		発 信 者		受 信 者		(職・氏名)		(職・氏名)		発 生 場 所				発 生 日 時	月 日 時 分	災害の原因		気象等の状況	雨 量			河川水位	潮位波高	風 速	そ の 他	ライフライン関係の状況	道 路			鉄 道	電 話	水 道	(飲料水)	電 気		そ の 他	(1)災害対策本部等の設置状況		(名 称)		(設置日時) 月 日 時 分設置		(名 称)		(2)災害救助法の適用状況		(設置日時) 月 日 時 分設置		地区名	被害棟数	罹災世帯	罹災人数					(救助実施内容)				(資－23) 協定締結に伴い追加	(資－25) 北海道災害情報等報告取扱要領の一部改正に伴い削除
災 害 情 報																																																																																					
報 告 日 時	月 日 時現在	発受信日時	月 日 時 分																																																																																		
発 信 機 関		受 信 機 関																																																																																			
(総合振興局・市町村名等)		(総合振興局・市町村名等)																																																																																			
発 信 者		受 信 者																																																																																			
(職・氏名)		(職・氏名)																																																																																			
発 生 場 所																																																																																					
発 生 日 時	月 日 時 分	災害の原因																																																																																			
気象等の状況	雨 量																																																																																				
	河川水位																																																																																				
	潮位波高																																																																																				
	風 速																																																																																				
	そ の 他																																																																																				
ライフライン関係の状況	道 路																																																																																				
	鉄 道																																																																																				
	電 話																																																																																				
	水 道																																																																																				
	(飲料水)																																																																																				
	電 気																																																																																				
	そ の 他																																																																																				
(1)災害対策本部等の設置状況		(名 称)																																																																																			
		(設置日時) 月 日 時 分設置																																																																																			
		(名 称)																																																																																			
(2)災害救助法の適用状況		(設置日時) 月 日 時 分設置																																																																																			
		地区名	被害棟数	罹災世帯	罹災人数																																																																																
(救助実施内容)																																																																																					
他 その 13	災害時等におけるキャンピングカーの提供に関する協定	一般社団法人 日本RV協会	総務部																																																																																		
(略)																																																																																					
3 基準・様式																																																																																					
3－1 北海道への災害報告様式																																																																																					
(削除)																																																																																					

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新		旧						備考	
(削除)	応急措置の状況	(3)避難の状況	自主避難	地区名	避難場所	人数	日時	(資－26) 北海道災害情報等報告取扱要領の一部改正に伴い削除	
			高齢者等避難						
			避難指示						
		(4)自衛隊派遣要請の状況							
			(5)その他の措置の状況						
		(6)応急対策出動人員		(7)出動人員		(4)主な活動状況			
			市町村職員	名					
			消防職員	名					
			消防団員	名					
			その他(住民等)	名					
			計	名					
		その他	(今後の見通し等)						

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新															旧															備考						
(北海道災害情報等報告取扱要領 別表 1)															(北海道災害情報等報告取扱要領 別表 2)															(資－27) 北海道災害情報等報告取扱要領の一部改正に伴い修正						
被害状況報告 (削除)															被害状況報告 (速報 中間 最終)																					
月 日 時現在															月 日 時現在																					
災害発生日時				月 日 時 分				災害の原因								災害発生日時				月 日 時 分				災害の原因												
災害発生場所																災害発生場所																				
発	機関(市町村)名								受	振興局名								発	機関(市町村)名								受	機関(市町村)名								
	職・氏名									職・氏名									職・氏名																	
信	発信日時				月 日 時 分				信	受信日時				月 日 時 分				信	発信日時				月 日 時 分				信	受信日時				月 日 時 分				
	項目				件数等		被害金額(千円)			項目				件数等		被害金額(千円)			項目				件数等		被害金額(千円)			項目				件数等		被害金額(千円)		
① 人的被害	死者		人		※個人別の氏名、性別、年令、原因は、補足資料で報告				⑤ 土木被害	河 川		箇所			河 川		箇所			河 川		箇所			河 川		箇所									
	行方不明		人							海 岸		箇所			海 岸		箇所			海 岸		箇所			海 岸		箇所			海 岸		箇所				
	重 傷		人							砂防設備		箇所			砂防設備		箇所			砂防設備		箇所			砂防設備		箇所			砂防設備		箇所				
	軽 傷		人							地すべり		箇所			地すべり		箇所			地すべり		箇所			地すべり		箇所			地すべり		箇所				
	計		人							急傾斜地		箇所			急傾斜地		箇所			急傾斜地		箇所			急傾斜地		箇所			急傾斜地		箇所				
② 住家被害	全 壊		棟					被害		道 路		箇所			道 路		箇所			道 路		箇所			道 路		箇所									
			世帯							橋 梁		箇所			橋 梁		箇所			橋 梁		箇所			橋 梁		箇所									
			人							小 計		箇所			小 計		箇所			小 計		箇所			小 計		箇所									
	半 壊		棟							市町村工事	河 川		箇所			河 川		箇所			河 川		箇所			河 川		箇所								
			世帯								道 路		箇所			道 路		箇所			道 路		箇所			道 路		箇所								
			人								橋 梁		箇所			橋 梁		箇所			橋 梁		箇所			橋 梁		箇所								
	一部破損		棟								小 計		箇所			港 湾		箇所			小 計		箇所			港 湾		箇所								
			世帯								漁 港		箇所			漁 港		箇所			漁 港		箇所			漁 港		箇所								
			人								下 水 道		箇所			下 水 道		箇所			下 水 道		箇所			下 水 道		箇所								
	床上浸水		棟								公 園		箇所			公 園		箇所			公 園		箇所			公 園		箇所								
世帯					崖くずれ						箇所			崖くずれ		箇所			崖くずれ		箇所			崖くずれ		箇所										
人																																				
床下浸水		棟			計						箇所			計		箇所			計		箇所			計		箇所										
		世帯			漁 船						隻			漁 船		隻			漁 船		隻			漁 船		隻										
		人			破 損						隻			破 損		隻			破 損		隻			破 損		隻										
計		棟			計						隻			漁港施設		箇所			計		隻			漁港施設		箇所										
		世帯			共同利用施設						箇所			共同利用施設		箇所			共同利用施設		箇所			共同利用施設		箇所										
		人			その他施設						箇所			その他施設		箇所			その他施設		箇所			その他施設		箇所										
③ 非住家被害	全壊	公共建物	棟								被害	漁具（網）		件			漁具（網）		件			漁具（網）		件			漁具（網）		件							
		その他	棟									水産製品		件			水産製品		件			水産製品		件			水産製品		件							
	半壊	公共建物	棟			その他			件					その他		件			その他		件			その他		件										
		その他	棟			計							計				計				計				計											
	計	公共建物	棟			計							計				計				計				計											
④ 農業被害	農地	田	流失・埋没等	ha		⑦ 林業被害	道有林		林 地			箇所			林 地		箇所			林 地		箇所			林 地		箇所									
			浸冠水	ha					治山施設			箇所			治山施設		箇所			治山施設		箇所			治山施設		箇所									
		畑	流失・埋没等	ha				林 道				箇所			林 道		箇所			林 道		箇所			林 道		箇所									
			浸冠水	ha				林産物				箇所			林産物		箇所			林産物		箇所			林産物		箇所									
	農作物	田	ha		その他			箇所					その他		箇所			その他		箇所			その他		箇所											
		畑	ha		小 計			箇所				小 計		箇所			小 計		箇所			小 計		箇所												
	農業用施設	林 地		箇所					一般民有林	林 地		箇所			林 地		箇所			林 地		箇所			林 地		箇所									
		治山施設		箇所						治山施設		箇所			治山施設		箇所			治山施設		箇所			治山施設		箇所									
		営農施設		箇所						林 道		箇所			林 道		箇所			林 道		箇所			林 道		箇所									
		畜産被害		箇所						林産物		箇所			林産物		箇所			林産物		箇所			林産物		箇所									
		その他		箇所						その他		箇所			その他		箇所			その他		箇所			その他		箇所									
								小 計		箇所				小 計		箇所			小 計		箇所			小 計		箇所										
計					計			箇所					計		箇所			計		箇所			計		箇所											

(略)

災害発生日時				月 日 時 分				災害の原因								災害発生日時				月 日 時 分				災害の原因											
災害発生場所																災害発生場所																			
発	機関(市町村)名								受	機関(市町村)名								発	機関(市町村)名								受	機関(市町村)名							
	職・氏名									職・氏名									職・氏名																
信	発信日時				月 日 時 分				信	受信日時				月 日 時 分				信	発信日時				月 日 時 分				信	受信日時				月 日 時 分			
	項目				件数等		被害金額(千円)			項目				件数等		被害金額(千円)			項目				件数等		被害金額(千円)			項目				件数等		被害金額(千円)	
① 人的被害	死 者		人		※個人別の氏名、性別、年令、原因は、補足資料で報告				⑤ 土木被害	河 川		箇所			河 川		箇所			河 川		箇所			河 川		箇所								
	行方不明		人							海 岸		箇所			海 岸		箇所			海 岸		箇所			海 岸		箇所								
	重 傷		人							砂防設備		箇所			砂防設備		箇所			砂防設備		箇所			砂防設備		箇所								
	軽 傷		人							地すべり		箇所			地すべり		箇所			地すべり		箇所			地すべり		箇所								
	計		人							急傾斜地		箇所			急傾斜地		箇所			急傾斜地		箇所			急傾斜地		箇所								
② 住家被害	全 壊		棟					被害		道 路		箇所			道 路		箇所			道 路		箇所			道 路		箇所								
			世帯							橋 梁		箇所			橋 梁		箇所			橋 梁		箇所			橋 梁		箇所								
			人							小 計		箇所			小 計		箇所			小 計		箇所			小 計		箇所								
	半 壊		棟							市町村工事	河 川		箇所			河 川		箇所			河 川		箇所			河 川		箇所							
			世帯								道 路		箇所			道 路		箇所			道 路		箇所			道 路		箇所							
			人								橋 梁		箇所			橋 梁		箇所			橋 梁		箇所			橋 梁		箇所							
	一部破損		棟								小 計		箇所			港 湾		箇所			小 計		箇所			港 湾		箇所							
			世帯								漁 港		箇所			漁 港		箇所			漁 港		箇所			漁 港		箇所							
			人								下 水 道		箇所			下 水 道		箇所			下 水 道		箇所			下 水 道		箇所							
	床上浸水		棟								公 園		箇所			公 園		箇所			公 園		箇所			公 園		箇所							
世帯					崖くずれ						箇所			崖くずれ		箇所			崖くずれ		箇所			崖くずれ		箇所									
人																																			
床下浸水		棟			計						箇所			計		箇所			計		箇所			計		箇所									
		世帯			漁 船						隻			漁 船		隻			漁 船		隻			漁 船		隻									
		人			破 損						隻			破 損		隻			破 損		隻			破 損		隻									
計		棟			計						隻			漁港施設		箇所			計		隻			漁港施設		箇所									
		世帯			共同利用施設						箇所			共同利用施設		箇所			共同利用施設		箇所			共同利用施設		箇所									
		人			その他施設						箇所			その他施設		箇所			その他施設		箇所			その他施設		箇所									
③ 非住家被害	全壊	公共建物	棟								被害	漁具（網）		件			漁具（網）		件			漁具（網）		件			漁具（網）		件						
		その他	棟									水産製品		件			水産製品		件			水産製品		件			水産製品		件						
	半壊	公共建物	棟			その他			件					その他		件			その他		件			その他		件									
		その他	棟			計							計				計				計				計										
	計	公共建物	棟			計							計				計				計				計										
④ 農業被害	農地	田	流失・埋没等	ha		⑦ 林業被害	道有林		林 地			箇所			林 地		箇所			林 地		箇所			林 地		箇所								
			浸冠水	ha					治山施設			箇所			治山施設		箇所			治山施設		箇所			治山施設		箇所								
		畑	流失・埋没等	ha				林 道				箇所			林 道		箇所			林 道		箇所			林 道		箇所								
			浸冠水	ha				林産物				箇所			林産物		箇所			林産物		箇所			林産物		箇所								
	農作物	田	ha		その他			箇所					その他		箇所			その他		箇所			その他		箇所										
		畑	ha		小 計			箇所				小 計		箇所			小 計		箇所			小 計		箇所											
	農業用施設	林 地		箇所					一般民有林	林 地		箇所			林 地		箇所			林 地		箇所			林 地		箇所								
		治山施設		箇所						治山施設		箇所			治山施設		箇所			治山施設		箇所			治山施設		箇所								
		営農施設		箇所						林 道		箇所			林 道		箇所			林 道		箇所			林 道		箇所								
		畜産被害		箇所						林産物		箇所			林産物		箇所			林産物		箇所			林産物		箇所								
		その他		箇所						その他		箇所			その他		箇所			その他		箇所			その他		箇所								
								小 計		箇所				小 計		箇所			小 計		箇所			小 計		箇所									
計					計			箇所					計		箇所			計		箇所			計		箇所										

(略)

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新			旧			備考
3－3 特別警報・危険警報・警報・注意報の名称と概要等						(資－31) 防災気象情報の 変更に伴い修正
1 警戒レベル相当情報						
警報等の名称等		概要	種 類	発 表 基 準		
レベル5 特別警報 (警戒レベル5 に相当)	レベル5 大雨特別警報	大雨による重大な浸水害等※1が切迫または既に発生して いるおそれが大きく、身の安全の確保が必要な場合 に発表。	大 雨 注 意 報	大雨による土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想したときに発表。雨が止んでも、土砂災害等のおそれが残っている場合には発表を継続。		
	レベル5 土砂災害特別警報 ※4	大雨による重大な土砂災害が切迫または既に発生してい る おそれが大きく、身の安全の確保が必要な場合に発 表。		発表基準	表面雨量指数基準：8、土壌雨量指数基準：81	
	レベル5 氾濫特別警報 ※3	河川※2 氾濫による重大な災害が切迫または既に発生して いるおそれが大きく、身の安全の確保が必要な場合 に発表。	大雪 注 意 報	降雪や積雪による住家等の被害や交通障害など、大雪により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表。		
レベル4 危険警報 (警戒レ ベル4 に 相当)	レベル4 大雨危険警報	大雨による重大な浸水害等※1が起こるおそれが大きい 危 険な状況の場合に発表。	強 風 注 意 報	発表基準	降雪の深さ 12時間降雪の深さ25cm	
	レベル4 土砂災害危険警報 ※4	大雨による重大な土砂災害が起こるおそれが大きい危険 な 状況の場合に発表。		発表基準	平均風速 12m/s（旭川地方気象台の観測値は16m/sを目安とす る。）	
レベル3 警報 (警戒レ ベル3 に相当)	レベル3 大雨警報	強風により災害が発生するおそれがあると予想したとき に発表。	風 雪 注 意 報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表。強風による災害のおそれに加え、強風で雪が舞って視界が遮られることによる災害のおそれについても注意を呼びかける。ただし「大雪＋強風」の意味ではなく、大雪により災害が発生するおそれがあると予測したときには大雪注意報を発表。		
	レベル3 土砂災害警報 ※4	大雨による重大な土砂災害が起こるおそれがある場合に発 表。		発表基準	平均風速 10m/s（旭川地方気象台の観測値は14m/sを目安とす る。） 雪による視程障害を伴う。	
	レベル3 氾濫警報 ※3	河川※2 氾濫による重大な災害が起こるおそれがある場合 に発表。		雷 注 意 報	落雷のほか、急な強い雨、竜巻等の突風、降ひょうといった積乱雲の発達に伴い発生する激しい気象現象による人や建物への被害が発生するおそれがあると予想したときに発表。	
レベル2 注意報 (警戒レ ベル2)	レベル2 大雨注意報	大雨による浸水害等※1が起こるおそれのある場合に発表。	濃 霧 注 意 報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表。対象となる災害として、濃い霧により見通しが悪くなることによる交通障害等の災害があげられる。		
				発表基準	視程 200m	
	レベル2 土砂災害注意報 ※4	大雨による土砂災害が起こるおそれのある場合に発表。		乾燥 注 意 報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表。具体的には、大気の乾燥により火災・延焼等が発生する危険が大きい気象条件を予想した場合に発表。	
	レベル2 氾濫注意報 ※3	河川※2 氾濫による災害が起こるおそれのある場合に発表。	なだれ注意報	発表基準	最小湿度30%、実効湿度60%	
				なだれによる災害が発生するおそれがあると予想したときに発表。山などの斜面に積もった雪が崩落することによる人や建物の被害が発生するおそれがあると予想したときに発表。		
				発表基準	①24時間降雪の深さ30cm以上、 ②積雪の深さ50cm以上で、日平均気温 5℃以上	
			着 雪 注 意 報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表。具体的には、雪が付着することによる電線等の断線や送電鉄塔等の倒壊等の被害が発生する（気温 0℃付近で発生しやすい）おそれのあるときに発表。		
				発表基準	気温が 0℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続	
			融 雪 注 意 報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表。具体的には、積雪が融解することによる土砂災害や浸水害が発生するおそれがあるときに発表。		
				発表基準	60mm 以上:24 時間雨量と融雪量(相当水量)の合計	
			霜 注 意 報	霜により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表。具体的には、春・秋に気温が下がって霜が発生することによる農作物や果実の被害が発生するおそれがあるときに発表。		
				発表基準	最低気温 3℃以下	
			低 温 注 意 報	低温により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表。具体的には、低温による農作物の被害（冷夏の場合も含む）や水道管の凍結や破裂による著しい被害の発生するおそれがあるときに発表。		
				発表基準	4月～6月、8月中旬～10月：（平均気温） 平年より6℃以上低い 7月～8月上旬 ：（気温） 14℃以下が12時間以上継続 11月～3月 ：（最低気温） 平年より12℃以上低い	
※1 大雨の注意報・警報等は、内水氾濫による浸水害及び大雨や融雪による洪水予 報河川以外の河川の 外水氾濫を対象に発表。						
※2 洪水予報河川						
※3 洪水予報河川に発表する洪水注意報はレベル2 氾濫注意報の名称を、洪水警報（洪水危険警報を除く。）はレベル3 氾濫警報の名称を、洪水危険警報はレベル4 氾濫危険警報の名称を、洪水特別警報はレベル5 氾濫特別警報の名称を、それぞれ用いて行う。						
※4 土砂崩れ注意報はレベル2 土砂災害注意報の名称を、土砂崩れ警報（土砂崩れ危険警報を除く。）はレベル3 土砂災害警報の名称を、土砂崩れ危険警報はレベル4 土砂災害危険警報の名称を、土砂崩れ特別警報はレベル5 土砂災害特別警報の名称を、それぞれ用いて行う。						

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新				旧				備考
2 警戒レベル相当情報以外								(資－32) 防災気象情報の 変更に伴い修正
警戒等の名称等		概要						
特別警報	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表。						
		発表基準	府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合					
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表。						
		発表基準	中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合					
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による 重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかけ。						
		発表基準	中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される 場合					
警報	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。						
		発表基準	降雪の深さ 12時間降雪の深さ40cm					
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。						
		発表基準	平均風速 16m/s（旭川地方気象台の観測値は22m/sを目安とする。）					
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかけ。						
		発表基準	平均風速 16m/s（旭川地方気象台の観測値は20m/sを目安とする。） 雪による視程障害を伴う。					
注意報	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。						
		発表基準	降雪の深さ 12時間降雪の深さ25cm					
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。						
		発表基準	平均風速 12m/s（旭川地方気象台の観測値は16m/sを目安とする。）					
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかけ。						
		発表基準	平均風速 10m/s（旭川地方気象台の観測値は14m/sを目安とする。） 雪による視程障害を伴う。					
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。						
		発表基準	視程 200m					
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに 発表。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加される場合あり。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけ。						
		発表基準	落雷等により被害が予想される場合					
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想された ときに発表。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表。							
	発表基準	最小湿度30%、実効湿度60%						
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに							
2 気象警報								
種 類		発 表 基 準						
大 雨 警 報	大雨による重大な土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想したときに発表。特に警戒すべき事項を表題に明示して「大雨警報（土砂災害）」、「大雨警報（浸水害）」又は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」のように発表。雨が止んでも重大な土砂災害等のおそれが残っている場合には発表を継続。							
	発表基準	浸水害			土砂災害			
		表面雨量指数基準：16			土壌雨量指数基準：132			
大 雪 警 報	降雪や積雪による住家等の被害や交通障害など、大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表。							
	発表基準	降雪の深さ 12時間降雪の深さ40cm						
暴 風 警 報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表。							
	発表基準	平均風速 16m/s（旭川地方気象台の観測値は22m/sを目安とする。）						
暴 風 雪 警 報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表。暴風による重大な災害のおそれに加え、暴風で雪が舞って視界が遮られることによる重大な災害のおそれについても警戒を呼びかける。ただし「大雪＋暴風」の意味ではなく、大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときには大雪警報を発表。							
	発表基準	平均風速 16m/s（旭川地方気象台の観測値は20m/sを目安とする。）						
		雪による視程障害を伴う。						

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新				旧		備考			
(略)		発表。		(略)					
		発表基準	①24時間降雪の深さ30cm以上、 ②積雪の深さ50cm以上で、日平均気温 5℃以上						
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想された ときに発表。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるときに発表。							
		発表基準	気温が 0℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続						
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに 発表。具体的には、浸水害、土砂災害等が発生するおそれがあるときに発表。							
		発表基準	60mm以上:24時間雨量と融雪量(相当水量)の合計						
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発 表。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれがあるときに発表。							
		発表基準	最低気温 3℃以下						
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに 発表。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表。							
		発表基準	4月～6月、8月中旬～10月 ：(平均気温) 平年より 6℃以上低い 7月～8月上旬：(気温) 14℃以下が12時間以上継続 11月～3月：(最低気温) 平年より12℃以上低い						

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新	旧	備考										
(削除)	4 洪水注意報及び警報 <table><tr><td rowspan="8">洪水注意報</td><td colspan="2"> 河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水により洪水災害が発生するおそれがあると予想したときに発表。 具体的には、次のいずれかを超えると予想される場合。 </td></tr><tr><td rowspan="7">発表基準</td><td>流域雨量指数基準</td></tr><tr><td>内大部川流域＝12，伊野川流域＝8.8，江丹別川流域＝15.8，ウップetz川流域＝7.6，西八号川流域＝3，辺別川流域＝19.7，基北川流域＝4.6，ペーパン川流域＝15.7，倉沼川流域＝12，牛朱別川流域＝16.9，ポン川流域＝8.9，永山新川流域＝16.2</td></tr><tr><td>複合基準(表面雨量指数，流域雨量指数の組み合わせによる基準)</td></tr><tr><td>石狩川流域＝（5,30.6），江丹別川流域＝（5,15.8），ウップetz川流域＝（5,7.6），西八号川流域＝（5,3），辺別川流域＝（7，10.5），基北川流域＝（5，4.5），ペーパン川流域＝（5,15.7），倉沼川流域＝（5，6），牛朱別川流域＝（5，14.9），忠別川流域＝（6，21.3），美瑛川流域＝（7，17.6）</td></tr><tr><td>指定河川洪水予報による基準</td></tr><tr><td>石狩川上流〔伊納・旭橋（永山橋上流）・旭橋（永山橋下流）〕，忠別川〔暁橋〕，美瑛川〔西神楽・西一区〕，牛朱別川〔中央橋〕，石狩川下流〔納内〕</td></tr></table>	洪水注意報	河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水により洪水災害が発生するおそれがあると予想したときに発表。 具体的には、次のいずれかを超えると予想される場合。		発表基準	流域雨量指数基準	内大部川流域＝12，伊野川流域＝8.8，江丹別川流域＝15.8，ウップetz川流域＝7.6，西八号川流域＝3，辺別川流域＝19.7，基北川流域＝4.6，ペーパン川流域＝15.7，倉沼川流域＝12，牛朱別川流域＝16.9，ポン川流域＝8.9，永山新川流域＝16.2	複合基準(表面雨量指数，流域雨量指数の組み合わせによる基準)	石狩川流域＝（5,30.6），江丹別川流域＝（5,15.8），ウップetz川流域＝（5,7.6），西八号川流域＝（5,3），辺別川流域＝（7，10.5），基北川流域＝（5，4.5），ペーパン川流域＝（5,15.7），倉沼川流域＝（5，6），牛朱別川流域＝（5，14.9），忠別川流域＝（6，21.3），美瑛川流域＝（7，17.6）	指定河川洪水予報による基準	石狩川上流〔伊納・旭橋（永山橋上流）・旭橋（永山橋下流）〕，忠別川〔暁橋〕，美瑛川〔西神楽・西一区〕，牛朱別川〔中央橋〕，石狩川下流〔納内〕	(資－33) 防災気象情報の 変更に伴い削除
洪水注意報	河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水により洪水災害が発生するおそれがあると予想したときに発表。 具体的には、次のいずれかを超えると予想される場合。											
	発表基準		流域雨量指数基準									
			内大部川流域＝12，伊野川流域＝8.8，江丹別川流域＝15.8，ウップetz川流域＝7.6，西八号川流域＝3，辺別川流域＝19.7，基北川流域＝4.6，ペーパン川流域＝15.7，倉沼川流域＝12，牛朱別川流域＝16.9，ポン川流域＝8.9，永山新川流域＝16.2									
			複合基準(表面雨量指数，流域雨量指数の組み合わせによる基準)									
			石狩川流域＝（5,30.6），江丹別川流域＝（5,15.8），ウップetz川流域＝（5,7.6），西八号川流域＝（5,3），辺別川流域＝（7，10.5），基北川流域＝（5，4.5），ペーパン川流域＝（5,15.7），倉沼川流域＝（5，6），牛朱別川流域＝（5，14.9），忠別川流域＝（6，21.3），美瑛川流域＝（7，17.6）									
			指定河川洪水予報による基準									
			石狩川上流〔伊納・旭橋（永山橋上流）・旭橋（永山橋下流）〕，忠別川〔暁橋〕，美瑛川〔西神楽・西一区〕，牛朱別川〔中央橋〕，石狩川下流〔納内〕									
		洪水警報	河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水や氾濫により重大な洪水災害が発生するおそれがあると予想したときに発表。 具体的には、次のいずれかを超えると予想される場合。									
	流域雨量指数基準											
	内大部川流域＝15，伊野川流域＝11，江丹別川流域＝20，ウップetz川流域＝9.5，西八号川流域＝4，辺別川流域＝24.6，基北川流域＝5.7，ペーパン川流域＝19.7，倉沼川流域＝15.1，牛朱別川流域＝21.3，ポン川流域＝11.2，永山新川流域＝20.3											
	複合基準(表面雨量指数，流域雨量指数の組み合わせによる基準)											
	ペーパン川＝（6,17.7）											
	指定河川洪水予報による基準											
	石狩川上流〔伊納・旭橋（永山橋上流）・旭橋（永山橋下流）〕，忠別川〔暁橋〕，美瑛川〔西神楽・西一区〕，牛朱別川〔中央橋〕，石狩川下流〔納内〕											

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新	旧	備考																																																																								
(削除)	5 特別警報（気象特別警報） 特別警報は、警報の発表基準をはるかに超える現象に対して発表し、その発表基準は、地域の災害対策を担う都道府県知事及び市町村長の意見を聴いて決められる。 発表にあたっては、降水量、降雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例などに照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断される。 <table><tr><th>種 類</th><th colspan="3">発 表 基 準</th></tr><tr><td rowspan="3">暴 風 特 別 警 報</td><td colspan="3">数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合。</td></tr><tr><td colspan="3">特別警報を実施するための客観的な指標</td></tr><tr><td colspan="3">「伊勢湾台風」級（中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/ s 以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合。</td></tr><tr><td rowspan="3">暴 風 雪 特 別 警 報</td><td colspan="3">数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合。</td></tr><tr><td colspan="3">特別警報を実施するための客観的な指標</td></tr><tr><td colspan="3">「伊勢湾台風」級（中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/ s 以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合。</td></tr><tr><td rowspan="10">大 雨 特 別 警 報</td><td colspan="3">台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合。</td></tr><tr><td colspan="3">特別警報を実施するための客観的な指標</td></tr><tr><td colspan="3">1 確率値を用いた場合</td></tr><tr><td colspan="3">次の①又は②いずれかを満たすと予想され、かつ、更に雨が降り続くと予想される地域の中で、危険度分布で5段階のうち最大の危険度が出現している市町村等に大雨特別警報を発表する。</td></tr><tr><td colspan="3">① 48時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に50格子以上まとまって出現。</td></tr><tr><td colspan="3">② 3時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に10格子以上まとまって出現。</td></tr><tr><td colspan="3">※「50年に一度の値」とは、平成3年以降の観測データを用いて、50年に一度程度の頻度で発生すると推定される降水量及び土壌雨量指数の値で、日本全国を5km四方に区切った領域（5km格子）ごとに算出してある。</td></tr><tr><td colspan="3">※旭川市における「50年に一度の値」は、次のとおり。（令和2年5月26日現在）</td></tr><tr><td>48時間降水量</td><td>3時間降水量</td><td>土壌雨量指数</td></tr><tr><td>235mm以上</td><td>89mm以上</td><td>164以上</td></tr><tr><td rowspan="3">大 雪 特 別 警 報</td><td colspan="3">2 指数を用いた場合（土砂災害）</td></tr><tr><td colspan="3">過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の基準値を地域毎に設定し、この基準値以上となる1km格子が概ね10格子以上まとまって出現すると予想され、かつ、激しい雨(1時間に概ね30㍉以上の雨)がさらに降り続くと予想される場合、その格子が出現している市町村等に大雨特別警報(土砂災害)を発表する。</td></tr><tr><td colspan="3">数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合。</td></tr><tr><td rowspan="2">大 雪 特 別 警 報</td><td colspan="3">特別警報を実施するための客観的な指標</td></tr><tr><td colspan="3">50年に一度の積雪深、145cm以上。</td></tr></table> ※ 地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。	種 類	発 表 基 準			暴 風 特 別 警 報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合。			特別警報を実施するための客観的な指標			「伊勢湾台風」級（中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/ s 以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合。			暴 風 雪 特 別 警 報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合。			特別警報を実施するための客観的な指標			「伊勢湾台風」級（中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/ s 以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合。			大 雨 特 別 警 報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合。			特別警報を実施するための客観的な指標			1 確率値を用いた場合			次の①又は②いずれかを満たすと予想され、かつ、更に雨が降り続くと予想される地域の中で、危険度分布で5段階のうち最大の危険度が出現している市町村等に大雨特別警報を発表する。			① 48時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に50格子以上まとまって出現。			② 3時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に10格子以上まとまって出現。			※「50年に一度の値」とは、平成3年以降の観測データを用いて、50年に一度程度の頻度で発生すると推定される降水量及び土壌雨量指数の値で、日本全国を5km四方に区切った領域（5km格子）ごとに算出してある。			※旭川市における「50年に一度の値」は、次のとおり。（令和2年5月26日現在）			48時間降水量	3時間降水量	土壌雨量指数	235mm以上	89mm以上	164以上	大 雪 特 別 警 報	2 指数を用いた場合（土砂災害）			過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の基準値を地域毎に設定し、この基準値以上となる1km格子が概ね10格子以上まとまって出現すると予想され、かつ、激しい雨(1時間に概ね30㍉以上の雨)がさらに降り続くと予想される場合、その格子が出現している市町村等に大雨特別警報(土砂災害)を発表する。			数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合。			大 雪 特 別 警 報	特別警報を実施するための客観的な指標			50年に一度の積雪深、145cm以上。			(資－34) 防災気象情報の 変更に伴い削除 ※3－3 特別警報・危険警報・警報・注意報の名称と概要等へ
種 類	発 表 基 準																																																																									
暴 風 特 別 警 報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合。																																																																									
	特別警報を実施するための客観的な指標																																																																									
	「伊勢湾台風」級（中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/ s 以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合。																																																																									
暴 風 雪 特 別 警 報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合。																																																																									
	特別警報を実施するための客観的な指標																																																																									
	「伊勢湾台風」級（中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/ s 以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合。																																																																									
大 雨 特 別 警 報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合。																																																																									
	特別警報を実施するための客観的な指標																																																																									
	1 確率値を用いた場合																																																																									
	次の①又は②いずれかを満たすと予想され、かつ、更に雨が降り続くと予想される地域の中で、危険度分布で5段階のうち最大の危険度が出現している市町村等に大雨特別警報を発表する。																																																																									
	① 48時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に50格子以上まとまって出現。																																																																									
	② 3時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に10格子以上まとまって出現。																																																																									
	※「50年に一度の値」とは、平成3年以降の観測データを用いて、50年に一度程度の頻度で発生すると推定される降水量及び土壌雨量指数の値で、日本全国を5km四方に区切った領域（5km格子）ごとに算出してある。																																																																									
	※旭川市における「50年に一度の値」は、次のとおり。（令和2年5月26日現在）																																																																									
	48時間降水量	3時間降水量	土壌雨量指数																																																																							
	235mm以上	89mm以上	164以上																																																																							
大 雪 特 別 警 報	2 指数を用いた場合（土砂災害）																																																																									
	過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の基準値を地域毎に設定し、この基準値以上となる1km格子が概ね10格子以上まとまって出現すると予想され、かつ、激しい雨(1時間に概ね30㍉以上の雨)がさらに降り続くと予想される場合、その格子が出現している市町村等に大雨特別警報(土砂災害)を発表する。																																																																									
	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合。																																																																									
大 雪 特 別 警 報	特別警報を実施するための客観的な指標																																																																									
	50年に一度の積雪深、145cm以上。																																																																									

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新					旧					備考
3－4 災害救助法による救助の内容等					3－4 災害救助法による救助の内容等					(資－35) 救助事務取扱要綱の改正に伴い修正
(内閣府政策統括官（防災担当）付参事官)					(内閣府政策統括官（防災担当）付参事官)					
災害救助事務取扱要領の令和7年度災害救助基準 令和7年4月現在					災害救助事務取扱要領の令和5年度災害救助基準 令和5年6月現在					
救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考	救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考	
避難所の設置(法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 360円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。	避難所の設置(法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 340円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。	
避難所の設置(法第4条第2項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 360円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間(災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間)	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上	避難所の設置(法第4条第2項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 340円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間(災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間)	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上	
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 7,089,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、 7,089,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる。) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内	応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 6,775,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、 6,775,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる。) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内	
		○賃貸型応急住宅 1 規模 建設型応急住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額		1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与機関は建設型応急住宅と同様。			○賃貸型応急住宅 1 規模 建設型応急住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額		1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与機関は建設型応急住宅と同様。	

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新										旧										備考		
																				(資－36) 救助事務取扱要 綱の改正に伴い 修正		
救助の 種類	対 象		費用の限度額			期 間		備 考			救助の 種類	対 象		費用の限度額			期 間		備 考			
炊き出し その他に よる食品 の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、 若しくは災害により現 に炊事のできない者		1人1日当たり <u>1,390</u> 円以内			災害発生の日から 7日以内		食品給与のための総経費を延給 食日数で除した金額が限度額以 内であればよい。(1食は1/3日)			炊き出し その他に よる食品 の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、 若しくは災害により現 に炊事のできない者		1人1日当たり <u>1,230</u> 円以内			災害発生の日から 7日以内		食品給与のための総経費を延給 食日数で除した金額が限度額以 内であればよい。(1食は1/3日)			
飲料水の 供給	現に飲料水を得ることが できない者 (飲料水及び炊事のため の水であること。)		当該地域における通常の実 費			災害発生の日から 7日以内		輸送費、人件費は別途計上			飲料水の 供給	現に飲料水を得ることが できない者 (飲料水及び炊事のため の水であること。)		当該地域における通常の実 費			災害発生の日から 7日以内		輸送費、人件費は別途計上			
被服、寝 具その他 生活必需 品の給与 又は貸与	全半壊（焼）、流失、床 上浸水等により、生活上 必要な被服、寝具、その 他生活必需品を喪失、若 しくは毀損等により使用 することができず、直ち に日常生活を営むことが 困難な者		1 夏季(4月～9月)冬季 (10月～3月)の季別は災害発 生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内			災害発生の日から 10日以内		1 備蓄物資の価格は年度当初 の評価額 2 現物給付に限ること			被服、寝 具その他 生活必需 品の給与 又は貸与	全半壊（焼）、流失、床 上浸水等により、生活上 必要な被服、寝具、その 他生活必需品を喪失、若 しくは毀損等により使用 することができず、直ち に日常生活を営むことが 困難な者		1 夏季(4月～9月)冬季 (10月～3月)の季別は災害発 生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内			災害発生の日から 10日以内		1 備蓄物資の価格は年度当初 の評価額 2 現物給付に限ること			
			区 分		1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人以上 1人増すご とに加算				区 分		1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯		5人 世帯	6人以上 1人増すご とに加算
			全壊	夏	円	円	円	円	円	円				全壊	夏	円	円	円	円		円	円
			全焼		<u>20,300</u>	<u>26,100</u>	<u>38,700</u>	<u>46,200</u>	<u>58,500</u>	<u>8,500</u>				全焼		<u>19,200</u>	<u>24,600</u>	<u>36,500</u>	<u>43,600</u>		<u>55,200</u>	<u>8,000</u>
			流失	冬	<u>33,700</u>	<u>43,500</u>	<u>60,600</u>	<u>70,900</u>	<u>89,300</u>	<u>12,300</u>				流失	冬	<u>31,800</u>	<u>41,100</u>	<u>57,200</u>	<u>66,900</u>		<u>84,300</u>	<u>11,600</u>
			半壊	夏	<u>6,700</u>	<u>8,900</u>	<u>13,400</u>	<u>16,300</u>	<u>20,500</u>	<u>2,900</u>				半壊	夏	<u>6,300</u>	<u>8,400</u>	<u>12,600</u>	<u>15,400</u>		<u>19,400</u>	<u>2,700</u>
			半焼		冬	<u>10,700</u>	<u>14,000</u>	<u>19,900</u>	<u>23,600</u>	<u>29,800</u>				<u>3,900</u>		半焼	冬	<u>10,100</u>	<u>13,200</u>	<u>18,800</u>	<u>22,300</u>	<u>28,100</u>
床上浸水									床上浸水													
医 療	医療の途を失った者(応 急的処置)		1 救護班…使用した薬剤、 治療材料、医療器具破損等 の実費 2 病院又は診療所…国民 健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内			災害発生の日から 14日以内		患者等の移送費は、別途計上			医 療	医療の途を失った者(応 急的処置)		1 救護班…使用した薬剤、 治療材料、医療器具破損等 の実費 2 病院又は診療所…国民 健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内			災害発生の日から 14日以内		患者等の移送費は、別途計上			
助 産	災害発生の日以前又は以 後7日以内に分べんした 者であって災害のため助 産の途を失った者(出産 のみならず、死産及び流 産を含み現に助産を要す る状態にある者)		1 救護班等による場合 は、使用した衛生材料等の 実費 2 助産師による場合は慣 行料金の100分の80以内の額			分べんした日から 7日以内		妊婦等の移送費は、別途計上			助 産	災害発生の日以前又は以 後7日以内に分べんした 者であって災害のため助 産の途を失った者(出産 のみならず、死産及び流 産を含み現に助産を要す る状態にある者)		1 救護班等による場合 は、使用した衛生材料等の 実費 2 助産師による場合は慣 行料金の100分の80以内の額			分べんした日から 7日以内		妊婦等の移送費は、別途計上			
被災者の 救出	1 現に生命、身体が危 険な状態にある者 2 生死不明な状態にあ る者		当該地域における通常の実 費			災害発生の日から 3日以内		輸送費、人件費は、別途計上			被災者の 救出	1 現に生命、身体が危 険な状態にある者 2 生死不明な状態にあ る者		当該地域における通常の実 費			災害発生の日から 3日以内		輸送費、人件費は、別途計上			
福祉サー ビスの提 供	<u>避難生活において配慮 を必要とする高齢者、 障害者、乳幼児その他 の者</u>		<u>1 左記の者からの相談対応 等消耗器材費又は器物の使用 謝金、借上費若しくは購入 費（工事費を含む。）と して当該地域における通常 の実費</u> <u>2 福祉避難所の設置 消耗器材費、建物の使用謝 金、器物の使用謝金、借上 費若しくは購入費、光熱水 費、仮設便所等の設置費と して当該地域における通常 の実費</u>			<u>災害発生の日か ら7日以内</u>		<u>令和7年7月1日から施行 輸送費、人件費は、別途計上</u>			<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>		<u>(新規)</u>			<u>(新規)</u>		<u>(新規)</u>			

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新					旧					備考
被災した住宅の応急修理	1 住宅が半壊(焼)若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分1世帯当り ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 <u>739,000</u> 円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 <u>358,000</u> 円以内	災害発生の日から3ヵ月以内（災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6ヵ月以内）		被災した住宅の応急修理	1 住宅が半壊(焼)若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分1世帯当り ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 <u>706,000</u> 円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 <u>343,000</u> 円以内	災害発生の日から3ヵ月以内（災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6ヵ月以内）		(資－37) 救助事務取扱要綱の改正に伴い修正
救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考	救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考	
学用品の給与	住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 <u>5,500</u> 円 中学校生徒 <u>5,800</u> 円 高等学校等生徒 <u>6,300</u> 円	災害発生の日から（教科書）1ヵ月以内（文房具及び通学用品）15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。	学用品の給与	住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 <u>4,800</u> 円 中学校生徒 <u>5,100</u> 円 高等学校等生徒 <u>5,600</u> 円	災害発生の日から（教科書）1ヵ月以内（文房具及び通学用品）15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。	
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人(12歳以上) <u>232,200</u> 円以内 小人(12歳未満) <u>185,700</u> 円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。	埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人(12歳以上) <u>219,100</u> 円以内 小人(12歳未満) <u>175,200</u> 円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。	
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	輸送費、人件費は、別途計上	死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	輸送費、人件費は、別途計上	
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をす る。	(洗浄、消毒等) 1 体当たり <u>3,700</u> 円以内 一時保存: ○既存建物借上費:通常の実費 ○既存建物以外:1体当たり <u>5,900</u> 円以内 検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。	死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をす る。	(洗浄、消毒等) 1 体当たり <u>3,500</u> 円以内 一時保存: ○既存建物借上費:通常の実費 ○既存建物以外:1体当たり <u>5,400</u> 円以内 検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。	
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 <u>143,900</u> 円以内	災害発生の日から10日以内		障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 <u>138,700</u> 円以内	災害発生の日から10日以内		
輸送費及び賃金職員等雇上費(法第4条第1項)	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内		輸送費及び賃金職員等雇上費(法第4条第1項)	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内		

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新					旧					備考
輸送費及び賃金職員等雇上費 (法第4条第2項)	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費	輸送費及び賃金職員等雇上費 (法第4条第2項)	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費	(資－38) 救助事務取扱要綱の改正に伴い修正
救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考	救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考	
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等(法第3条に規定する都道府県知事等をいう。)の総括する都道府県等(法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。)の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額	実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等(法第3条に規定する都道府県知事等をいう。)の総括する都道府県等(法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。)の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額	
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度(以下「国庫負担対象年度」という。)における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。	救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度(以下「国庫負担対象年度」という。)における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。	
住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	災害のため住家が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、1世帯当たり <u>53,900</u> 円以内	イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5億円を超える部分の金額については100分の4		住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	災害のため住家が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、1世帯当たり <u>50,000</u> 円以内			
※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。					※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。					

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新

3－5 被害状況の判断基準

(北海道の災害情報等報告取扱要領 別表3)

被害区分	判 断 基 準
①人的被害	死者
	災害関連死
	行方不明
	重 傷 者
軽 傷 者	

旧

3－5 被害状況の判断基準

(北海道の災害情報等報告取扱要領 別表4)

被害区分	判 断 基 準
①人的被害	死者
	災害関連死
	行方不明
	重 傷 者
軽 傷 者	

備考

(資－39)
北海道災害情報
等報告取扱要領
の一部改正に伴
い修正

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新				旧				備考
② 住家被害			<u>(削除)</u> 当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。				<u>(1) 死者欄の(2)(3)を参照。</u> <u>(新規)</u>	(資－39) 北海道災害情報等報告取扱要領の一部改正に伴い修正
	住家		現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u>	住家			現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 <u>(1) 物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。</u> <u>(2) 商品倉庫等の一部を管理人宿舍として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舍ともに半壊した場合、住家の半壊1、商工被害1として計上すること。</u> <u>(3) 住家は社宅、公宅(指定行政機関及び指定公共機関のもの)を問わず全てを住家とする。</u>	
	世帯		<u>(削除)</u> <u>生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。</u>	世帯			<u>生活をつにしている実際の生活単位。寄宿舍、下宿その他これ等に類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舍等を1世帯とする。</u> <u>(1) 同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、2世帯とする。</u> <u>(新規)</u>	
	全壊		住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊 <u>(ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。)</u> が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のものまたは住家の主要な構成要素 <u>(ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。)</u> の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価とし、家財道具の被害は含まない。	全壊			住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊 <u>(新規)</u> が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のものまたは住家の主要な構成要素 <u>(新規)</u> の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価とし、家財道具の被害は含まない。	
	半壊		住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。	半壊			住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。	
	一部破損		<u>(削除)</u> <u>全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。</u> (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建物を含む)の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。	一部破損			<u>全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには、補修を要する程度のもの。</u> <u>(新規)</u> (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建物を含む)の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。	

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新			旧			備考																																																																	
						(資－40) 北海道災害情報 等報告取扱要領 の一部改正に伴 い修正																																																																	
<table><tr><th colspan="2">被害区分</th><th>判 断 基 準</th></tr><tr><td rowspan="2">② 住家被害</td><td>床上浸水</td><td>住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。 (1) 被害額の算出は、床上浸水によって家屋（畳、建具を含む）が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。</td></tr><tr><td>床下浸水</td><td>床上浸水に<u>いたらぬ程度に浸水した</u>もの。 (1) 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。</td></tr><tr><td>③ 非住家被害</td><td>非 住 家</td><td>非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。 これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 (1) 公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。 なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。 (2) その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。 (3) 土蔵、物置とは、生活の主体をなす主家に附随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。 (4) 被害額の算出は、住家に準ずる。</td></tr><tr><td rowspan="8">④ 農業被害</td><td>農 地</td><td>農地被害は、耕土の流失、土砂の流入、埋没、沈下、隆起、又は亀裂により、耕作に適さなくなった状態をいう。 (1) 流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ 10%以上が流出した状態をいう。 (2) 埋没とは、その筆における流入土砂の平均の厚さが、粒径 1mm以下にあつては 2cm、粒径 0.25mm以下の土砂にあつては 5cm以上、土砂が堆積した状態をいう。 (3) 被害額の算出は農地の原形復旧に要する費用又は、耕作を維持するための最少限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。</td></tr><tr><td>農作物</td><td>農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水・倒伏によって生じた被害をいう。 (1) 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間（24時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。 (2) 倒伏とは、風のため相当期間(24時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。 (3) 被害額の算出は、災害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。</td></tr><tr><td>農業用施設</td><td>頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、農業用道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</td></tr><tr><td>共同利用施設</td><td>農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</td></tr><tr><td>営農施設</td><td>農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</td></tr><tr><td>畜産被害</td><td>施設以外の畜産被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。</td></tr><tr><td>その他</td><td>上記以外の農業被害、果樹（果実は含まない）草地畜産物等をいう。</td></tr><tr><td rowspan="3">⑤ 土木被害</td><td>河 川</td><td>河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制・床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること</td></tr><tr><td>海 岸</td><td>海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護することを必要とする海岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</td></tr><tr><td>砂防設備</td><td>砂防法第 1 条に規定する砂防設備、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</td></tr></table>			被害区分		判 断 基 準	② 住家被害	床上浸水	住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。 (1) 被害額の算出は、床上浸水によって家屋（畳、建具を含む）が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。	床下浸水	床上浸水に <u>いたらぬ程度に浸水した</u> もの。 (1) 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。	③ 非住家被害	非 住 家	非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。 これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 (1) 公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。 なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。 (2) その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。 (3) 土蔵、物置とは、生活の主体をなす主家に附随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。 (4) 被害額の算出は、住家に準ずる。	④ 農業被害	農 地	農地被害は、耕土の流失、土砂の流入、埋没、沈下、隆起、又は亀裂により、耕作に適さなくなった状態をいう。 (1) 流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ 10%以上が流出した状態をいう。 (2) 埋没とは、その筆における流入土砂の平均の厚さが、粒径 1mm以下にあつては 2cm、粒径 0.25mm以下の土砂にあつては 5cm以上、土砂が堆積した状態をいう。 (3) 被害額の算出は農地の原形復旧に要する費用又は、耕作を維持するための最少限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。	農作物	農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水・倒伏によって生じた被害をいう。 (1) 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間（24時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。 (2) 倒伏とは、風のため相当期間(24時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。 (3) 被害額の算出は、災害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。	農業用施設	頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、農業用道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。	共同利用施設	農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。	営農施設	農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。	畜産被害	施設以外の畜産被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。	その他	上記以外の農業被害、果樹（果実は含まない）草地畜産物等をいう。	⑤ 土木被害	河 川	河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制・床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること	海 岸	海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護することを必要とする海岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。	砂防設備	砂防法第 1 条に規定する砂防設備、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。	<table><tr><th colspan="2">被害区分</th><th>判 断 基 準</th></tr><tr><td rowspan="2">② 住家被害</td><td>床上浸水</td><td>住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。 (1) 被害額の算出は、床上浸水によって家屋（畳、建具を含む）が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。 <u>住家が</u>床上浸水に<u>達しない</u>もの。</td></tr><tr><td>床下浸水</td><td>(1) 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。</td></tr><tr><td>③ 非住家被害</td><td>非 住 家</td><td>非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。 これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 (1) 公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。 なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。 (2) その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。 (3) 土蔵、物置とは、生活の主体をなす主家に附随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。 (4) 被害額の算出は、住家に準ずる。</td></tr><tr><td rowspan="8">④ 農業被害</td><td>農 地</td><td>農地被害は、耕土の流失、土砂の流入、埋没、沈下、隆起、又は亀裂により、耕作に適さなくなった状態をいう。 (1) 流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ 10%以上が流出した状態をいう。 (2) 埋没とは、その筆における流入土砂の平均の厚さが、粒径 1mm以下にあつては 2cm、粒径 0.25mm以下の土砂にあつては 5cm以上、土砂が堆積した状態をいう。 (3) 被害額の算出は農地の原形復旧に要する費用又は、耕作を維持するための最少限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。</td></tr><tr><td>農作物</td><td>農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水・倒伏によって生じた被害をいう。 (1) 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間（24時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。 (2) 倒伏とは、風のため相当期間(24時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。 (3) 被害額の算出は、災害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。</td></tr><tr><td>農業用施設</td><td>頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、農業用道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</td></tr><tr><td>共同利用施設</td><td>農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</td></tr><tr><td>営農施設</td><td>農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</td></tr><tr><td>畜産被害</td><td>施設以外の畜産被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。</td></tr><tr><td>その他</td><td>上記以外の農業被害、果樹（果実は含まない）草地畜産物等をいう。</td></tr><tr><td rowspan="3">⑤ 土木被害</td><td>河 川</td><td>河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制・床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること</td></tr><tr><td>海 岸</td><td>海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護することを必要とする海岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</td></tr><tr><td>砂防設備</td><td>砂防法第 1 条に規定する砂防設備、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</td></tr></table>			被害区分		判 断 基 準	② 住家被害	床上浸水	住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。 (1) 被害額の算出は、床上浸水によって家屋（畳、建具を含む）が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。 <u>住家が</u> 床上浸水に <u>達しない</u> もの。	床下浸水	(1) 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。	③ 非住家被害	非 住 家	非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。 これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 (1) 公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。 なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。 (2) その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。 (3) 土蔵、物置とは、生活の主体をなす主家に附随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。 (4) 被害額の算出は、住家に準ずる。	④ 農業被害	農 地	農地被害は、耕土の流失、土砂の流入、埋没、沈下、隆起、又は亀裂により、耕作に適さなくなった状態をいう。 (1) 流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ 10%以上が流出した状態をいう。 (2) 埋没とは、その筆における流入土砂の平均の厚さが、粒径 1mm以下にあつては 2cm、粒径 0.25mm以下の土砂にあつては 5cm以上、土砂が堆積した状態をいう。 (3) 被害額の算出は農地の原形復旧に要する費用又は、耕作を維持するための最少限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。	農作物	農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水・倒伏によって生じた被害をいう。 (1) 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間（24時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。 (2) 倒伏とは、風のため相当期間(24時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。 (3) 被害額の算出は、災害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。	農業用施設	頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、農業用道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。	共同利用施設	農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。	営農施設	農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。	畜産被害	施設以外の畜産被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。	その他	上記以外の農業被害、果樹（果実は含まない）草地畜産物等をいう。	⑤ 土木被害	河 川	河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制・床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること	海 岸	海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護することを必要とする海岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。	砂防設備	砂防法第 1 条に規定する砂防設備、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
被害区分		判 断 基 準																																																																					
② 住家被害	床上浸水	住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。 (1) 被害額の算出は、床上浸水によって家屋（畳、建具を含む）が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。																																																																					
	床下浸水	床上浸水に <u>いたらぬ程度に浸水した</u> もの。 (1) 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。																																																																					
③ 非住家被害	非 住 家	非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。 これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 (1) 公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。 なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。 (2) その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。 (3) 土蔵、物置とは、生活の主体をなす主家に附随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。 (4) 被害額の算出は、住家に準ずる。																																																																					
④ 農業被害	農 地	農地被害は、耕土の流失、土砂の流入、埋没、沈下、隆起、又は亀裂により、耕作に適さなくなった状態をいう。 (1) 流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ 10%以上が流出した状態をいう。 (2) 埋没とは、その筆における流入土砂の平均の厚さが、粒径 1mm以下にあつては 2cm、粒径 0.25mm以下の土砂にあつては 5cm以上、土砂が堆積した状態をいう。 (3) 被害額の算出は農地の原形復旧に要する費用又は、耕作を維持するための最少限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。																																																																					
	農作物	農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水・倒伏によって生じた被害をいう。 (1) 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間（24時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。 (2) 倒伏とは、風のため相当期間(24時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。 (3) 被害額の算出は、災害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。																																																																					
	農業用施設	頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、農業用道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。																																																																					
	共同利用施設	農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。																																																																					
	営農施設	農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。																																																																					
	畜産被害	施設以外の畜産被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。																																																																					
	その他	上記以外の農業被害、果樹（果実は含まない）草地畜産物等をいう。																																																																					
	⑤ 土木被害	河 川	河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制・床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること																																																																				
海 岸		海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護することを必要とする海岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。																																																																					
砂防設備		砂防法第 1 条に規定する砂防設備、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。																																																																					
被害区分		判 断 基 準																																																																					
② 住家被害	床上浸水	住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。 (1) 被害額の算出は、床上浸水によって家屋（畳、建具を含む）が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。 <u>住家が</u> 床上浸水に <u>達しない</u> もの。																																																																					
	床下浸水	(1) 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。																																																																					
③ 非住家被害	非 住 家	非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。 これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 (1) 公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。 なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。 (2) その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。 (3) 土蔵、物置とは、生活の主体をなす主家に附随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。 (4) 被害額の算出は、住家に準ずる。																																																																					
④ 農業被害	農 地	農地被害は、耕土の流失、土砂の流入、埋没、沈下、隆起、又は亀裂により、耕作に適さなくなった状態をいう。 (1) 流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ 10%以上が流出した状態をいう。 (2) 埋没とは、その筆における流入土砂の平均の厚さが、粒径 1mm以下にあつては 2cm、粒径 0.25mm以下の土砂にあつては 5cm以上、土砂が堆積した状態をいう。 (3) 被害額の算出は農地の原形復旧に要する費用又は、耕作を維持するための最少限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。																																																																					
	農作物	農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水・倒伏によって生じた被害をいう。 (1) 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間（24時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。 (2) 倒伏とは、風のため相当期間(24時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。 (3) 被害額の算出は、災害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。																																																																					
	農業用施設	頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、農業用道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。																																																																					
	共同利用施設	農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。																																																																					
	営農施設	農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。																																																																					
	畜産被害	施設以外の畜産被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。																																																																					
	その他	上記以外の農業被害、果樹（果実は含まない）草地畜産物等をいう。																																																																					
	⑤ 土木被害	河 川	河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制・床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること																																																																				
海 岸		海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護することを必要とする海岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。																																																																					
砂防設備		砂防法第 1 条に規定する砂防設備、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。																																																																					

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新			旧			備考
						(資－41～42) 北海道災害情報 等報告取扱要領 の一部改正に伴 い修正
			</			

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新	旧	備考															
3－10 災害情報等報告取扱要領（北海道） 災害情報等報告取扱要領 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、本要領の定めるところにより、市町村長は所轄の北海道（総合）振興局長（以下「振興局長」という。）に、振興局長は北海道知事（以下「知事」という。）に災害情報を報告するものとする。 1 災害の定義 「災害」とは、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な事故のうち火災を除いたものとする。 2 報告の対象となる災害 災害情報等の報告の対象は、次のいずれかに該当するものとする。 (1) 警戒レベル4相当以上の防災情報（土砂災害警戒情報、氾濫危険情報、高潮特別警報、高潮警報）、津波警報・注意報又は噴火警報（居住地域）が発表され、高齢者等避難、避難指示又は緊急安全確保を発令したもの。 (2) 地震が発生し、震度4以上を記録したもの。 (3) 噴火警報（火口周辺）が発表されたもの。 (4) 人的被害又は住家被害が発生したもの。 (5) 孤立地域が発生したもの。 (6) 市町村が災害対策本部を設置したもの。 (7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの。 (8) 災害救助法の適用基準に合致するもの。 (9) 災害が当初軽微であっても、今後拡大し、発展するおそれがある場合、又は広域的な災害で当該市町村が軽微であっても北海道（総合）振興局地域全体から判断して報告を要すると認められるもの。 (10) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認められるものなど、特に指示があった災害。 3 報告する災害情報及び方法 報告の対象となる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市町村長及び振興局長は次のとおり速やかに報告すること。 (1) 災害が発生又は発生するおそれがある場合 市町村長は、次に掲げる災害情報を速やかに北海道防災情報システム（以下「道防災情報システム」という。）に入力すること。 ア 災害対策本部等の設置状況（配備体制を含む。） イ 避難情報発令状況 ウ 避難所開設状況 エ 避難者数（合計避難者数を含む） オ 被害情報（人的被害、住家被害、非住家被害） 市町村長は、知事が特に指示をしない限り、次表の左欄に掲げる時点において把握している災害情報を当該右欄に掲げる時刻までに道防災情報システムに入力すること。 <table><tr><td></td><td>報告を要する時点</td><td>入力期限</td></tr><tr><td>(ア)</td><td>8時00分</td><td>8時30分</td></tr><tr><td>(イ)</td><td>14時00分</td><td>14時30分</td></tr><tr><td>(ウ)</td><td>20時00分</td><td>20時30分</td></tr><tr><td>(エ)</td><td>(ア)から(ウ)までのほか知事が災害の程度等から判断し特に必要と認める時刻</td><td>知事が特に指示する時刻</td></tr></table> (2) 応急措置完了時 ア 市町村長は、災害に係る応急措置が完了した日から15日以内に所轄の振興局長あて別表1を電子メールにより提出すること。 イ 振興局長は、管内市町村分の別表1を取りまとめの上、別表2を作成し、知事あて提出すること。		報告を要する時点	入力期限	(ア)	8時00分	8時30分	(イ)	14時00分	14時30分	(ウ)	20時00分	20時30分	(エ)	(ア)から(ウ)までのほか知事が災害の程度等から判断し特に必要と認める時刻	知事が特に指示する時刻	3－10 災害情報等報告取扱要領（北海道） 災害情報等報告取扱要領 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次に定めるところにより災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）を所轄総合振興局長又は振興局長に報告するものとする。 (新規) 1 報告の対象 災害情報等の報告の対象は、<u>おおむね次に掲げるものとする。</u> (1) <u>人的被害、住家被害が発生したもの。</u> (2) <u>災害救助法の適用基準に該当する程度のもの。</u> (3) <u>災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われるもの。</u> (4) <u>災害が当初軽微であっても、今後拡大し、発展するおそれがある場合、又は広域的な災害で当該市町村が軽微であっても総合振興局又は振興局地域全体から判断して報告を要すると認められるもの。</u> (5) <u>地震が発生し、震度4以上を記録したもの。</u> (6) <u>災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認められるもの。</u> (7) <u>その他特に指示があった災害。</u> (新規) (新規) (新規) 2 報告の種類及び内容 (新規) (1) 災害情報 <u>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、別表1の様式により速やかに報告すること。</u> <u>この場合、災害の経過に応じ把握した事項を逐次報告する。</u> (新規) (2) 被害状況報告 <u>被害状況報告は、次の区分によりおこなうものとする。</u> <u>ただし、指定行政機関及び指定公共機関の維持管理する施設等（住家を除く）については除くものとする。</u> ア 速報	（資－51） 北海道災害情報等報告取扱要領の一部改正に伴い修正
	報告を要する時点	入力期限															
(ア)	8時00分	8時30分															
(イ)	14時00分	14時30分															
(ウ)	20時00分	20時30分															
(エ)	(ア)から(ウ)までのほか知事が災害の程度等から判断し特に必要と認める時刻	知事が特に指示する時刻															

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新	旧	備考

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新							旧		備考
4－5 災害危険区域内の要配慮者利用施設一覧 (略) (1) 西地区 (略)							4－5 災害危険区域内の要配慮者利用施設一覧 (略) (1) 西地区 (略)		(資－102) 浸水想定区域の 拡大に伴い施設 を追加 (372 件)
施設区分	施設名称	所在地	伝達方法（優先順）			河川等	担当部		
			F A X	電 話	E メ ー ル				
障害児・者施設	LEIF旭川一条通	1 条通 1 丁目 3 1 1 番 1		①		石狩川	福祉安心部（障害）		
障害児・者施設	アリテラス P I V O T	4 条通 1 丁目 1 9 6 3 番地 大丸ケアサービス株式会社 3 階		①		石狩川、アイヌ川、愛宕新川	福祉安心部（障害）		
障害児・者施設	るばーとホーム	5 条西 4 丁目 2 番 2 号		①		石狩川、忠別川、牛朱別川、アイヌ川、愛宕新川、基北川・難波田川・小股川、東光川、内水氾濫	福祉安心部（障害）		
障害児・者施設	児童発達支援・放課後等デイサービスでこぼこ+	9 条西 1 丁目 2 番 3 号		①		石狩川、忠別川、牛朱別川、アイヌ川、愛宕新川、基北川・難波田川・小股川、東光川	福祉安心部（障害）		
障害児・者施設	グループホーム心彩	曙3条4丁目1番6号	②	①	③	石狩川、忠別川、内水氾濫	福祉安心部（障害）		
病院	くにもと病院	4条通5丁目右1号		①		アイヌ川、愛宕新川、基北川・難波田川・小股川、東光川	健幸保健部		
(略)							(略)		
(2) 中央地区 (略)							(2) 中央地区 (略)		(資－104) 浸水想定区域の 拡大に伴い施設 を追加
施設区分	施設名称	所在地	伝達方法（優先順）			河川等	担当部		
			F A X	電 話	E メ ー ル				
高齢者施設	住宅型有料老人ホーム ラプア	1条通6丁目83-2	①	②	③	忠別川、内水氾濫	福祉安心部（長寿）		
高齢者施設	エバーグリーン七条	7条通8丁目39番地	①	②	③	愛宕新川、内水氾濫	福祉安心部（長寿）		
障害児・者施設	自立生活援助事業所りーふ	宮下通 7 丁目 3 8 9 7 番地の 1		①		忠別川	福祉安心部（障害）		
障害児・者施設	A L I I 旭川	1条通10丁目342番地2		①	②	忠別川	福祉安心部（障害）		
障害児・者施設	就労継続支援 B 型事業所 小麦王国	2条通9丁目368番地の2	②	①	③	アイヌ川、愛宕新川、基北川・難波田川・小股川	福祉安心部（障害）		
障害児・者施設	うらら（旭川中央警察署食堂）	6条通10丁目左10号	②	①	③	アイヌ川、愛宕新川	福祉安心部（障害）		
障害児・者施設	わーく・エリア	7条通8丁目38番地9ひだまりビル	②	①	③	アイヌ川、愛宕新川、内水氾濫	福祉安心部（障害）		
診療所	松井眼科医院	3条通9丁目1704番地7		①		アイヌ川、愛宕新川、基北川・難波田川・小股川、東光川、内水氾濫	健幸保健部		
病院	唐沢病院	4条通9丁目左8号		①		アイヌ川、愛宕新川、基北川・難波田川・小股川、東光川、内水氾濫	健幸保健部		
(略)							(略)		

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新							旧		備考
(3) 大成地区 (略)							(3) 大成地区 (略)		(資－106) 浸水想定区域の 拡大に伴い施設 を追加
施設区分	施設名称	所在地	伝達方法（優先順）			河川等	担当部		
			F A X	電 話	E メ ー ル				
高齢者施設	特別養護老人ホーム 楽生園	1条通12丁目177番2	①	②	③	内水氾濫	福祉安心部（長寿）		
高齢者施設	住宅型有料老人ホーム ころろ館	1条通14丁目198	①	②	③	内水氾濫	福祉安心部（長寿）		
高齢者施設	ケアハウス順風	2条通11丁目106番地	①	②	③	アイヌ川、愛宕新川、基北川・難波田川・小股川、東光川、内水氾濫	福祉安心部（長寿）		
高齢者施設	グループホーム プランタンⅣ	2条通16丁目500番地の2	①	②	③	アイヌ川、愛宕新川、基北川・難波田川・小股川、東光川、内水氾濫	福祉安心部（長寿）		
高齢者施設	ライフサポート豊清水	5条通13丁目1082番地の2	①	②	③	アイヌ川、愛宕新川、基北川・難波田川・小股川、東光川、内水氾濫	福祉安心部（長寿）		
高齢者施設	住宅型有料老人ホーム ぼたん	7条通13丁目59番地の1	①	②	③	牛朱別川、アイヌ川、愛宕新川、基北川・難波田川・小股川、東光川	福祉安心部（長寿）		
障害児・者施設	障がい者福祉サービス事業所 アクア・カルチャー	3条通11丁目2229番地の1	②	①	③	アイヌ川、愛宕新川、東光川	福祉安心部（障害）		
障害児・者施設	こばんはうすさくら旭川中央教室	5条通12丁目1395番地の2	②	①	③	アイヌ川、愛宕新川、基北川・難波田川・小股川、東光川、内水氾濫	福祉安心部（障害）		
障害児・者施設	さくらんぼ	5条通12丁目1598番地1	②	①	③	アイヌ川、愛宕新川、基北川・難波田川・小股川、東光川	福祉安心部（障害）		
障害児・者施設	就労継続支援事業所TOMAHAWKS ASAHIKAWA	6条通1 1丁目5 5 番地2 8		①		アイヌ川、愛宕新川、内水氾濫	福祉安心部（障害）		
高齢者施設	エムズコート旭川	5条通11丁目1726-1	①	②	③	アイヌ川、愛宕新川、基北川・難波田川・小股川、東光川	建築部		
認定こども園	認定こども園わんぱく保育園にこにこ園	2条通11丁目		①		アイヌ川、愛宕新川、基北川・難波田川・小股川、東光川、内水氾濫	こども・女性・若者未来部		
認定こども園	認定こども園わんぱく保育園にじいろ園	2条通11丁目		①		アイヌ川、愛宕新川、基北川・難波田川・小股川、東光川、内水氾濫	こども・女性・若者未来部		
保育所	プリスクールにじいろ	3条通13丁目ヤナギヤビル1F		①		アイヌ川、愛宕新川、基北川・難波田川・小股川、東光川	こども・女性・若者未来部		
保育所	うれしば保育園	5条通12丁目1085-1		①		アイヌ川、愛宕新川、基北川・難波田川・小股川	こども・女性・若者未来部		
保育所	あひる保育園	5条通12丁目		①		アイヌ川、愛宕新川、基北川・難波田川・小股川、東光川、内水氾濫	こども・女性・若者未来部		
放課後児童クラブ	知新第二放課後児童クラブ	6条通11丁目55-10ラポール6条 1階		①		アイヌ川、愛宕新川	こども・女性・若者未来部		
診療所	はらだ内科内視鏡健診クリニック	1条通16丁目右7号		①		アイヌ川、基北川・難波田川・小股川、東光川、内水氾濫	健幸保健部		
病院	大西病院	4条通11丁目右3号		①		アイヌ川、愛宕新川、基北川・難波田川・小股川、東光川、内水氾濫	健幸保健部		
病院	中島病院	4条通16丁目1152番地		①		アイヌ川、愛宕新川、基北川・難波田川・小股川、東光川、内水氾濫	健幸保健部		

(新規)

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新							旧		備考
診療所	旭川キュアメディクス	6条通15丁目69番地1		①		アイヌ川、愛宕新川、基北川・難波田川・小股川、東光川、内水氾濫	健幸保健部	(略) (4) 東地区 (略) 	

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新								旧		備考
高齢者施設	グループホーム「東光」	東光10条1丁目1番8号	①	②	③	アイヌ川、東光川、内水氾濫	福祉安心部（長寿）	<u>（新規）</u>		（資－106） 浸水想定区域の拡大に伴い施設を追加
高齢者施設	住宅型有料老人ホーム 向日葵みなみ	東光10条2丁目3-1	①	②		アイヌ川、東光川	福祉安心部（長寿）			
高齢者施設	有料老人ホーム ぼっかぽか東光	東光10条4丁目3番10号	①	②	③	アイヌ川、愛宕新川	福祉安心部（長寿）			
高齢者施設	有料老人ホーム 敬和館	東光11条2丁目4番10号	①	②	③	アイヌ川、東光川、内水氾濫	福祉安心部（長寿）			
高齢者施設	高齢者・障害者専用住宅せいな	東光12条2丁目1番3号	①	②	③	アイヌ川、東光川、内水氾濫	福祉安心部（長寿）			
高齢者施設	住宅型有料老人ホーム 啓翁舎倶楽部	東光16条4丁目2番1号	①	②	③	アイヌ川、東光川、内水氾濫	福祉安心部（長寿）			
高齢者施設	住宅型有料老人ホーム セラヴィ豊岡	豊岡4条3丁目4番12号	①	②	③	アイヌ川、ボンウシベツ川、愛宕新川、基北川・難波田川・小股川、内水氾濫	福祉安心部（長寿）			
高齢者施設	有料老人ホーム さくら	豊岡6条2丁目6番22号	①	②	③	アイヌ川、愛宕新川、基北川・難波田川・小股川、内水氾濫	福祉安心部（長寿）			
高齢者施設	介護付有料老人ホーム さくら東	豊岡7条4丁目1番6号?	①	②	③	ボンウシベツ川、愛宕新川、基北川・難波田川・小股川、内水氾濫	福祉安心部（長寿）			
高齢者施設	グループホーム あすか	豊岡8条1丁目3番17号	①	②	③	愛宕新川、基北川・難波田川・小股川、内水氾濫	福祉安心部（長寿）			
高齢者施設	グループホーム あらた	豊岡8条1丁目3番20号	①	②	③	アイヌ川、愛宕新川、基北川・難波田川・小股川	福祉安心部（長寿）			
高齢者施設	グループホーム ゆうゆうの家	豊岡8条2丁目1番8号	①	②	③	アイヌ川、愛宕新川、基北川・難波田川・小股川、内水氾濫	福祉安心部（長寿）			
高齢者施設	有料老人ホーム 敬心館	旭神2条1丁目2番32号	①	②	③	ボン川、内水氾濫	福祉安心部（長寿）			
障害児・者施設	就労支援事業所 ふたば	宮下通24丁目104番地の37	②	①	③	アイヌ川、愛宕新川、基北川・難波田川・小股川、東光川	福祉安心部（障害）			
障害児・者施設	グループホーム MOTHER	1条通20丁目555番地の3		①	②	アイヌ川、愛宕新川、基北川・難波田川・小股川、東光川	福祉安心部（障害）			
障害児・者施設	とんとん	4条通21丁目1721番地の46	②	①	③	愛宕新川	福祉安心部（障害）			
障害児・者施設	障害者就労支援事業 S t e p	5条通18丁目765番地2	②	①	③	アイヌ川、愛宕新川、基北川・難波田川・小股川、東光川、内水氾濫	福祉安心部（障害）			
障害児・者施設	グループホーム有倫	5条通23丁目2197番地の35	②	①	③	アイヌ川、愛宕新川、基北川・難波田川・小股川	福祉安心部（障害）			
障害児・者施設	生活介護事業所とびらのおうち	南3条通25丁目19番地67	②	①	③	アイヌ川、東光川	福祉安心部（障害）			
障害児・者施設	旭川児童デイサービスセンター「ちゃんすThree」	東光1条3丁目414－14	②	①	③	アイヌ川、愛宕新川、基北川・難波田川・小股川、内水氾濫	福祉安心部（障害）			
障害児・者施設	さぼーとnavi東光センター	東光4条2丁目1番6号		①	②	アイヌ川、愛宕新川、東光川、内水氾濫	福祉安心部（障害）			
障害児・者施設	ぐるーぷほーむ「ここち」	東光5条1丁目1番15－2号	②	①	③	アイヌ川、東光川、内水氾濫	福祉安心部（障害）			
障害児・者施設	すまいる	東光5条1丁目7番4号	②	①	③	アイヌ川、東光川	福祉安心部（障害）			

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新								旧		備考
障害児・者施設	児童発達支援・放課後等デイサービス らいおん	東光5条3丁目1番1号	②	①	③	アイヌ川、愛宕新川、内水氾濫	福祉安心部（障害）	<u>（新規）</u>		（資－106） 浸水想定区域の拡大に伴い施設を追加
障害児・者施設	多機能型就労支援センター「C h a ・ C h a ・ C h a」	東光7条1丁目1番16号	②	①	③	アイヌ川、東光川、内水氾濫	福祉安心部（障害）			
障害児・者施設	多機能型事業所ここにエール	東光8条3丁目1番1号	②	①	③	アイヌ川、内水氾濫	福祉安心部（障害）			
障害児・者施設	すてっぷ東光	東光8条3丁目3番12号	②	①	③	アイヌ川、内水氾濫	福祉安心部（障害）			
障害児・者施設	アリテラス東光	東光8条4丁目1番24号	②	①	③	アイヌ川	福祉安心部（障害）			
障害児・者施設	みなぼろ	東光9条2丁目4番15号	②	①	③	アイヌ川、東光川、内水氾濫	福祉安心部（障害）			
障害児・者施設	はちみつ	東光11条2丁目3番2号		①	②	アイヌ川、東光川、内水氾濫	福祉安心部（障害）			
障害児・者施設	けんせいしゃわくワーク	東光13条2丁目4番25号		①	②	アイヌ川、東光川、内水氾濫	福祉安心部（障害）			
障害児・者施設	L E I F 旭川	東光13条4丁目5番16号	②	①	③	アイヌ川	福祉安心部（障害）			
障害児・者施設	すまいるハウス	東光14条4丁目5番12号	②	①	③	アイヌ川	福祉安心部（障害）			
障害児・者施設	ふわっと	豊岡1条4丁目5番10号 フォーレストⅡ		①	②	アイヌ川、愛宕新川、基北川・難波田川・小股川	福祉安心部（障害）			
障害児・者施設	就労継続支援B型事業所 あーち	豊岡2条1丁目1番4号	②	①	③	アイヌ川、愛宕新川、基北川・難波田川・小股川	福祉安心部（障害）			
障害児・者施設	スマイルプラネット生活介護	豊岡3条3丁目7番20号	②	①	③	アイヌ川、愛宕新川、基北川・難波田川・小股川、内水氾濫	福祉安心部（障害）			
障害児・者施設	カレーのちから 旭川豊岡店	豊岡3条4丁目1番7号	②	①	③	アイヌ川、愛宕新川、基北川・難波田川・小股川	福祉安心部（障害）			
障害児・者施設	障がい者就労継続支援B型事業所リポ豊岡事業所	豊岡4条1丁目2番23号	②	①	③	アイヌ川、愛宕新川、基北川・難波田川・小股川	福祉安心部（障害）			
障害児・者施設	放課後等デイサービスみなみな	豊岡4条2丁目5番24号	②	①	③	アイヌ川、愛宕新川、基北川・難波田川・小股川	福祉安心部（障害）			
高齢者施設	イリーゼ旭川3条通	3条通17丁目1369番地の1	①	②	③	アイヌ川、愛宕新川、基北川・難波田川・小股川、東光川、内水氾濫	建築部			
高齢者施設	ふれあいの里華音	4条通17丁目1481-1	①	②	③	アイヌ川、愛宕新川、基北川・難波田川・小股川、東光川、内水氾濫	建築部			
高齢者施設	かりのすまい東光	東光15条3丁目6番10号	①	②	③	アイヌ川、東光川	建築部			
保育所	あおぞら保育園	宮下通26丁目		①		アイヌ川、愛宕新川、基北川・難波田川・小股川、東光川、内水氾濫	こども・女性・若者未来部			
認定こども園	保育所型認定こども園旭川隣保会第二こども園	2条通20丁目		①		アイヌ川、愛宕新川、基北川・難波田川・小股川、内水氾濫	こども・女性・若者未来部			
保育所	エルム保育園	3条通18丁目		①		アイヌ川、愛宕新川、基北川・難波田川・小股川、東光川、内水氾濫	こども・女性・若者未来部			
認定こども園	認定こども園慈光園保育所	5条通19丁目		①		愛宕新川、基北川・難波田川・小股川	こども・女性・若者未来部			

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新							旧		備考
放課後児童クラブ	朝日放課後児童クラブ	5条通19丁目1717-82エ ンドレス519 1階		①		愛宕新川、基北川・難波田川・小股川	こども・ 女性・若 者未来部	(新規)	(資－106) 浸水想定区域の 拡大に伴い施設 を追加
認定こども園	認定こども園旭川聖母幼稚園	6条通22丁目		①		アイヌ川、愛宕新川、基北川・難波田川・小股川、内水氾濫	こども・ 女性・若 者未来部		
認定こども園	認定こども園ひまわり幼稚園	6条通25丁目		①		アイヌ川、愛宕新川、基北川・難波田川・小股川、内水氾濫	こども・ 女性・若 者未来部		
放課後児童クラブ	朝日第二放課後児童クラブ	7条通21丁目21-454		①		アイヌ川、愛宕新川、基北川・難波田川・小股川、内水氾濫	こども・ 女性・若 者未来部		
保育所	小規模保育所おひさま	南8条通26丁目		①		アイヌ川、東光川、内水氾濫	こども・ 女性・若 者未来部		
認定こども園	おひさまの森	南8条通26丁目		①		アイヌ川、東光川	こども・ 女性・若 者未来部		
保育所	ふれんどリー保育園	東光1条1丁目2番12号		①		アイヌ川、愛宕新川、基北川・難波田川・小股川	こども・ 女性・若 者未来部		
認定こども園	こひつじ認定こども園	東光4条1丁目		①		アイヌ川、東光川、内水氾濫	こども・ 女性・若 者未来部		
認定こども園	幼保連携型認定こども園東光宮前こども園	東光6条4丁目		①		アイヌ川	こども・ 女性・若 者未来部		
幼稚園	やまと幼稚園	東光9条1丁目		①		アイヌ川、東光川、内水氾濫	こども・ 女性・若 者未来部		
放課後児童クラブ	千代田第二放課後児童クラブ	東光10条3丁目5番12号 1階		①		アイヌ川、東光川	こども・ 女性・若 者未来部		
認定こども園	幼保連携型バンビ認定こども園	東光11条3丁目		①		アイヌ川	こども・ 女性・若 者未来部		
放課後児童クラブ	千代田第三放課後児童クラブ	東光11条3丁目4番7号		①		内水氾濫	こども・ 女性・若 者未来部		
保育所	なかよし保育園	豊岡2条2丁目6番6号		①		アイヌ川、愛宕新川、基北川・難波田川・小股川	こども・ 女性・若 者未来部		
認定こども園	幼保連携型豊岡蘭契認定こども園	豊岡3条3丁目		①		アイヌ川、ボンウシベツ川、愛宕新川、基北川・難波田川・小股川、内水氾濫	こども・ 女性・若 者未来部		
保育所	ちびっこ保育園豊岡	豊岡5条4丁目		①		愛宕新川、基北川・難波田川・小股川	こども・ 女性・若 者未来部		
認定こども園	認定こども園龍谷きくし保育園	豊岡5条4丁目		①		アイヌ川、愛宕新川、基北川・難波田川・小股川、内水氾濫	こども・ 女性・若 者未来部		
幼稚園	きくし幼稚園	豊岡5条4丁目		①		アイヌ川、愛宕新川、基北川・難波田川・小股川、内水氾濫	こども・ 女性・若 者未来部		
保育所	ちびっこ保育園はっぱぐみ	豊岡5条4丁目3番3号2階		①		愛宕新川、基北川・難波田川・小股川	こども・ 女性・若 者未来部		
認定こども園	認定こども園愛豊保育園	豊岡11条4丁目		①		ボンウシベツ川、愛宕新川	こども・ 女性・若 者未来部		
保育所	はこにわ保育園	旭神2条3丁目1番7号		①		ボン川、内水氾濫	こども・ 女性・若 者未来部		
小学校	朝日小学校	5条通21丁目		①		アイヌ川、愛宕新川、基北川・難波田川・小股川	学校教育部		
小学校	啓明小学校	南2条通22丁目		①		アイヌ川、東光川	学校教育部		

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新								旧		備考
中学校	東光中学校	東光8条2丁目		①		アイヌ川	学校教育 部	(新規)	(資－106) 浸水想定区域の 拡大に伴い施設 を追加	
小学校	千代田小学校	東光8条3丁目		①		アイヌ川	学校教育 部			
小学校	東町小学校	豊岡3条1丁目		①		アイヌ川、愛宕新川、基北川・難波田川・小股川	学校教育 部			
中学校	光陽中学校	豊岡3条1丁目		①		アイヌ川、愛宕新川、基北川・難波田川・小股川	学校教育 部			
小学校	豊岡小学校	豊岡10条3丁目		①		ボンウシベツ川、愛宕新川、内水氾濫	学校教育 部			
診療所	なかの呼吸器科内科クリニック	1条通18丁目189番地1		①		アイヌ川、愛宕新川、基北川・難波田川・小股川、東光川	健幸保健 部			
病院	旭川厚生病院	1条通24丁目111番地3		①		アイヌ川、愛宕新川、基北川・難波田川・小股川	健幸保健 部			
病院	旭川ペインクリニック病院	4条通17丁目1553番地		①		アイヌ川、愛宕新川、基北川・難波田川・小股川、東光川	健幸保健 部			
病院	整形外科進藤病院	4条通19丁目右6号		①		アイヌ川、愛宕新川、基北川・難波田川・小股川、内水氾濫	健幸保健 部			
診療所	木原循環器科内科医院	4条通22丁目118番地		①		アイヌ川、愛宕新川、基北川・難波田川・小股川	健幸保健 部			
病院	道北勤医協一条通病院	東光1条1丁目1番17号		①		アイヌ川、愛宕新川、基北川・難波田川・小股川、東光川	健幸保健 部			
診療所	さとう整形外科	東光3条3丁目3番13号		①		アイヌ川、愛宕新川、基北川・難波田川・小股川	健幸保健 部			
診療所	豊岡産科婦人科医院	豊岡4条1丁目1番10号		①		アイヌ川、愛宕新川、基北川・難波田川・小股川、内水氾濫	健幸保健 部			
診療所	みずうち産科婦人科	豊岡4条3丁目2番地3		①		アイヌ川、愛宕新川、基北川・難波田川・小股川、内水氾濫	健幸保健 部			
診療所	山田眼科	豊岡4条3丁目3番17号		①		アイヌ川、愛宕新川、基北川・難波田川・小股川	健幸保健 部			
病院	豊岡中央病院	豊岡7条2丁目1番5号		①		アイヌ川、愛宕新川、基北川・難波田川・小股川、内水氾濫	健幸保健 部			
(略)								(略)		
(5) 新旭川地区								(5) 新旭川地区		
(略)								(略)		
施設区分	施設名称	所在地	伝達方法（優先順）			河川等	担当部	(新規)	(資－109) 浸水想定区域の 拡大に伴い施設 を追加	
			F A X	電 話	E メ ー ル					
高齢者施設	住宅型有料老人ホーム あるくⅢ	東4条6丁目3番10号	①	②	③	石狩川、牛朱別川、永山二号川・永山3号川、内水氾濫	福祉安心部（長寿）			
放課後児童クラブ	みどりクラブ	金星町1丁目3番5号		①		石狩川、牛朱別川、永山二号川・永山3号川、内水氾濫	こども・女性・若者未来部			
認定こども園	北星おおぞら認定こども園分園 げんき！	東6条6丁目		①		石狩川、牛朱別川、永山二号川・永山3号川	こども・女性・若者未来部			

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新								旧		備考
保育所	旭川ままのわ保育園	東8条2丁目33番地		①		石狩川、牛朱別川、永山二号川・永山3号川	こども・女性・若者未来部	(略) (6) 北星地区 (略) (新規) (略) (7) 春光地区 (略) (新規) (略) <		

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新								旧		備考
障害児・者施設	就労継続支援B型 しんば	春光7条6丁目1番8号	②	①	③	石狩川、ウップetz川、内水氾濫	福祉安心部（障害）	<u>(新規)</u>		(資－118) 浸水想定区域の拡大に伴い施設を追加
障害児・者施設	ばすてるピンク	春光7条7丁目5番8号	②	①	③	内水氾濫	福祉安心部（障害）			
障害児・者施設	就労継続支援B型事業所 ていくーと	春光7条9丁目5番25号	②	①	③	内水氾濫	福祉安心部（障害）			
障害児・者施設	障がい福祉サービス事業所 びーむ	春光7条9丁目7番10号	②	①	③	内水氾濫	福祉安心部（障害）			
障害児・者施設	すだち	末広6条3丁目1番17号	②	①	③	ウップetz川	福祉安心部（障害）			
高齢者施設	ライフシップ並木通り	春光3条7丁目7番1号	①	②	③	石狩川、内水氾濫	建築部			
認定こども園	幼保連携型認定こども園末広こども園	末広6条2丁目				ウップetz川、内水氾濫	こども・女性・若者未来部			
小学校	末広小学校	末広6条2丁目				ウップetz川	学校教育部			
(略)								(略)		
(8) 神居地区								(8) 神居地区		
(略)								(略)		
施設区分	施設名称	所在地	伝達方法（優先順）			河川等	担当部	<u>(新規)</u>		(資－122) 浸水想定区域の拡大に伴い施設を追加
			FAX	電話	Eメール					
高齢者施設	住宅型有料老人ホーム ら・らV	高砂台2丁目3番3号	①	②	③	石狩川、内水氾濫	福祉安心部（長寿）			
高齢者施設	住宅型有料老人ホーム だいず	高砂台5丁目20番10号	①	②		内水氾濫	福祉安心部（長寿）			
高齢者施設	住宅型有料老人ホーム 結心忠和	忠和6条1丁目11番44号	①	②	③	石狩川、忠別川、美瑛川	福祉安心部（長寿）			
高齢者施設	高齢者グループホームはる2号館	忠和6条5丁目1番21号	①	②	③	石狩川、忠別川、美瑛川、雨紛川、神居川	福祉安心部（長寿）			
障害児・者施設	みらい（Mirai）	台場2条5丁目5番2号	②	①	③	内水氾濫	福祉安心部（障害）			
障害児・者施設	旭川子ども発達支援センターたいよう	神居1条1丁目1番10号	②	①	③	石狩川、忠別川、美瑛川、雨紛川、内水氾濫	福祉安心部（障害）			
障害児・者施設	生活介護事業所きらり	神居1条1丁目1番10号	②	①	③	石狩川、忠別川、美瑛川、雨紛川、内水氾濫	福祉安心部（障害）			
高齢者施設	ら・ら	高砂台2丁目5番3号	①	②	③	内水氾濫	建築部			
放課後児童クラブ	olioli	神居3条18丁目2番1号		①		美瑛川、雨紛川、内水氾濫	こども・女性・若者未来部			
保育所	小規模保育園めつきら	神居8条5丁目		①		内水氾濫	こども・女性・若者未来部			
幼稚園	めばえ幼稚園	神居8条12丁目		①		内水氾濫	こども・女性・若者未来部			

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新								旧		備考
認定こども園	いずみこども園	神居9条4丁目		①		内水氾濫	こども・女性・若者未来部	(略) (9) 永山地区 (略) (新規)		(資－128) 浸水想定区域の拡大に伴い施設を追加
(略)										
(9) 永山地区										
(略)										
施設区分	施設名称	所在地	伝達方法（優先順）			河川等	担当部			
			FAX	電話	Eメール					
高齢者施設	住宅型有料老人ホーム あるく秋月	秋月2条2丁目6番3-2号	①	②		石狩川	福祉安心部（長寿）			
高齢者施設	夢吉の宿	永山1条11丁目2番29号	①	②	③	石狩川、永山二号川・永山3号川	福祉安心部（長寿）			
高齢者施設	有料老人ホーム 笑顔の家	永山1条20丁目5番18号	①	②	③	内水氾濫	福祉安心部（長寿）			
高齢者施設	介護付有料老人ホーム秀	永山1条20丁目6番13号	①	②	③	内水氾濫	福祉安心部（長寿）			
高齢者施設	住宅型有料老人ホーム すずな	永山1条23丁目1番19号	①	②	③	内水氾濫	福祉安心部（長寿）			
高齢者施設	グループホーム 大空Ⅱ	永山2条14丁目2番4号	①	②	③	石狩川、内水氾濫	福祉安心部（長寿）			
高齢者施設	グループホーム みのり	永山2条17丁目1番11号	①	②	③	内水氾濫	福祉安心部（長寿）			
高齢者施設	住宅型有料老人ホーム たいよう	永山2条17丁目2番5号	①	②		内水氾濫	福祉安心部（長寿）			
高齢者施設	グループホーム 大空	永山2条21丁目2番12号	①	②	③	永山二号川・永山3号川、内水氾濫	福祉安心部（長寿）			
高齢者施設	住宅型有料老人ホーム らんぷ	永山2条23丁目1番22号	①	②		内水氾濫	福祉安心部（長寿）			
高齢者施設	住宅型有料老人ホーム あさひ	永山3条18丁目166番1	①	②	③	永山二号川・永山3号川	福祉安心部（長寿）			
高齢者施設	住宅型有料老人ホーム かるむ	永山3条22丁目2番19号	①	②	③	永山二号川・永山3号川、内水氾濫	福祉安心部（長寿）			
高齢者施設	住宅型有料老人ホーム さくらんぼ	永山4条13丁目1番13号	①	②	③	永山二号川・永山3号川、内水氾濫	福祉安心部（長寿）			
高齢者施設	住宅型有料老人ホーム まひる	永山4条13丁目1番14号	①	②	③	永山二号川・永山3号川	福祉安心部（長寿）			
高齢者施設	シェアハウス デイジー	永山4条20丁目1番4号	①	②	③	永山二号川・永山3号川	福祉安心部（長寿）			
高齢者施設	グループホーム 永山亭	永山4条22丁目4番12号	①	②	③	永山二号川・永山3号川、内水氾濫	福祉安心部（長寿）			
高齢者施設	住宅型有料老人ホーム なでしこ	永山5条6丁目4番6号	①	②	③	永山二号川・永山3号川	福祉安心部（長寿）			
高齢者施設	住宅型有料老人ホーム マカロニほうれん荘	永山5条14丁目2番19号		①		永山二号川・永山3号川、内水氾濫	福祉安心部（長寿）			

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新								旧		備考
高齢者施設	健康型有料老人ホーム きょうさい永山	永山5条19丁目1番22号	①	②	③	永山二号川・永山3号川	福祉安心部（長寿）	<u>（新規）</u>		（資－128） 浸水想定区域の拡大に伴い施設を追加
高齢者施設	サポートハウス美咲	永山5条24丁目4番15号	①	②	③	永山二号川・永山3号川	福祉安心部（長寿）			
高齢者施設	ナーシングホームほーぷ旭川	永山6条11丁目1番27号	①	②	③	永山二号川・永山3号川、内水氾濫	福祉安心部（長寿）			
高齢者施設	住宅型有料老人ホーム ぐりーん	永山7条10丁目2番8号	①	②	③	永山二号川・永山3号川	福祉安心部（長寿）			
高齢者施設	住宅型有料老人ホーム ポルテ	永山7条10丁目2番10号	①	②	③	永山二号川・永山3号川、内水氾濫	福祉安心部（長寿）			
高齢者施設	有料老人ホーム菜の花	永山8条13丁目8番23号	①	②	③	永山二号川・永山3号川、内水氾濫	福祉安心部（長寿）			
高齢者施設	住宅型有料老人ホーム ひまわりハウス	永山8条16丁目2番32号	①	②	③	永山二号川・永山3号川、内水氾濫	福祉安心部（長寿）			
高齢者施設	住宅型有料老人ホーム 悠	永山8条18丁目1番20号	①	②	③	永山二号川・永山3号川、内水氾濫	福祉安心部（長寿）			
高齢者施設	住宅型有料老人ホーム ミエル	永山北2条11丁目20番地38	①	②	③	内水氾濫	福祉安心部（長寿）			
高齢者施設	介護付有料老人ホーム クオーレ	永山北2条11丁目26番地の3	①	②	③	石狩川、内水氾濫	福祉安心部（長寿）			
高齢者施設	ケアハウスケアプレゼンテーションサンライズ	永山町10丁目263番地	①	②	③	永山二号川・永山3号川	福祉安心部（長寿）			
障害児・者施設	相談室Boussole+	永山1条1丁目2番11号		①		石狩川、内水氾濫	福祉安心部（障害）			
障害児・者施設	グループホーム るい	永山1条23丁目1番2号		①	②	内水氾濫	福祉安心部（障害）			
障害児・者施設	生活介護事業所みのり	永山2条17丁目1番11号	②	①	③	内水氾濫	福祉安心部（障害）			
障害児・者施設	ふあいん	永山2条18丁目2番33号2F	②	①	③	内水氾濫	福祉安心部（障害）			
障害児・者施設	永山子ども発達支援センターぼの	永山2条21丁目2番1号	②	①	③	内水氾濫	福祉安心部（障害）			
障害児・者施設	どれみChallenge	永山2条21丁目2番4号	②	①	③	内水氾濫	福祉安心部（障害）			
障害児・者施設	どれみGrow	永山2条22丁目3番8号	②	①	③	内水氾濫	福祉安心部（障害）			
障害児・者施設	児童発達支援ハーモニー	永山3条16丁目2番16号	②	①	③	内水氾濫	福祉安心部（障害）			
障害児・者施設	さくらハウス	永山3条20丁目4番5号	②	①	③	永山二号川・永山3号川	福祉安心部（障害）			
障害児・者施設	わんあどばんす心	永山4条3丁目1番5号	②	①	③	石狩川、永山二号川・永山3号川	福祉安心部（障害）			
障害児・者施設	たいせつクッキングスタジオ2号館	永山4条11丁目4番16号		①	②	永山二号川・永山3号川	福祉安心部（障害）			
障害児・者施設	たいせつクッキングスタジオ	永山4条13丁目1番25号	②	①	③	永山二号川・永山3号川	福祉安心部（障害）			

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新								旧		備考
障害児・者施設	どリーむ	永山9条11丁目1番3号	②	①	③	永山二号川・永山3号川、内水氾濫	福祉安心部（障害）	<u>(新規)</u>	(資－128) 浸水想定区域の拡大に伴い施設を追加	
障害児・者施設	小規模多機能型居宅介護事業所ここはな	永山9条13丁目1番23号	②	①	③	永山二号川・永山3号川	福祉安心部（障害）			
障害児・者施設	どれみBase	永山北2条11丁目26番2号	②	①	③	内水氾濫	福祉安心部（障害）			
放課後児童クラブ	永山第三放課後児童クラブ	永山2条18丁目2番33号1階		①		内水氾濫	こども・女性・若者未来部			
保育所	たいせつ保育園	永山4条13丁目		①		永山二号川・永山3号川、内水氾濫	こども・女性・若者未来部			
認定こども園	認定こども園永山あゆみ保育園	永山5条9丁目		①		永山二号川・永山3号川、内水氾濫	こども・女性・若者未来部			
認定こども園	永山おおぞら認定こども園（本園）	永山5条15丁目		①		永山二号川・永山3号川、内水氾濫	こども・女性・若者未来部			
認定こども園	永山おおぞら認定こども園（分園）	永山5条16丁目		①		永山二号川・永山3号川、内水氾濫	こども・女性・若者未来部			
放課後児童クラブ	永山放課後児童クラブ	永山5条18丁目永山小学校敷地内		①		永山二号川・永山3号川	こども・女性・若者未来部			
幼稚園	旭川志峯幼稚園	永山5条23丁目		①		永山二号川・永山3号川、内水氾濫	こども・女性・若者未来部			
放課後児童クラブ	永山西第三放課後児童クラブ	永山6条13丁目6番9号MHビルA号室		①		永山二号川・永山3号川	こども・女性・若者未来部			
放課後児童クラブ	永山西放課後児童クラブ	永山7条11丁目永山西小学校敷地内		①		永山二号川・永山3号川	こども・女性・若者未来部			
放課後児童クラブ	永山西第二放課後児童クラブ	永山7条11丁目永山西小学校敷地内		①		永山二号川・永山3号川	こども・女性・若者未来部			
保育所	ミニ保育園つくしの家	永山7条18丁目		①		永山二号川・永山3号川	こども・女性・若者未来部			
認定こども園	幼保連携型永山太陽認定こども園	永山7条20丁目		①		永山二号川・永山3号川	こども・女性・若者未来部			
認定こども園	保育所型認定こども園旭川太陽保育園	永山8条13丁目		①		永山二号川・永山3号川、内水氾濫	こども・女性・若者未来部			
放課後児童クラブ	永山南放課後児童クラブ	永山9条6丁目永山南小学校敷地内		①		永山二号川・永山3号川	こども・女性・若者未来部			
認定こども園	認定こども園永山くるみ保育園	永山町8丁目		①		永山二号川・永山3号川	こども・女性・若者未来部			
小学校	永山小学校	永山5条18丁目		①		永山二号川・永山3号川	学校教育部			
小学校	永山西小学校	永山7条11丁目1番4号		①		永山二号川・永山3号川	学校教育部			
中学校	永山中学校	永山7条19丁目		①		永山二号川・永山3号川	学校教育部			
助産所	助産院あゆる	永山8条15丁目1番2号		①		永山二号川・永山3号川、内水氾濫	健幸保健部			
(略)								(略)		

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新							旧		備考
(11) 東旭川地区 (略)							(11) 東旭川地区 (略)		(資－133) 浸水想定区域の 拡大に伴い施設 を追加
施設区分	施設名称	所在地	伝達方法（優先順）			河川等	担当部		
			F A X	電 話	E メ ー ル				
高齢者施設	グッドタイムホーム・東光	東光1条5丁目4番7号	①	②	③	アイヌ川、愛宕新川、基北川・難波田川・小股川、内水氾濫	福祉安心部（長寿）		
高齢者施設	有料老人ホーム 敬	東光3条5丁目3番19号	①	②	③	アイヌ川、愛宕新川、基北川・難波田川・小股川	福祉安心部（長寿）		
高齢者施設	住宅型有料老人ホーム 花さとか	東光8条6丁目1番16号	①	②	③	アイヌ川、愛宕新川、基北川・難波田川・小股川、内水氾濫	福祉安心部（長寿）		
高齢者施設	介護付有料老人ホーム あかり	東光8条9丁目1番20号?	①	②	③	アイヌ川、愛宕新川、基北川・難波田川・小股川	福祉安心部（長寿）		
高齢者施設	花さとかカトルセゾン	東光9条5丁目4番15号	①	②	③	アイヌ川、愛宕新川、内水氾濫	福祉安心部（長寿）		
高齢者施設	有料老人ホーム 光老館	東光10条6丁目2番3号	①	②	③	アイヌ川、愛宕新川	福祉安心部（長寿）		
高齢者施設	グループホーム すてきだね	東光15条5丁目2番12号	①	②	③	アイヌ川、内水氾濫	福祉安心部（長寿）		
高齢者施設	グループホーム こばやしさんち	東光16条6丁目2番15号	①	②	③	アイヌ川、内水氾濫	福祉安心部（長寿）		
高齢者施設	グループホーム であい	東光16条7丁目3番15号	①	②	③	アイヌ川、愛宕新川、内水氾濫	福祉安心部（長寿）		
高齢者施設	生活支援ハウス「きらら」	東光17条8丁目	①	②	③	アイヌ川、愛宕新川	福祉安心部（長寿）		
高齢者施設	グループホーム きらら	東光17条8丁目1番10号	①	②	③	アイヌ川	福祉安心部（長寿）		
高齢者施設	有料老人ホーム さくら豊岡	豊岡2条8丁目2番26号	①	②	③	ボンウシベツ川、愛宕新川、基北川・難波田川・小股川、内水氾濫	福祉安心部（長寿）		
高齢者施設	有料老人ホーム 松竹梅	豊岡3条6丁目3番3号	①	②	③	アイヌ川、ボンウシベツ川、愛宕新川、基北川・難波田川・小股川、内水氾濫	福祉安心部（長寿）		
高齢者施設	有料老人ホーム 花さとかⅡ	豊岡4条5丁目11番11号	①	②	③	アイヌ川、ボンウシベツ川、愛宕新川、基北川・難波田川・小股川、内水氾濫	福祉安心部（長寿）		
高齢者施設	グループホーム あさがお	豊岡4条6丁目4番27号	①	②	③	愛宕新川、基北川・難波田川・小股川	福祉安心部（長寿）		
高齢者施設	グループリビング癒 豊岡	豊岡4条7丁目7番6号	①	②	③	ボンウシベツ川、愛宕新川、基北川・難波田川・小股川、内水氾濫	福祉安心部（長寿）		
高齢者施設	グループホーム おいかわ	豊岡4条10丁目4番1号	①	②	③	ボンウシベツ川、愛宕新川	福祉安心部（長寿）		
高齢者施設	住宅型有料老人ホーム緑緑	豊岡4条11丁目1番6-2号	①	②	③	ボンウシベツ川、愛宕新川	福祉安心部（長寿）		
高齢者施設	住宅型有料老人ホーム グループハウス緑緑	豊岡4条11丁目1番20号	①	②	③	ボンウシベツ川	福祉安心部（長寿）		
高齢者施設	住宅型有料老人ホーム ソワン	豊岡8条5丁目4番3号	①	②	③	ボンウシベツ川、愛宕新川	福祉安心部（長寿）		
							(新規)		

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新								旧		備考
高齢者施設	こうえい愛宕館	豊岡8条7丁目3番2号	①	②	③	ボンウシベツ川、愛宕新川、基北川・難波田川・小股川	福祉安心部（長寿）	<u>（新規）</u>		（資－133） 浸水想定区域の拡大に伴い施設を追加
高齢者施設	こうえい館	豊岡8条8丁目1番3号	①	②	③	ボンウシベツ川、愛宕新川、基北川・難波田川・小股川	福祉安心部（長寿）			
高齢者施設	有料老人ホーム スマイル豊岡	豊岡8条8丁目3番21号	①	②	③	ボンウシベツ川、愛宕新川、基北川・難波田川・小股川	福祉安心部（長寿）			
高齢者施設	豊岡の金さん銀さん	豊岡9条5丁目4番10号	①	②	③	ボンウシベツ川、愛宕新川	福祉安心部（長寿）			
高齢者施設	住宅型有料老人ホーム Eはうす	豊岡13条6丁目4番7号	①	②	③	ボンウシベツ川、内水氾濫	福祉安心部（長寿）			
高齢者施設	シルバーハイツE湯	豊岡13条6丁目4番8号	①	②	③	ボンウシベツ川、内水氾濫	福祉安心部（長寿）			
高齢者施設	住宅型有料老人ホーム弥生	豊岡13条6丁目61-71	①	②	③	ボンウシベツ川、基北川・難波田川・小股川	福祉安心部（長寿）			
高齢者施設	高齢者向け共同住宅 グランデⅢ別館	東旭川北1条4丁目15番26号	①	②	③	倉沼川、難波田川分水路	福祉安心部（長寿）			
高齢者施設	グループハウス リポーズⅥ	東旭川北3条5丁目1番30号	①	②	③	倉沼川、難波田川分水路、内水氾濫	福祉安心部（長寿）			
高齢者施設	グループホーム 福寿草	東旭川南1条5丁目8番33号	①	②	③	倉沼川、難波田川分水路、内水氾濫	福祉安心部（長寿）			
高齢者施設	特別養護老人ホーム 共生園	東旭川町共栄123番地	①	②	③	愛宕新川	福祉安心部（長寿）			
高齢者施設	特別養護老人ホーム 共生園Ⅲ	東旭川町共栄123番地	①	②	③	ボンウシツベツ川分水路、愛宕新川	福祉安心部（長寿）			
高齢者施設	グループホーム 太陽	東旭川町共栄29番地12号	①	②	③	アイヌ川、愛宕新川	福祉安心部（長寿）			
障害児・者施設	障害児通所支援事業所 ハレ	豊岡2条6丁目6番5号	②	①	③	アイヌ川、ボンウシベツ川、愛宕新川、基北川・難波田川・小股川	福祉安心部（障害）			
障害児・者施設	障がい者就労継続支援事業所ゆいまーる	豊岡4条5丁目8番13号	②	①	③	愛宕新川、基北川・難波田川・小股川、内水氾濫	福祉安心部（障害）			
障害児・者施設	ちありんぐ	豊岡4条6丁目1番8号MAMビル2F	②	①	③	アイヌ川、愛宕新川、基北川・難波田川・小股川	福祉安心部（障害）			
障害児・者施設	はーべすと	豊岡4条8丁目2番5号		①	②	ボンウシベツ川、愛宕新川、基北川・難波田川・小股川	福祉安心部（障害）			
障害児・者施設	すきっぷADVANCE	豊岡4条10丁目7番26号	②	①	③	ボンウシベツ川、愛宕新川	福祉安心部（障害）			
障害児・者施設	グループホーム からび	豊岡5条5丁目3番18号	②	①	③	愛宕新川、基北川・難波田川・小股川	福祉安心部（障害）			
障害児・者施設	児童発達支援・放課後等デイサービスよつば	豊岡6条6丁目7番13号	②	①	③	ボンウシベツ川、愛宕新川、基北川・難波田川・小股川	福祉安心部（障害）			
障害児・者施設	ハレのもり	豊岡6条6丁目7番15号ダイイチビル1F	②	①	③	ボンウシベツ川、愛宕新川、基北川・難波田川・小股川、内水氾濫	福祉安心部（障害）			
障害児・者施設	すきっぷ豊岡	豊岡7条6丁目6番10号	②	①	③	ボンウシベツ川、愛宕新川	福祉安心部（障害）			
障害児・者施設	サポートハウスもも	豊岡7条8丁目5番11号	②	①	③	ボンウシベツ川、愛宕新川、基北川・難波田川・小股川、内水氾濫	福祉安心部（障害）			

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新								旧		備考
障害児・者施設	ニムビン	豊岡8条5丁目2番4号	②	①	③	ボンウシベツ川、愛宕新川	福祉安心部（障害）	<u>(新規)</u>		(資－133) 浸水想定区域の拡大に伴い施設を追加
障害児・者施設	ニムビングループホーム	豊岡8条5丁目2番4号	②	①	③	ボンウシベツ川、愛宕新川	福祉安心部（障害）			
障害児・者施設	共同支援生活グループホーム jump	豊岡10条6丁目3番20号 ピエナB	②	①	③	ボンウシベツ川、愛宕新川、基北川・難波田川・小股川	福祉安心部（障害）			
障害児・者施設	ハッピーホース I	豊岡13条5丁目4番12号 2F		①	②	ボンウシベツ川	福祉安心部（障害）			
障害児・者施設	じゃんぶステラ	豊岡13条7丁目5番12号	②	①	③	ボンウシベツ川	福祉安心部（障害）			
障害児・者施設	児童発達支援・放課後等デイサービスでこぼこ	豊岡14条7丁目3番4号	②	①	③	基北川・難波田川・小股川	福祉安心部（障害）			
障害児・者施設	こころん	東光8条5丁目3番6号	②	①	③	アイヌ川、愛宕新川、基北川・難波田川・小股川	福祉安心部（障害）			
障害児・者施設	小規模多機能型居宅介護事業所 グレイス	東光8条7丁目2番15号	②	①	③	アイヌ川、愛宕新川、基北川・難波田川・小股川	福祉安心部（障害）			
障害児・者施設	児童デイサービスそらがはれ	東光9条8丁目6番12号		①	②	アイヌ川、愛宕新川、基北川・難波田川・小股川、内水氾濫	福祉安心部（障害）			
障害児・者施設	第2 スマイルプラネット	東光10条9丁目2番12号	②	①	③	アイヌ川、愛宕新川、基北川・難波田川・小股川	福祉安心部（障害）			
障害児・者施設	旭川児童デイサービスセンター「ちゃんす」	東光12条6丁目203－3	②	①	③	アイヌ川、愛宕新川	福祉安心部（障害）			
障害児・者施設	旭川児童デイサービスセンター「ちゃんすOne」	東光12条6丁目203－3	②	①	③	アイヌ川、愛宕新川	福祉安心部（障害）			
障害児・者施設	旭川児童デイサービスセンター「ちゃんすTwo」	東光13条7丁目2番9号	②	①	③	アイヌ川、愛宕新川、内水氾濫	福祉安心部（障害）			
障害児・者施設	児童発達支援・放課後等デイサービス「ともだち」	東光14条5丁目5番39号	②	①	③	アイヌ川、内水氾濫	福祉安心部（障害）			
障害児・者施設	小規模多機能型居宅介護事業所 こばやしさんち	東光16条6丁目2番15号	②	①	③	アイヌ川、内水氾濫	福祉安心部（障害）			
障害児・者施設	上川更生ハイム	東旭川町下兵村117番地の6	②	①	③	ボンウシベツ川	福祉安心部（障害）			
障害児・者施設	豊聖寮	東旭川町下兵村117番地の6	②	①	③	ボンウシベツ川	福祉安心部（障害）			
障害児・者施設	スリーエフ	東旭川町下兵村373番地	②	①	③	ボンウシツベツ川分水路、愛宕新川、難波田川分水路	福祉安心部（障害）			
障害児・者施設	グループホーム 旭川旭親会	東旭川町下兵村425－1	②	①	③	倉沼川、難波田川分水路	福祉安心部（障害）			
障害児・者施設	就労継続支援（B型）事業所 りんどう	東旭川町共栄107番地	②	①	③	アイヌ川、愛宕新川、基北川・難波田川・小股川	福祉安心部（障害）			
障害児・者施設	指定障害者支援施設 共生園	東旭川町共栄123番地	②	①	③	愛宕新川	福祉安心部（障害）			
障害児・者施設	指定生活介護事業所 共生園	東旭川町共栄123番地	②	①	③	愛宕新川	福祉安心部（障害）			
障害児・者施設	指定短期入所事業所 共生園	東旭川町共栄123番地	②	①	③	愛宕新川	福祉安心部（障害）			

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新								旧		備考
障害児・者施設	指定障害者支援施設 共生園Ⅱ	東旭川町共栄123番地	②	①	③	ボンウシツベツ川分水路、愛宕新川	福祉安心部（障害）	<u>（新規）</u>		（資－133） 浸水想定区域の拡大に伴い施設を追加
障害児・者施設	指定短期入所事業所 共生園Ⅱ	東旭川町共栄123番地	②	①	③	ボンウシツベツ川分水路、愛宕新川	福祉安心部（障害）			
障害児・者施設	チーム紅蓮A	東旭川町共栄223－6	②	①	③	愛宕新川	福祉安心部（障害）			
障害児・者施設	チーム紅蓮B	東旭川町共栄223－6	②	①	③	愛宕新川	福祉安心部（障害）			
高齢者施設	ナーシングホーム花さとか	東光8条5丁目3番5号，16号	①	②	③	アイヌ川、愛宕新川、基北川・難波田川・小股川	建築部			
放課後児童クラブ	共栄第二放課後児童クラブ	豊岡1条8丁目2番15号		①		アイヌ川、ボンウシベツ川、愛宕新川、基北川・難波田川・小股川、内水氾濫	こども・女性・若者未来部			
保育所	中央乳児保育園	豊岡2条7丁目		①		ボンウシベツ川、愛宕新川、基北川・難波田川・小股川、内水氾濫	こども・女性・若者未来部			
放課後児童クラブ	共栄放課後児童クラブ	豊岡2条10丁目共栄小学校敷地内		①		ボンウシベツ川、愛宕新川	こども・女性・若者未来部			
保育所	オーキッド保育園	豊岡3条5丁目		①		アイヌ川、ボンウシベツ川、愛宕新川、基北川・難波田川・小股川	こども・女性・若者未来部			
保育所	旭川だいいち保育園	豊岡3条7丁目		①		ボンウシベツ川、愛宕新川、基北川・難波田川・小股川	こども・女性・若者未来部			
認定こども園	保育所型認定こども園とうえい	東光4条5丁目		①		アイヌ川、愛宕新川、基北川・難波田川・小股川、内水氾濫	こども・女性・若者未来部			
保育所	小規模保育園ふたばの庭	豊岡6条7丁目		①		ボンウシベツ川、愛宕新川	こども・女性・若者未来部			
認定こども園	幼稚園型認定こども園旭川ふたば幼稚園	豊岡6条7丁目		①		ボンウシベツ川、愛宕新川	こども・女性・若者未来部			
放課後児童クラブ	愛宕東放課後児童クラブ	豊岡7条9丁目愛宕東小学校敷地内		①		ボンウシベツ川、愛宕新川、基北川・難波田川・小股川	こども・女性・若者未来部			
放課後児童クラブ	旭川第3小放課後児童クラブ	東光8条8丁目旭川第3小学校敷地内		①		アイヌ川、愛宕新川、基北川・難波田川・小股川、内水氾濫	こども・女性・若者未来部			
放課後児童クラブ	旭川第3小第二放課後児童クラブ	東光9条8丁目6番13号戸建て		①		アイヌ川、愛宕新川、基北川・難波田川・小股川	こども・女性・若者未来部			
認定こども園	幼保連携型のなか認定こども園	豊岡11条8丁目		①		ボンウシベツ川、愛宕新川	こども・女性・若者未来部			
保育所	真和保育園	東光17条5丁目		①		アイヌ川	こども・女性・若者未来部			
保育所	キュービッド保育園	東光17条9丁目		①		アイヌ川	こども・女性・若者未来部			
幼稚園	旭川東光幼稚園	東光18条6丁目		①		アイヌ川、内水氾濫	こども・女性・若者未来部			
認定こども園	幼保連携型認定こども園エールこども園	東旭川町下兵村369-9		①		ボンウシツベツ川分水路、愛宕新川、難波田川分水路	こども・女性・若者未来部			
小学校	東栄小学校	東光4条6丁目		①		アイヌ川、愛宕新川、基北川・難波田川・小股川	学校教育部			
小学校	旭川第3小学校	東光8条8丁目		①		アイヌ川、愛宕新川、基北川・難波田川・小股川	学校教育部			

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新								旧		備考
中学校	東明中学校	東光16条7丁目		①		アイヌ川	学校教育 部	(新規)	(資－133) 浸水想定区域の 拡大に伴い施設 を追加	
小学校	東光小学校	東光17条6丁目		①		アイヌ川	学校教育 部			
中学校	東陽中学校	豊岡2条7丁目		①		愛宕新川、基北川・難波田川・小股川	学校教育 部			
小学校	共栄小学校	豊岡2条10丁目		①		ボンウシベツ川、愛宕新川	学校教育 部			
小学校	愛宕東小学校	豊岡7条9丁目		①		ボンウシベツ川、愛宕新川、内水氾濫	学校教育 部			
小学校	愛宕小学校	豊岡8条6丁目		①		ボンウシベツ川、愛宕新川	学校教育 部			
中学校	愛宕中学校	豊岡8条10丁目		①		ボンウシベツ川、愛宕新川、基北川・難波 田川・小股川、内水氾濫	学校教育 部			
診療所	東光マタニティクリニック	東光10条6丁目2番14号		①		アイヌ川、愛宕新川	健幸保健 部			
診療所	豊岡内科整形外科クリニック	豊岡3条6丁目176番地 107		①		アイヌ川、ボンウシベツ川、愛宕新川、基 北川・難波田川・小股川、内水氾濫	健幸保健 部			
診療所	及川医院	豊岡4条8丁目3番1号		①		ボンウシベツ川、愛宕新川	健幸保健 部			
診療所	たけだ産婦人科クリニック	豊岡11条5丁目4番18号		①		ボンウシベツ川、愛宕新川、基北川・難波 田川・小股川	健幸保健 部			
(略)								(略)		(資－137) 浸水想定区域の 拡大に伴い施設 を追加
(12) 神楽地区								(12) 神楽地区		
(略)								(略)		
施設区分	施設名称	所在地	伝達方法（優先 順）			河川等	担当部	(新規)		
			F A X	電 話	E メ ー ル					
高齢者施 設	R e H O P E 旭川神楽	神楽3条12丁目1番45号		①		美瑛川	福祉安心 部（長 寿）			
高齢者施 設	グループホーム ひだまりの家	神楽4条1丁目2番4号	①	②	③	忠別川、美瑛川、辺別川、南校川、内水氾 濫	福祉安心 部（長 寿）			
高齢者施 設	グループハウス プラタナス	神楽岡6条6丁目1番1号	①	②		内水氾濫	福祉安心 部（長 寿）			
障害児・ 者施設	ぼぶら事業所	神楽2条11丁目1番6号	②	①	③	内水氾濫	福祉安心 部（障 害）			
障害児・ 者施設	特定非営利活動法人ゆい・ゆい	神楽岡8条4丁目3番4号		①	②	内水氾濫	福祉安心 部（障 害）			
障害児・ 者施設	児童デイサービス りるとかぐ らおか	神楽岡14条3丁目5番2 号	②	①	③	忠別川、美瑛川、辺別川、内水氾濫	福祉安心 部（障 害）			
放課後児 童クラブ	緑新第二放課後児童クラブ	神楽岡6条6丁目3番5号 1階左	—	—	—	内水氾濫	こども・ 女性・若 者未来部			
保育所	caro nino	緑が丘2条1丁目2番19 号				内水氾濫	こども・ 女性・若 者未来部			
認定こど も園	旭川おおぞら認定こども園	緑が丘東3条1丁目				内水氾濫	こども・ 女性・若 者未来部			

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新								旧		備考		
放課後児童クラブ	ふらっと	緑が丘南3条1丁目5番25号	—	—	—	忠別川、美瑛川、辺別川、内水氾濫		こども・女性・若者未来部	(新規)	(資－137) 浸水想定区域の拡大に伴い施設を追加		
小学校	緑新小学校	神楽岡4条5丁目				内水氾濫		学校教育部				
小学校	緑が丘小学校	緑が丘3条4丁目				内水氾濫		学校教育部				
中学校	緑が丘中学校	緑が丘3条4丁目				内水氾濫		学校教育部				
病院	旭川医科大学病院	緑が丘東2条1丁目1番1号				内水氾濫		健幸保健部				
(略)												
(13) 西神楽地区												
(略)												
施設区分	施設名称	所在地	伝達方法（優先順）			河川等		担当部	(新規)	(資－140) 浸水想定区域の拡大に伴い施設を追加		
			FAX	電話	Eメール							
保育所	千代ヶ岡保育所	西神楽3線24号				千代ヶ岡川		こども・女性・若者未来部				
(略)												
(14) 東鷹栖地区												
(略)												
施設区分	施設名称	所在地	伝達方法（優先順）			河川等		担当部	(新規)	(資－140) 浸水想定区域の拡大に伴い施設を追加		
			FAX	電話	Eメール							
高齢者施設	住宅型有料老人ホームあるくⅡ	末広1条11丁目1番20号	①	②	③	石狩川、内水氾濫		福祉安心部（長寿）				
高齢者施設	特別養護老人ホーム 敬生園	末広8条6丁目5305番地	①	②	③	内水氾濫		福祉安心部（長寿）				
高齢者施設	特別養護老人ホーム 誠徳園	末広8条6丁目5305番地	①	②	③	内水氾濫		福祉安心部（長寿）				
高齢者施設	老人保健施設 サニーヒル	末広8条6丁目5307番地	①	②	③	内水氾濫		福祉安心部（長寿）				
高齢者施設	生活支援ハウス「ぬくもり」	末広8条6丁目5307	①	②	③	内水氾濫		福祉安心部（長寿）				
高齢者施設	グループホーム こもれ陽	春光台3条9丁目2番18号	①	②	③	内水氾濫		福祉安心部（長寿）				
高齢者施設	老人保健施設 愛善ハイツ	春光台4条11丁目5249番地2		①		内水氾濫		福祉安心部（長寿）				
高齢者施設	特別養護老人ホーム 愛善園	春光台4条11丁目5249番地10	①	②	③	内水氾濫		福祉安心部（長寿）				
障害児・者施設	児童発達支援・放課後等デイサービス もこの花	末広1条9丁目1番12号		①	②	石狩川、内水氾濫		福祉安心部（障害）				
障害児・者施設	児童発達支援・放課後等デイサービス ラッキーⅡ	末広2条4丁目1番9号		①	②	石狩川、内水氾濫		福祉安心部（障害）				

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新								旧	備考
障害児・者施設	指定共同生活援助バザバ	末広3条12丁目3番15号	②	①	③	石狩川	福祉安心部（障害）	<u>（新規）</u>	（資－140） 浸水想定区域の拡大に伴い施設を追加
障害児・者施設	あるふぁ	末広4条4丁目3番8号		①		石狩川、ウップetz川、内水氾濫	福祉安心部（障害）		
障害児・者施設	敬愛園	末広8条6丁目5305番地	②	①	③	内水氾濫	福祉安心部（障害）		
障害児・者施設	障害者支援施設 敬愛園	末広8条6丁目5305番地	②	①	③	内水氾濫	福祉安心部（障害）		
認定こども園	幼保連携型認定こども園末広第二こども園	末広6条7丁目		①		ウップetz川	こども・女性・若者未来部		
（略）								（略）	

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新						旧					備考
4－6 指定避難所等一覧						4－6 指定避難所等一覧					(資・144～147) ・指定避難所の指定に伴い追加（8件） ・浸水想定区域の拡大により洪水時の使用条件を追記（29件） ・地震時の使用条件を追加（7件） ・施設名称の変更に伴い修正（1件）
指定避難所						指定避難所					
地区名	施設名	所在地	洪水時	地震時	備考	地区名	施設名	所在地	洪水時	備考	
大成	中央中学校	10 条通 11 丁目	条件有		家屋倒壊等氾濫想定区域	大成	中央中学校	10 条通 11 丁目	2階以上	家屋倒壊等氾濫想定区域	
東	東町小学校	豊岡 3 条 1 丁目	2階以上			東	東町小学校	豊岡 3 条 1 丁目			
東	光陽中学校	豊岡 3 条 1 丁目	2階以上			東	光陽中学校	豊岡 3 条 1 丁目			
東旭川	ベルコ東光シティホール	東光 2 条 5 丁目 2－11	2階以上				（新規）				
東旭川	東栄小学校	東光 4 条 6 丁目	2階以上			東旭川	東栄小学校	東光 4 条 6 丁目			
東旭川	旭川第 3 小学校	東光 8 条 8 丁目	2階以上			東旭川	旭川第 3 小学校	東光 8 条 8 丁目			
東旭川	旭川市東地区体育センター	豊岡 2 条 5 丁目	条件有			東旭川	旭川市東地区体育センター	豊岡 2 条 5 丁目			
東旭川	東陽中学校	豊岡 2 条 7 丁目	2階以上			東旭川	東陽中学校	豊岡 2 条 7 丁目			
東旭川	旭川龍谷高等学校	東旭川町共栄	2階以上			東旭川	旭川龍谷高等学校	東旭川町共栄			
東旭川	旧旭川第 2 中学校	東旭川町共栄	2階以上			東旭川	旧旭川第 2 中学校	東旭川町共栄			
東旭川	びあふる岩山（旧旭川第 4 小学校）	東旭川町豊田	条件有	使用不可	家屋倒壊等氾濫想定区域	東旭川	びあふる岩山（旧旭川第 4 小学校）	東旭川町豊田		家屋倒壊等氾濫想定区域	
東旭川	東旭川公民館日の出分館	東旭川町日ノ出		使用不可		東旭川	東旭川公民館日の出分館	東旭川町日ノ出			
東旭川	東旭川公民館瑞穂分館	東旭川町瑞穂	条件有		家屋倒壊等氾濫想定区域 ※土砂災害時使用不可	東旭川	東旭川公民館瑞穂分館	東旭川町瑞穂		家屋倒壊等氾濫想定区域 ※土砂災害時使用不可	
東旭川	旧旭川第 1 小学校	東旭川町米原	条件有			東旭川	旧旭川第 1 小学校	東旭川町米原	使用不可		
北星	北光小学校	旭町 1 条 16 丁目	条件有			北星	北光小学校	旭町 1 条 16 丁目			
北星	大町小学校	大町 1 条 1 丁目	条件有		家屋倒壊等氾濫想定区域	北星	大町小学校	大町 1 条 1 丁目	2階以上	家屋倒壊等氾濫想定区域	
北星	ベルコ川端シティホール	川端町 5 条 9 丁目	条件有				（新規）				
春光	北部住民センター	春光 5 条 4 丁目	2階以上			春光	北部住民センター	春光 5 条 4 丁目			
春光	ベルコ春光シティホール	春光 5 条 4 丁目					（新規）				
春光	北鎮小学校	春光 6 条 6 丁目	2階以上			春光	北鎮小学校	春光 6 条 6 丁目			
春光	末広小学校	末広 6 条 2 丁目	2階以上			春光	末広小学校	末広 6 条 2 丁目			
春光	旭川実業高等学校	末広 8 条 1 丁目		使用不可		春光	旭川実業高等学校	末広 8 条 1 丁目			
春光	北星中学校	住吉 5 条 1 丁目	2階以上			春光	北星中学校	住吉 5 条 1 丁目			
東鷹栖	ベルコ末広シティホール	末広東 2 条 4 丁目	2階以上				（新規）				
東鷹栖	末広地域活動センター	末広東 2 条 9 丁目	条件有			東鷹栖	末広地域活動センター	末広東 2 条 9 丁目	使用不可		
東鷹栖	末広北小学校	末広 5 条 11 丁目	2階以上			東鷹栖	末広北小学校	末広 5 条 11 丁目			
東鷹栖	東鷹栖公民館第 3 分館	東鷹栖 10 線 21 号		使用不可		東鷹栖	東鷹栖公民館第 3 分館	東鷹栖 10 線 21 号			
新旭川	明星中学校	東 5 条 1 丁目	条件有		家屋倒壊等氾濫想定区域	新旭川	明星中学校	東 5 条 1 丁目	3階以上	家屋倒壊等氾濫想定区域	
永山	ベルコ永山シティホール	永山 2 条 11 丁目					（新規）				
永山	旭川志峯高等学校	永山 7 条 16 丁目		使用不可		永山	旭川志峯高等学校	永山 7 条 16 丁目			
永山	永山新川管理センター	永山町 13 丁目	条件有			永山	永山新川管理センター	永山町 13 丁目			
神楽	旭川ベルコ会館	神楽 2 条 10 丁目					（新規）				
神楽	道北地域旭川地場産業振興センター	神楽 4 条 6 丁目	条件有			神楽	道北地域旭川地場産業振興センター	神楽 4 条 6 丁目	使用不可		
神楽	旭川市大雪クリスタルホール	神楽 3 条 7 丁目	2階以上				（新規）				
西神楽	旧聖和小学校	西神楽 1 線 18 号	条件有		家屋倒壊等氾濫想定区域	西神楽	旧聖和小学校	西神楽 1 線 18 号	使用不可	家屋倒壊等氾濫想定区域	
西神楽	西神楽公民館就実分館	西神楽 1 線 31 号		使用不可		西神楽	西神楽公民館就実分館	西神楽 1 線 31 号			
西神楽	アイラーセン・ファクトリー	西神楽 3 線 25 号	2階以上			西神楽	旧千代ヶ岡小学校	西神楽 3 線 25 号	2階以上		
西神楽	西神楽市民交流センター	西神楽南 2 条 3 丁目	条件有			西神楽	西神楽市民交流センター	西神楽南 2 条 3 丁目	使用不可		
神居	旧旭川北都商業高等学校	台場 2 条 1 丁目	条件有	使用不可	家屋倒壊等氾濫想定区域	神居	旧旭川北都商業高等学校	台場 2 条 1 丁目	2階以上	家屋倒壊等氾濫想定区域	
神居	忠和中学校	忠和 1 条 4 丁目	条件有		家屋倒壊等氾濫想定区域	神居	忠和中学校	忠和 1 条 4 丁目	使用不可	家屋倒壊等氾濫想定区域	
神居	忠和小学校	忠和 4 条 4 丁目	条件有			神居	忠和小学校	忠和 4 条 4 丁目	使用不可		
神居	忠和地区センター	忠和 5 条 5 丁目	条件有			神居	忠和地区センター	忠和 5 条 5 丁目	使用不可		
神居	ベルコシティホール旭川西	忠和 7 条 7 丁目					（新規）				
（略）						（略）					

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新					旧					備考						
指定福祉避難所					指定福祉避難所					(資－147) 指定福祉避難所の指定に伴い追加						
地区名	施設名	所在地	洪水時		備考											
新旭川	認定こども園新富保育園	東4条1 1丁目	施設の利用者とその家族等													
(略)					(略)											
指定緊急避難場所（一時避難場所（屋外））					指定緊急避難場所（一時避難場所（屋外））					(資－148) ・浸水想定区域の拡大により洪水時の使用状況（洪水）を修正（11件） ・指定緊急避難場所（一時避難場所（屋外））の指定に伴い追加（1件）						
地区名	施設名	所在地	対象とする事象等					地区名	施設名		所在地	対象とする事象等				
			洪水	内水氾濫	土砂災害	大規模火災等	地震					洪水	内水氾濫	土砂災害	大規模火災等	地震
東	東光ふれあい公園	東光6条4丁目	×	○	○	○	○	東	東光ふれあい公園		東光6条4丁目	○	○	○	○	○
	豊岡公園	豊岡6条3丁目	×	○	○	○	○		豊岡公園		豊岡6条3丁目	○	○	○	○	○
永山	いこい公園	流通団地3条4丁目	×	○	○	○	○	永山	いこい公園		流通団地3条4丁目	○	○	○	○	○
東旭川	東光公園	東光1・2条8丁目	×	○	○	○	○	東旭川	東光公園		東光1・2条8丁目	○	○	○	○	○
	共栄公園	東光6条10丁目	×	○	○	○	○		共栄公園		東光6条10丁目	○	○	○	○	○
	千代田公園	東光13条8丁目	×	○	○	○	○		千代田公園		東光13条8丁目	○	○	○	○	○
	東部中央公園	東光18条4丁目及び東光20～22条5丁目	×	○	○	○	○		東部中央公園		東光18条4丁目及び東光20～22条5丁目	○	○	○	○	○
	豊岡東公園	豊岡10条9丁目	×	○	○	○	○		豊岡東公園		豊岡10条9丁目	○	○	○	○	○
東旭川	フレスポ旭川龍谷	豊岡5条4丁目	×	○	○	○	○		(新規)							
神楽	ごりょう公園	西御料2条2丁目	×	○	○	○	○	神楽	ごりょう公園		西御料2条2丁目	○	○	○	○	○
	緑の沢公園	緑が丘東4・5条3丁目	×	○	○	○	○		緑の沢公園		緑が丘東4・5条3丁目	○	○	○	○	○
東鷹栖	東鷹栖いなほ公園	物流団地1条1丁目	×	○	○	○	○	東鷹栖	東鷹栖いなほ公園		物流団地1条1丁目	○	○	○	○	○
(略)					(略)											
指定緊急避難場所（一時避難場所（屋内））					指定緊急避難場所（一時避難場所（屋内））											
地区名	施設名	所在地	対象とする事象等					地区名	施設名	所在地	対象とする事象等					
			洪水	内水氾濫	土砂災害	大規模火災等	地震				洪水	内水氾濫	土砂災害	大規模火災等	地震	
	(削除)							西	新町小学校(2階以上の階)	4条西3丁目	○ (3階以上)	○	＝	＝	＝	
	(削除)								旭川高等支援学校(2階以上の階)	5条西5丁目	○ (3階以上)	○	＝	＝	＝	
	(削除)							北星	大町小学校(2階以上の階)	大町1条1丁目	○	○	＝	＝	＝	
	(削除)								旭川西高等学校(2階以上の階)	川端町5条9丁目	○ (3階以上)	○	＝	＝	＝	
	(削除)								北門中学校(2階以上の階)	錦町15丁目	○	○	＝	＝	＝	
	(削除)								旭川明成高等学校(2階以上の階)	緑町14丁目	○	○	＝	＝	＝	
	(削除)								近文小学校(2階以上の階)	緑町17丁目	○	○	＝	＝	＝	
北星	ベルクラシック旭川（2階以上の階）	本町2丁目	○ (条件有)	○	－	－	－			ベルクラシック旭川（2階以上の階）	本町2丁目	○	○	－	－	－
	イオンモール旭川西店（3階屋内駐車場及び屋上駐車場）	緑町23丁目	○ (3階以上)	○	－	－	－			イオンモール旭川西店（3階屋内駐車場及び屋上駐車場）	緑町23丁目	○	○	－	－	－

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新								旧								備考
	(削除)							新旭川	明星中学校（2階以上の階）	東5条1丁目	○ (3階以上)	○	＝	＝	＝	(資－162-163) 社名変更に伴い 修正
	(削除)								神楽小学校（2階以上の階）	神楽5条8丁目	○ (3階以上)	○	＝	＝	＝	
	(削除)								神楽中学校（2階以上の階）	神楽6条12丁目	○ (3階以上)	○	＝	＝	＝	
	(削除)								神楽岡小学校（2階以上の階）	神楽岡14条3丁目	○	○	＝	＝	＝	
	(削除)								旭川ベルコ会館	神楽2条10丁目	○	○	＝	＝	＝	
神楽	大雪アリーナ（2階）	神楽4条7丁目	○ (2階以上)	○	－	－	－	神楽	大雪アリーナ（2階）	神楽4条7丁目	○	○	－	－	－	
	パーラートーエー神楽店（ <u>立体駐車場</u> ）	神楽5条9丁目	○ (3階以上)	○	－	－	－		パーラートーエー神楽店（ <u>2階以上の階</u> ）	神楽5条9丁目	○	○	－	－	－	
	神楽市民交流センター（2階）	神楽3条6丁目	○ (2階以上)	○	－	－	－		神楽市民交流センター（2階）	神楽3条6丁目	○	○	－	－	－	
	(削除)								<u>道北地域旭川地場産業振興センター（2階）</u>	<u>神楽4条6丁目</u>	＝	○	＝	＝	＝	
	(削除)								神居	<u>忠和中学校（2階以上の階）</u>	<u>忠和1条4丁目</u>	＝	○	＝	＝	
	(削除)							<u>忠和小学校（2階以上の階）</u>		<u>忠和4条4丁目</u>	＝	○	＝	＝	＝	
神居	豊西会館	神居町豊里	○ (2階以上)	○	－	－	－	豊西会館		神居町豊里	○	○	－	－	－	
(略)								(略)								
4－9 関係機関連絡先一覧								4－9 関係機関連絡先一覧								
1 国								1 国								
機 関 名		所 在 地		電話番号				機 関 名		所 在 地		電話番号				
<u>旭川行政監視行政相談センター</u>		宮前1条3丁目		38-3011				<u>北海道管区行政評価局旭川行政評価分室</u>		宮前1条3丁目		38-3011				
3 指定公共機関・地方公共機関								3 指定公共機関・地方公共機関								
機 関 名		所 在 地		電話番号				機 関 名		所 在 地		電話番号				
<u>N T T 東日本株式会社 北海道北支店</u>		札幌市中央区北1条西6丁目1番地		011-212-4466				<u>東日本電信電話株式会社 北海道事業部</u>		札幌市中央区北1条西6丁目1番地		011-212-4466				